

とする。久光公も怒つて公の手を打つ。公は力任せに突倒し、大笑ひしながら、悠悠として閑老の處に行つたといふことだ。

事に當りて衝突

此れは或は針小棒大の話かも知れないが、全く根も葉もなきことではあるまい。勤王といふ大根本は符合するが、そのやり方が違ふ。事に當つて衝突を免れず、遂に御歸國になつたのだ。

是れは大體に於て、斯く云ひ得可きものであらう。

御供の要路に、その人が無い。大義のある處を解せず、たゞ山内家の利害の點ばかり考へ、幕府の權力をいつまでも恐れてゐる。上京するとすぐ他藩士とお供のものとの出會は禁ずる。

此れもその通りだ。

乾西郷討幕密約

二三の同志がゐても、概ね要路ではない。ところへ丁度乾が江戸から歸つて、隆盛と出會した。乾ははじめ吉田(東洋)派と大同してゐたので、激烈な勤王派といふ疑も少なく、その頃無役であつたから、自由に薩人と往來が出来た。山川良水や、中岡慎太郎等は、乾を勤王派の首領にするがよからうといふので、事に托し

深尾邸會

て周旋した。隆盛と乾との間に討幕の密約が出来たのも、實にこの時であつた。此れも亦た一面の消息を傳へたるものに幾しだ。

老公の歸國については、京都では評判が悪い。薩人などは途上で、ゆんべ見した見た四條の橋で、丸に柏葉の尾が見えた」と謠うて、大にこれを嘲つたさうだ(參照四二)。自分(佐佐木)は六月十二日、由比猪内等と共に、薩摩その他との間の折合をよくするがために、上京するやう命せられたが、藩論が極つてなくてでは、何ともしやうがないといふので、十三日執政深尾丹波守の宅で大會議を開いた。執政等は皆な軟論、自分のみ正論……乾は後れて列席したが、自分の説に賛成していふ。予は昨今歸國したばかりで、藩の模様も能く分らぬ。種々議論もあるやうだが、今日のところ薩論は正義である。正論である以上、これと離れるのはよろしくない」と、ヤツ氣となつて主張する。

板垣退助其人の口吻を描き出し、睹るが如し。

乾は平士中の門閥家でもあり、また子分もある。その時は歸國早々大目付となつてゐたのである。自分は有力なる應援を得て、益々元氣が付いた。乾と隆盛と

の密約のことなど、その時にはオクビにも出さず、ずつと後になつて打明けたのである。〔勤王秘史〕

此れにて土佐の一角には、武力解決派の薩に共鳴したる、有力なる一味が出来たことが判知る。

因みに云ふ、中岡の日記に曰く、

乾藩公に謁見

二十二日 此日乾退拜謁

此れは乾、西郷會見の翌日だ。拜謁とは容堂に拜謁したのだ。

廿六日 予今朝西郷に至り、乾、毛、谷決意の事を論じ歸る。

廿七日 老公御立、乾等に別る。

乾は容堂に隨行して歸藩の途に就いたのだ。彼は歸藩の上、同志を糾合して、愈よ討幕軍の急先鋒たらんことを期したのだ。

【四五】 坂本、後藤、公議政體

後藤見出さる

中岡慎太郎が乾退助を見出したる如く、坂本龍馬も亦た後藤象二郎を見出した。

後藤坂本の因縁

見出した人と見出された人と、互ひに共通の性格あるも、亦た一奇だ。

後藤象二郎は、吉田東洋の門下生にして、且つ縁類だつた爲めばかりでなく、其の人物は容堂に器重せられてゐた。武市瑞山に對し、其の切腹の判決を宣したるは、後藤其人である。と傳へられたる程にて、彼と勤王派とは、到底兩立出来ぬ立場にあつたにも拘らず、彼と曾て武市瑞山の黨類であつた坂本龍馬と相ひ契るに、到りたるは、兩者何れも歴史や、行き掛りに因はれず、融通無礙の性格の然らしめたるものと云はねばならぬ。

後藤の財用知識

後藤は吉田東洋の衣鉢を承け、經濟方面にも關心する所多く、天下多事の際、財用に急なるを見て、土佐藩の物産を長崎に於て販賣す可く、岩崎彌太郎等を其の下僚として、之に従事せしめ、自から藩命を帯びて長崎に出張し、而して此處に於て海援隊長坂本と交歡するに至つた。通商貿易には、海援隊も亦た一面其の關心を持つてゐたばかりでなく、海援隊も亦た藩に頼り、藩も亦た海援隊に頼るところあり、自然に兩者の密接したばかりでなく、坂本、後藤兩人は、互ひに相ひ許す所があつたものと察せらるゝ理由がある。而して所謂土藩の公議政體論は、實に兩

薩土盟約書

人の間に淵原した。

是より先き土藩參政後藤象次郎長崎に在り、坂本龍馬公議政體の説を以て、後藤を説き、之を容堂に進めんと欲す。會々容堂京都に在り、象次郎を召す。象次郎機失ふ可からずと爲し、龍馬と與に急行上京す。(原註、六月下旬なり) 到るの日、容堂既に國に就く。此に於て、後藤は伊達宗城に謁し、大權を朝廷に歸し、政府を二院に分ち、萬政を公議に決す可きを言ひ、宗城の紹介に依り、進みて島津久光に説き、遂ひに薩人小松帶刀、西郷吉之助等と會晤し、決死其事を成さんと誓ひ、歸藩して容堂に説き、兵を從へ入京せしむることを約し、所見を記して之れを誓ふ。所謂薩土盟約書是れなり。(防長回天史)

此れはや、要領を得てゐる。

志士の誤解

初め後藤の公議政體を提唱するや、年少氣銳の志士等は、後藤が容堂の親信する所にして、佐幕の意思淺からざりしを見、其公議政體論を瞞著の手段に外ならずと爲し、根本的革新策の之れが爲めに沮廢せんとするを虞れ、頗る動搖す。(原註、或は曰く後藤の眞意は、慶喜をして内大臣の職を以て、依然改造政府の實權を握らしむるに在り。容堂が後藤の説を容れしも、茲に在りと) 甚だしきは、後藤斬るべしと云ふ者あるに至れり。後藤辯解甚だ力め、過激輩の慰諭を小松に囑し、且つ遂に盟約書を作るに至れり。

(同上)

此れも亦た一説として、參酌するを要す。又た曰く、

後藤主張の由来

後藤が公議政體論の建議を主張したる由来を釋ぬるに、後藤が容堂より上京を命ぜらるゝや、會々長崎にて坂本龍馬より公議政體論を聞き、是れ以て土藩の立脚地と爲すに足れりと爲したるなり。建議の草案は、高知の町醫にして、長崎に留學せる今井某が、西洋制度の一斑を摸索し、之を執筆して、坂本に與へたるものなりと云ふ。坂本は純粹の勤王派にして、常に薩長の名士と交り、互に裨益する所も淺からず。又後藤とは、其の主張經歷を殊にするも、身脱藩者にして、素より後藤の如くに、地位をも、藩主の信用をも有せず、且つ後藤の才を助けて以て當世の用を爲さしむるに足るを知れり。是れ坂本が公議政體論を後藤に注入し、其の眞著眼の異同如何を問はず、之れを助けて、大に活動せし所なるが如し。(同上)

以上は何れも後藤、坂本と公議政體の由來を語る一説として見る可きものであらう。

【四六】 公議政體論と土藩(一)

船中八策

抑も坂本龍馬が、後藤象二郎に向つて、公議政體論を吹込みたるは、兩人長崎邂逅のときであるが、其の意見の文書に現はれたるは、實に兩人が長崎より上京の船中であつた。それが所謂の船中八策にして、兩人が海援隊書記長長岡謙吉をして起艸せしめたと云ふ。

- 一 天下の政權を朝廷に奉還せしめ、政令宜しく朝廷より出づべき事。
- 一 上下議政局を設け、議員を置きて、萬機を參贊せしめ、萬機宜しく公機に決すべき事。
- 一 有材の公卿諸侯及天下の人材を顧問に備へ、官爵を賜ひ、宜しく從來有名無實の官を除く事。
- 一 外國の交際廣く公議を採り、新に至當の規約を立つべき事。

- 一 古來の律令を折衷し、新に無窮の大典を撰定すべき事。
- 一 海軍宜く擴張すべき事。
- 一 御親兵を置き、帝都を守衛せしむべき事。
- 一 金銀貨物宜しく外國と平均の法を設くべき事。

以上八策は、方今天下の形勢を察し、之を宇内萬國に徵するに、之を捨て、他に濟時の急務なかるべし。苟も此數策を斷行せば、皇運を挽回し、國勢を擴張し、萬國と並立するも、亦敢て難しとせず。伏て願くは公明正大の道理に基き、一大英斷を以て、天下と更始一新せん。

藩議決定

此れが果して長岡起艸の原案であつた乎、將た爾後修正したるものであつた乎、何れにしても此の所謂の船中八策が、土藩の藩議として決したるは、六月十五日であつたことは、中岡慎太郎の日記が、明白に之を語りてゐる。

十五日(慶應三年六月)晴、後藤面會、聞昨夜政府議論決す云々。

政府とは土藩のことであらう。

十六日晴、西郷、吉井を訪ふ。○明日山(縣)、品(川)、田(中)等歸西の事。

薩和戦の  
鍵を握る

薩土の關  
係單一な  
らず

當時一方には薩土の平和解決の協議あり、他方には薩長の武力解決の相談あり。薩は宛も平和と戦争との鍵を、双手に握るが如き立場に在つた。而して西郷、大久保の底意は、固より武力解決にあるも、土藩の平和解決論は、自から天下の公論にして、大義名分の上からも、之を正面から拒斥する能はざる如き事情あり、而して土藩に於ても、少くとも其要人たる後藤象二郎の如きは、武力解決には、同意せざるも、武力後援の必須を感じつゝ、あつたから、薩土の干係は、薩長の干係ほど、單簡明瞭では無かつたが、亦た聊か契合するところも無きではなかつた。況んや土藩が天下の政權を舉げて朝廷に歸する論は、其の動機の如何に拘はらず、薩の主張と一致するに於てをやだ。然も長藩士の山縣狂介、品川彌二郎等が、薩邸より歸藩したるは、薩藩の眞意が、飽迄武力解決にあるを確めた故であらう。

中岡奔走

十九日晴、朝後藤に會ひ、夫より薩邸に行く。  
二十日晴、後藤、小松に至る。

廿二日晴、三樹の會、小(松)、西(郷)、大(久保)等來る。

坂本奔走

之を見れば、如何に中岡慎太郎が、薩土の意志を疏通す可く、其間に周旋奔走しつ

つあつたか、判知る。中岡慎太郎既に此の如し。其の同功一體の土坂本龍馬が、如何に此間に働らきたる乎は、固より想像する迄もなき事だ。

朔日(七月)晴、才谷(坂本)と十津(津川)邸に至る。○此日後藤薩邸に行く。

二日晴、小松、大久保、土役と會す。

三日晴、參政等歸國、後藤、永井主水正に至る。

五日晴、西郷、大久保を訪ふ。

以上の乾燥なる零碎の文字の中に、如何なる驚天動地の計畫が含蓄せられたるか、は、眼光紙背に徹する者の看取する所であらう。  
尙ほ海援隊日誌に曰く、

薩土藩士  
會合

一 廿二日(慶應三年六月)薩の大夫小松帶刀、西郷吉之助等、吾藩士と三樹の水亭に會同す。此會に關する者七人矣。

と。此れが何事の評議であつたかは、今更ら揣摩を要しない。

【四七】 公議政體論と土薩 (二)

覆水の虞 慶應三年の五月、六月は、尤も重要な期間であつた。上には四賢侯が將軍慶喜、攝政二條齊敬等と會同評定を累ね、下には薩を中心として、一方には長の主戰論者が頻りに擧兵を迫り、他方には土藩の平和解決論者が薩を仲間に引入れ、更らに工作する所あり、而して坂本、中岡の徒は、薩長、土の間に縦横の手腕を揮ひ、天下の大勢は、宛も水盤に水を盛りたる如く、何れへ傾いても、覆水の虞れがあつた。

大久保手 今ま大久保文書に徴するに、慶應三年六月十四日付にて、大久保一藏手寫の盟約文書がある。

方今皇國の務、國體制度を糾正し、萬國に臨て不恥、是第一義とす。其要王制復古、字内の形勢を參酌し、天下後世に至て、猶其遺憾なきの大條理を以て處せん。國に二王なし、家に二主なし、政權一君に歸す。是其大條理、我皇家綿々一系、萬古不易。然に古郡縣の政變じて、今封建の體と成る。大政遂に幕府に歸す。上皇帝在を不知、是を地球上に考ふるに、其國體如茲者あらん歟。然則制度一新、政權朝に

歸し、諸侯會議、人民共和、然後庶幾以て萬國に臨て不恥、是を以て初て我皇國の國體特立する者と云べし。若二三の事件を執り、喋々曲直を抗論し、朝幕諸侯俱に相辯難、枝葉に馳せ、小條理に止る。却て皇國の大基本を失す。豈本志ならんや。爾後執心公平、所見萬國に存す。此大條理を以て、此大基本を立つ。今日堂々、諸侯の責のみ、成否顧る所にあらず。斃而後已ん。今般更始一新、我皇國之興復を謀り、奸邪を除き、明良を擧げ、治平を求め、天下萬民之爲めに、寛仁明恕の政を爲んとて、此法則を定事左の如し。

以上が其の總論とも云ふ可きもの、要するに尊皇主義の實行を以て、第一主眼としてゐる。而して所謂る天下と與に天下の政を爲すを以て、第二の主眼となす。

議院政治

一 天下之大政を議定する全權は、朝廷にあり。我皇國之制度、法則一切之萬機、京師之議事堂より出を要す。

是れ議院中心の政治だ。

議院組織

一 議事院を建立するは宜く諸藩より其入費を貢獻すべし。  
一 議事院上下を分ち、議事官は、上公卿より下陪臣庶民に至まで、正義純粹の

將軍辭職  
期待

者を撰擧し、尙且諸侯も自ら其職掌に因て、上院の任に充つ。  
議員の選舉及び組織に就て云ふ。

一 將軍職を以て、天下之萬機を掌握するの理なし。自今宜く其職を辭して、諸侯の列に歸順し、政權を朝廷に歸す可きは勿論なり。  
將軍の自發的辭職を期待す。

一 各港外國の條約は、兵庫港に於て、新に朝廷の大臣、諸侯の士大夫と衆合し、道理明白に、新約定を立て、誠實の商法を行ふべし。

此れは條約改正のこと。

制度の變  
革

一 朝廷の制度、法則は、往昔よりの律例ありと雖も、當今の時務に參じ、或は當らざる者あり。宜く其弊風を一新、改革して、地球上に愧ざるの國本を建ん。

一 此皇國興復の議事に關係する士大夫は、私意を去り、公平に基き、術策を設けず、正實を貴び、既往是非曲直を不問、人心一和を主として、此議論を定むべし。右に議定せる盟約は、方今の急務、天下の大事、之に如く者なし。故に一旦盟約決議の上は、何ぞ其事の成敗利鈍を視んや、唯一心協力、永く貫徹せん事を要す。

慶應丁卯六月

此れは盟約に就て云ふ、即ち土藩と薩藩の盟約である。

主旨

主旨

- 一 國體を協正し、萬世萬國に亘て不恥、是第一義。
  - 一 王制復古は論なし。宜く宇内形勢を察し、參酌協正すべし。
  - 一 國に二帝無し。家に二主なし。政刑惟一君に歸すべし。
  - 一 將軍職に居て、政柄を執る。是天地間有る可らざるの理也。宜く侯列に歸し、翼戴を主とすべし。
- 右方今の急務にして、天地間常有の大條理也。心力を協一にして、斃て後已ん。何ぞ成敗利鈍を顧に暇有らんや。

慶應丁卯六月

以上大久保の手書を察すれば、此れは薩土盟約の原案である乎、將た正文である乎、分明でないが、何れにしても之を見て其の薩土盟約の何物である可き乎は、分明に會取せらるゝ。

## 【四八】 佐佐木高行の眼中に映ずる土薩の関係

後藤の努力

後藤象二郎の立場も、決して安易ではなかつた。薩摩人も後藤の佐幕臭味に就て、疑を挟むもの多く、而して尊皇討幕一派の壯士に取りては、後藤を目の敵と做すものも少くなかつた。之に反して土佐本來の佐幕派に取りては、後藤の態度は彼等に容認出来ない程餘りに急進的であつた。而して君侯たる容堂さへも、容易に後藤の意見を容認するに遲疑した。但だ彼は此間に處して、大いに平和的解決に努力し、薩をも其の仲間を抱き込む可く、凡有る苦心をしたのは、正面から薩に反對せられては、到底物にならぬことを知悉したるが爲めであつた。而して後藤をして斯く勇敢に、其の主張の實行に邁進せしめたのは、専ら坂本及び中岡の力によると云はねばならぬ。今ま佐佐木高行日記に據りて、其間の消息を語らんに曰く。

後藤尻押の人物

松本會議

一 六月廿三日(慶應三年)晴、借(貸)席松本に會議す。大政返上云々の建白を修正す。夫より毛利恭助同伴にて、才谷梅太郎(坂本龍馬)、石川誠之助(中岡慎太郎)兩人の意見

を聞く爲め、會々堂に密會す。夜に入りて歸宿す。今夕大雨雷鳴あり。此日才谷(坂本)曰く、吾が藩(土佐)は是迄幾度も藩論變じたる故、薩藩も未だ疑念解けず。此度は充分目的相立て變換無之を要すと、自分(佐佐木)曰く、尤なる事也。然れ共此度は最早時勢も切迫せる上に、後藤を初め、是迄の佐幕家も大政返上の事に熱心せり。如何様相成候とも、此度は孰とも踏込ねば不相立場合に乘込み候間、何か充分の芝居は出来べし。安心あれと、才谷(坂本)笑て曰く、何か又芝居出来るとは、名言なり。何にても宜敷、一と芝居興行すれば、夫より事始るべし云々。

以上は坂本龍馬と、佐佐木三四郎との問答だ。

薩長心事

才谷、石川(坂本、中岡)兩人の考にも、大政返上等の事を、吾が藩主張し、其主人と相成候は、薩藩も必ず信用すべし。薩長人も土佐より何か主人に成る事を出し候事を望むならん。是は引に引かれぬ場合に立ち至らしむるの心算あらんと思ふなり。充分盡力ありたし云々。

此れは佐佐木の言ふ所。薩長人士の土佐に對する心事を揣摩してのこと。中らざるも遠からじ。



田中幸助

一 同二十四日、祇園中村屋に會す。薩の脱走田中幸助(中井弘)來會、建白書を修正す。田中は後藤長崎より入魂に相成、頗る面白き人なり。薩藩人には珍敷通人の様に見受けたり。歸途由比の下宿に立ち寄り、今日の談話を通す。人定刻、歸宿す。

尙ほ佐佐木の日記に、

眞邊會議

七月一日(慶應三年)晴、出勤仕舞、眞邊に會議す。薩藩より建白の趣旨、甚だ御同意の旨、答へ來る。皆大に悦ぶ。歸途由比と兩人にて薩藩の智略を感心す。其譯は藝藩は聊かにても異論申立てたれ共、薩は只御同意御尤との事なり。依つて吾藩(土佐)は薩も一言なしと申唱ふる事ならんれども、是は薩の智略也。是迄吾が藩の事には、疑念を抱きたる事にて、此度の事は、吾藩を主人と成し、一本打たせ、後に大に成さん目的なり。是れ吾藩に十分の荷を負せたる事なり。一本参りたりと呼んで、後太刀は十二分占める覺悟ならんと、兩人微笑して歸る。

薩鷹揚

此れは佐佐木の觀察が能く中つてゐる。薩は如何なる場合でも鷹揚に出掛け、決して小節に區々としなない。薩長聯合の時も、大政返上の時も、更らに進んで維新以

後廢藩置縣の時も、皆な御同意御尤の一句にて通してゐる。而して其中に測る可からざる深機がある。

### 第十章 薩長土の接近

#### 【四九】 伊達宗城の眼中に映じたる後藤の運動(一)

薩討幕底意 尙ほ長崎より坂本龍馬と共に上京したる後藤象二郎が如何に活動したるかば、當時在京中の四賢侯——容堂去後三賢侯——の一人伊達宗城の日記に、其の約略が看取せらるゝ先づ第一に、

六月三日(慶應三年)

第二時後陽明家(近衛)へ出る。○薩討幕之意は無之哉御懸念之御密語被成候故、決而其儀は御心配被爲在間敷、離間説と存申候旨御答申上候。

大政返上氣分進捗 とあれば近衛家などでも薩が討幕の底意を忖度して、彼是と掛念してゐたことが判知る。然も一方に討幕の空氣が漂うたるが爲めに、大政返上運動は、其の雰圍氣に乗じて、實行的に進捗したことも、亦た忘却す可きではあるまい。

六月望(十五日)

土藩論未定

○昨夜土之左膳(寺村)と會酒樓候處、後藤象次郎今日(六月十四日)崎より參候處、於藩府以ての外不相濟義有之旨申話候由、亦同藩藤治(福門)後れ來、後藤と及議論候處、互に不落意故、吞直しに來候由、何等の事件歟不話、尤薩兩名同伴、一つは田中(中井弘)の由。

此れでは土佐の藩論は、未定のことが判知る

同十六日 ○土藩象次郎(後藤)へ内藏參、田中幸助にも逢候由。

此れは伊達宗城が、其の親臣を瀕踏みとして、後藤に差遣し、其の模様を偵察せしめたものであらう。

後藤伊達に會見

同十七日 ○土後藤象次郎參候。○容堂病氣とは乍申、甚以御歸國相成、残念千萬、心緒申述、尤に聞受候事。

此れは後藤が親しく宗城に謁見して、其の君侯容堂の京都引上げに付き、遺憾の情を陳べたるに對し、宗城もそれに共鳴して、尤に聞受候事と記してゐるのだ。

後藤宗城に遊説

○當時見込居候兵庫開港、長防御所置、五卿歸洛等は、枝葉にて、夫より被對西洋各國、恥敷無之様(朱書 象明政事堂)皇國之國體、大御變革相成度主意申述候。

#### 四九 伊達宗城の眼中に映じたる後藤の運動(一)

此れは後藤が宗城に向つて遊説したるもの。如何にも後藤其人の口吻が手に取る如くである。彼が後年大同團結を提唱したるも、亦た同一筆法であつた。

尤には候。また今にては早くは無之哉と存候。薩小松、西郷へも及内話候様申置候。

とある。此れは宗城當人の思惑だ。

同廿日、町田民部參、委曲西洋談、且皇國大變革の密話する。懷中の折本に記す。

町田民部は、薩の洋行生だ。

後藤伊達再訪

同廿一日 ○後藤象次郎參候。過日之目的、小松、西郷へ話候處、無間然同意に相

成候由、尙但馬雪江、定一へも、主意爲話候事。近日下土に付、容堂へ一封願候赴也。此れは後藤が宗城を再訪して、薩の小松、西郷等が共鳴したことを報じ、且つ宗城に向つて、歸國に就ては、宗城より然る可く一封を容堂に與へられんことを願うたのだ。而して宗城は亦た後藤をして、其の大政返上に付き、其の要人共に談話を依頼したのだ。

伊達緩衝地帯

當時伊達宗城は、四賢侯の間に處して、寧ろ中立緩衝地帯に在り、薩に善く、越に善

く、土に善く、三方無礙の立場にあつたから、何れの方角からも、彼は調法がられ、凡有る情報も亦た従つて彼には入り來る便宜あつた。殊に彼は薩とは三賢侯中尤も親密の間柄であつたから、彼が後藤に向つて、先づ何よりも薩に向つて渡りをつくる可く注意したのは、如何にも尤もの次第であつた。併し彼は自から發意して、事を創むる者ではなく、如何なる場合でも協師であり、否な寧ろ協師中の協師と云ふ可きものであつたが、然も亦た彼も決して侮り難き一人であつた。

### 【五〇】 伊達宗城の眼中に映じたる後藤の運動(二)

伊達の態度

伊達宗城は、後藤の大政返上運動には、決して反對の意志を表明しなかつたが、さりとして決して熱心なる賛同者ではなかつた。其の態度は不熱不冷の間にあり、其の胸底には、頗る懷疑の念滿々であつた。但だ大義名分の上から、いざと云へば手を擧ぐるの外はなかつたのだ。

同廿二日 (慶應三年六月)

○第五時前出門、双松へ參、對話する。

伊達島津訪問

五〇 伊達宗城の眼中に映じたる後藤の運動(二)

後藤に就て語る

双松とは二本松の薩邸にして、島津久光を訪問したのだ。

△象次郎近々歸土之時、兩人(宗城及久光)より書帖之願候由申置候。連名にて可遣。△簡兄(久光を斥す)云、象次郎餘り氣張強過候。若しあの通之議論を吐置候て歸國候はば、亦不出合かも不知と存候よし。

此れは久光が後藤の運動に付て、宗城に語りたるところ。

予(宗城)云、マサカ左様でも有之間敷候得共、同人儀昨年より出崎、富國之策粉骨申候處、國元にては不評判、殊に當春歟英と商旗取交候儀、甚異論有之、既に容堂留守中にては、歸國は危く候故、不可致等内話も承居候に付、此度意表之發論にて、藩士之其身を惡み居候意氣を變じ可申密策かと邪察申候旨相話候處。

此れは宗城が、後藤の大政返上運動の動機に就て、揣摩したるところ、彼は長崎に於ける國元の不評判を取り返さんが爲めに、此の運動を創始したと云ふ説だ。

至極の處へ考が付候。何分丸で難信様子、此方考も粗同様也。

此れは久光の語りたるところ。

容堂は此議論採用可致と存候やと被尋候故、此方考にては不承知歟と察候よ

薩要人の意向

し申候得ば、同意との返答。  
此れは久光、宗城の一間一答、兩人共に後藤の此説には、山内容堂は不承知であらうとの斷案。

右にて考候ては、小松、西郷等も半信半疑かと存候。

此れは宗城の、久光の口吻よりして、薩の要人等が、後藤の大政返上運動に關する意向を察したるところ。

後藤對土藩事情

同廿四日 ○由井(比) 猪内參、容堂傳言、兵之助歸國之儀申述候故、當分は過日此方より申述候處に、動は不申旨申置候。猪内は象次郎議論被行候ば、是非御人數交代も仕候故、御歸り仕度旨申述候故、其時に可然と考、默居候。○象次郎事は、土州アナヲ見出、物論有之候得共、何卒此度之所存を以、御用被有之度趣も申居候故、彌象次郎主張する論も、人望に關係と察申候。

此れは後藤對土藩の事情に付ての觀察だ。如何に此間に複雑の事情の存したるかを知るに足る。

久光後藤説に反對

同廿六日 ○大隅(島津久光)へ容堂へ遣候帖相談、無別慮由、此頃象次郎如立論

處置は甚不<sub>レ</sub>宜と、獨見には存候由也。

此れにて島津久光が、其の一個人として、後藤の大政返上論に「甚不<sub>レ</sub>宜」との意見を包藏したるを知るに足る。

小松參候、衆議尋候處、同意と申居候。尤彌平穩公正を主張になくはならぬと申居候。胸中是不吐、互にヲカシク存候而已。

此れは薩の要人小松帶刀の所説に付て、宗城が評言を下したるもの。

同廿八日 ○第四時土邸へ參、兵參會。

兵とは山内兵之助、即ち容堂の代表者のこと。

○此間象次郎入聽候、主旨書付出來居、薩にても無異存よし、借用歸る、猪内(由比)云、會藩手代木等、別に紀州を將軍に立可<sub>レ</sub>申、なぞ申話も有之由、是は毛利家御處置、四藩如<sub>レ</sub>申立、樹公(徳川將軍慶喜)にては、内實決著相成、會藩見込之如く不相成候故歟。

七月朔

○後藤參明後日出立之由、傳言申含置候事、土州は隨分此度之注目六ヶ敷と存

候得共、粉骨之心得と申居候故。

此れは後藤の所言。

否遅々すると、此方は歸る由申置候也。

此れは宗城の所言。

西郷戰意

薩之西郷は、目下戰候意氣有之、象より重々止め置候得共、此方よりも出候はば、

重々戒めくれ候様申候故、承知と申置候。

此れは後藤と宗城との問答。

亦云、會桑にて、殊之外氣を付居、若サツ之三人、小(松)、大(久保)、西(郷)杯へ召捕候策ども施候は、直に破れ可<sub>レ</sub>申、大事と申候故、實々左様也、乍然それで動ては、サツへ都下にて兵端開き候云々、汚名付可<sub>レ</sub>申、堪忍所也。然しよほど鎮定は六ヶ敷と申置候。

此亦た兩人の問答だ、之を一讀しても、薩の態度が、其の焦點となりてゐることが判知る。

【五一】 薩長土の三角關係 (一)

小松西郷  
等決意

小松西郷、大久保等は、四藩會議が殆んど思つた程の効果を齎らし來らざるに愛想をつかし、而して幕府が動もすれば、獨自一己の威權を逞うして、朝廷を威嚇し、進んで其の類勢を挽回せんとするが如き態度を見て、愈よ武力解決の臍を固め、薩長同盟を更らに一層緊密ならしむ可く、一方に於ては當時薩邸に潜伏中の山縣狂介、品川彌二郎等を、島津久光に謁見せしめ、他方には西郷親から山口に赴き、其盟を温めんと期したるは、慶應三年六月中旬の比であつた。品川は蚤とに薩邸にあつたが、山縣は五月十日(慶應三年)入京し、黒田了介、品川彌二郎等に迎へられて、直ちに薩邸に入つた。山縣の葉櫻日記に曰く、

山縣薩邸  
に入る

十八日(五月)雨ふる。ひるすぐる頃、西郷吉之助のところをいたる。何くれとかたりあひて、日くるゝころやどにかへる。

とあれば、此の半日間に、西郷、山縣の談じたることが、何事であつたかは、想像に難

くない。

十五日(慶應三年六月) 歸期遷延、西郷來、劇談時勢。

あつしとはおもひさだめし空ながら、くるしといはぬ日はなかりけり。

如何に山縣の懊惱煩悶薩の態度の煮え切らぬを、齒痒く感じたるか、想ひやらるる。

山縣品川  
久光に面

然も其翌六月十六日には、西郷が山縣及び品川を久光に謁見せしめんと來り誘ひ、山縣は予は公然使節として來りたるものでないからとて、頻りに辭退したが、西郷は達ての上旨なればとて、之を慫慂し、遂ひに兩人は久光に進見した。久光が兩人に向つて、何事を語りたるかは、是亦た揣摩する迄もなく、薩長協戮、以て天下の爲めに力を効さんとの旨を、敬親父子に傳へしめたるに相違あるまい。山縣の葉櫻日記に、

十六日 けふもよし、薩公手づから六連銃をたまはりければ、

むかふ仇あらばうてよと賜はりし、筒の響きも世にやならさむ。

而して黒田了介(清隆)が、

兩心相結不相離、事業由來貴見機、一語贈君君善記、回天志在建皇基、との送別の詩に、

武力解決  
第一段進  
展

男子何爲歎、別離計謀一定莫、愆機出奇處、變回天日、共揭錦旗、護帝基、

と答へたるを見れば、彼等が武力解決の共同作用に向つて、更らに一段の猛進を來したるは、萬々疑を容れない。此の如くして山縣は品川彌二郎、鳥尾小彌太及び土佐人田中顯助(光顯)を伴ひ、六月十七日村田新八、黒田了介と京都を發し、廿二日三田尻に到着した。

長人薩を  
嫌ふ

薩長同盟は薩の方面では兎も角も、長州側に於ては、其の天下の大勢を達觀したる識者に於ては、不可避必須と認め、恩怨好惡の感情は之を度外に措き、其事に賛同したが、然も、一般の人氣は、薩賊會奸の標語が、尙ほ耳に新たに於て、文久癸亥の政變や、元治甲子の戰爭や、其の記憶は、深く防長人士の胸底に印し、容易に拂拭し去る可くもなく、特に諸兵隊の間には、薩長同盟などは、尤も不評判、不人氣にて、此れが爲めに山縣等の大幹部の苦心は、決して尋常一様の事ではなかつた。而して彼等の待みとするは、薩と與に、討幕の軍を興し、回天の大目的を達成せんとする

山縣等の  
苦心

の一事であつた。極めて平たく云へば、大の虫の爲めには、小の虫を犠牲とす可く、討幕の爲めには、舊怨ある薩人とも手を握る可しとのことであつた。然るに長州人の眼中に映ずる薩人は、權謀術數の權化にして、詭譎百出、臨機應變、油斷もすきもならぬ代物であつたから、彼等は動もすれば、薩人の爲めに賣られんことを心配し、時としてはそれが神經的となつた程だ。

### 【五二】 薩長土の三角關係 (二)

桂自尊心

薩長の提携に就ては、長州では假令喉から手が出る程、薩と結んで幕に當たることを熱望しても、從來の行掛りよりして、義理にも、此方から手を出す譯には參らない。それには長に於ける薩長提携論者の第一人とも目指す可き桂小五郎―木戸孝允―其人の自尊心が、之を容さなかつた。されば居中調停の役目と、媒酌人の職務を、自發的に擔當したる坂本、中岡の苦心は、決して容易の業ではなかつた。而してそれが愈よ熟して、木戸が西郷を馬關に待ち合はすることとなつたが、西郷は馬關に立ち寄らずして上京し、木戸をして果然薩の爲めに賣られたと憤慨せ

薩長同盟  
具體案成  
る

しめた。〔參照 五七册七九—八八〕  
爾來事情が釋明せられ、其機愈よ熟するや、木戸の潜行上京となつた。然るに薩人は彼を優待し、下へも置かず珍客として取り持ちたるにも拘らず、木戸使命の目的たる薩長提携には、一切觸れなかつた。此に於て流石の木戸も、今は腹に据ゑかねて、斷然歸藩の意を決するや、坂本龍馬の周旋にて、茲に愈よ薩長同盟の具體案が出来するに到つた。〔參照 五八册一〇一—一〇〕

山縣歸藩  
報告書

此の如くして遂ひに長人の軍隊の大幹部にして、高杉凋落以後は、其の第一人と云ふ可き山縣の上京となつたが、山縣も亦た——木戸ほどでは無かつたにせよ——薩邸潜伏中、其の要領の摸捉し難きを焦慮したが、是亦たや、要領を得て歸郷したる始末は、既記の通りだ。〔參照 五二〕而して山縣が歸藩の上、山口政廳に向つて提出したる報告書は左の通りだ。

防長御處置、並兵庫開港一件、順序相立て、御處置有之度、四藩（薩、越、土、宇和島）より建言の次第も有之候處、五月廿四日に至り、遂に一橋（當時將軍慶喜）が暴斷を以て、兩條ともに勅許相成候に付ては、天下の形勢も豫め相分り候に付、一先づ歸國

不止得拜  
謁

し、事情篤と報知仕度候間、萬事尊藩（薩藩を斥す）御見込の處、無腹藏拜承仕度段述べ候處、御相談致し度儀も有之との事にて、隅州侯へ拜謁の旨申來候。此れは當時薩邸潜伏中なる山縣等から、薩の要人等に向つての掛合の結果だ。此段強て相斷候處、西郷吉之助を以て、是非とも相對の儀申述べ候に付、不得止拜謁仕候處。

久光謁見  
始末

山縣等の意は、薩藩の意向を確むるにあり、島津久光に進見するは、其の目的ではなかつた。然も彼は藩主の公命を奉じたる使節の資格を持たなかつたから、固辭したのだ。然も彼より強ひての希望に付、餘儀なく其意に任せたのだ。

隅州侯より、今般土、越、宇申談、一同上京、皇國の御爲、微力を盡し候へども、建言の旨趣、御採用も無之、幕府反正の目途とても無之、事に付、今一際盡力の覺悟罷在候。右に付、近日吉之助へ申含め、御地（山口を斥す）差越候間、其節は何も御指揮、且御許容被成下候様申上、吳候様との事にて退出す。

以上が謁見の始末である。此れにて西郷の山口行は、公然の約束となつた譯合だ。當時薩藩では、愈よ四藩會議に見切りをつけ、到底幕府に向つては、口舌もて争ふ



の不可なるを痛切に認識したから、此上は恃む可きは、長藩あるのみとして、其の前盟を温む可く、西郷を派遣することとなつたのだ。

久光の眞意

當時島津久光が、果して西郷、大久保等と全然同一意見であつた乎、將た久光の意見は、西郷、大久保ほどに徹底したるものでは無かつた乎、それは猝かに斷じ易からざるも、然も島津も、西郷も、大久保も、四藩會議に見切りをつけたる丈は、何れも一致したるものと察せらるる。特に將軍慶喜に對しては、島津久光は、事毎に意見齟齬したるが爲めに、最も不平であつた。

【五三】 薩長土の三角關係 (三)

小松西郷派遣を説く

山縣の復命書は、尙ほつゞく。

其後西郷同伴にて、小松帶刀の僑居へ集會し、西郷、大久保、伊地知列座にて、小松曰く、今日主人よりも御話し仕候通り、幕府の誦詐、奸謀、尋常の盡力にては、逆も挽回の期有之間敷、就ては長薩連合、同心戮力致し、大義を天下に鳴し度、弊藩一定の見込、御熟談可仕候間、無腹藏、御氣付の事件、御指揮被成下度、就ては不日吉

之助差出し、御國(長州を斥す)一定不拔の御廟議も相窺ひ度、段申事に付、歸國の上、巨細陳述可仕候。

其後とは島津久光に謁見後のことだ、伊地知は薩の軍師伊地知正治だ、要するに久光が其の大綱を陳べ、小松がその條目を敷衍したのだ、然も其の要領は、西郷吉之助派遣の一點に歸著してゐる。本文中「歸國の上、巨細陳述可仕候」とあるは、筆紙には罄し難いから、委詳は歸藩の後、山縣等が面陳す可しとのことだ。

山縣戰略を問ふ

去ながら戰略謀計等は、豫め不可期候得ども、一定御見込の御廟算は、如何相立居候哉と尋問候處。

薩の腹定まる

此れは山縣等の小松等に向つて訊うたるところ。  
朝廷御守衛を專一に致し、天勅を奉請し、幕府年來の罪逆を正し、孰れ朝廷の御基本相立て度。

此れは薩側よりの返答だ、此れにて如何に薩が勤皇討幕に向つて彌よ腹を極めたか、判知る。

就ては御廟議御決の上、西郷氏御來國の節は、重役共よりも御示談可申上とて、

孰れも退散す。

此れは山縣等の所言だ。

六月十六日

山縣 狂介

品川 彌二郎

其の日附の六月十六日であるを見れば、彼等が島津久光に謁見したる當日であり、小松、西郷、大久保、伊地知等と會談したる當日であり、乃ち山縣等は、其の印象の極めて新鮮なる當時に於て、斯く覺書を作製したるものであらう。

山縣復命書跋

尙ほ山縣有朋の明治二十五年五月廿四日付にて、此の復命書の草按に跋したる文字は、左の通りだ。

徳川氏の末に當り、薩長相ひ疑ふ。土州名士坂本龍馬以爲らく、是れ國家の利に非らざる也。乃ち二藩連合の説を建て、之を薩藩の西郷吉之助に京に謀る。薩公之を納れ、黒田了介をして、我藩に來り、重臣を京に出し、相ひ合するの事を議せんことを陳せしむ。

我が藩公乃ち特に木戸準一郎を京に遣る。品川(彌二郎)三好(重臣)二子從焉。西郷を見て、以て薩藩と我藩(長)と其の進退を一にし、敢て幕府の爲めに、征長の師を出さざるの議を定めて西に歸る。未だ幾くならず、品川子復た京に入る。天下の形勢を報せんが爲め也。

丁卯(慶應三年)五月余(山縣)藩命を奉じて、薩人中村半次郎(桐野利秋)伊集院金二郎と潜行して、京の薩邸に入り、以て前盟を温む。六月子(品川)を拉へて藩に皈る。此書則復命草按也。

山縣入京効果

此れにて大雜把ではあるが、山縣入京までの薩長の交渉の経緯が判明する。若し木戸の入京が、薩長聯合の綱領を議定したる効果ありとせば、山縣の入京は、聯合の勢力を愈よ活用するに向つて、百尺竿頭一步を進めたるものと云はねばならぬ。然もその活ける證據としては、西郷來訪の約束がそれだ。されば山縣の使命と、西郷の來訪とは、切つても切れぬ因縁があり、當時山口に於て、西郷の來訪を、首を延ばして翹望したることは、決して不可思議はあるまい。

【五四】薩長土の三角關係(四)

長藩威勢 長藩にては四境に於ける幕軍を撃退し、特に山陰方面、九州方面に於ては、深く敵地に侵入し、今や却て戰捷者の位置を占むるに到り、其の威勢は中國に冠絶し、口舌の上に於ては兎も角も、實行の上に於ては、幕府も之を如何ともする能はざる情態となつた。而して薩藩との提携は、日一日緊切に趨き、上方に、長崎に、長人にして、薩人の名を冒したるもの幾許なるを知らず、武器、船艦、其他軍需品の購入より、諸生遊學、傳習の事に至る迄、悉く薩藩に藉りて用を便する姿にて、長藩が此の提携の爲めに得る所の甚だ多かりしことは、固より多辯を俟たなかつた。

長藩々是決定

而して其の一藩の藩是とも云ふ可きものは、五月二十三日付、毛利敬親の名もて、左の如き趣意書の發布によりて、之を知ることが出来る。

近來幕府奉對朝廷、攝州兵庫開港、屢ば表裏の次第申上、人心益不服、皇國土崩瓦解之萌有之、終に外夷の術中に陥り候様可立至、新帝御踐祚の折柄、實以不容易儀に付、薩土其外上京、朝威回復、御名義相立候様致盡力候に付ては何等の事變

薩に對し憂て一喜一

相起り候哉も難計形勢に付、銘々不覺悟無之様、心得方肝要の事。

と。然も長の薩に對する、時には一喜、時には一憂、其の心境は容易に一定しなかつた。例せば在京中の品川彌二郎より、慶應三年四月七日付、木戸孝允への書簡には、不遠好天氣に成か、雷電一發するか、兎角一狂言可有之と、此節は潜伏生も、誠に心嬉しく樂み居申候。何卒々々御かんしやく起らぬ様、精々氣ながく盡力之程伏して奉歎願候。

伊藤木戸宛狀

而して四月十三日、土佐人田中顯助と、命を受けて上京し、品川と與に薩邸に潜伏し、上國の形勢を視察したる伊藤俊輔は、歸藩の後、六月十八日付にて、左の一書を木戸孝允に與へてゐる。

追々京攝之形勢相變候趣、從是暫太平之世と相成、御國內も人心一變可仕と愚考仕候。薩も兵端を開、幕府と抗衡仕候機會には、決然到り申問敷と被推察申候。如何之御賢察に被爲入候哉。最御國(長藩を斥す)之爲には、甚亘害に可相成事必然にて、幕府之上策に出候事と奉存候。一橋も至是は、可懼而不可侮之人と奉存候。聊か徳川慶喜を買被りの趣なきにあらざるが、當時の識者中には、往々這般の觀

五四 薩長土の三角關係(四)

察を做したるもの少くなかつた。而して當時の新將軍慶喜の卓厲風發には、反對側に立つものをして、斯く觀察せしむるに至りたるも、決して理由なき事では無かつた。

實に從是して天下之事、如何可變遷乎難圖。幕府之罪も滅し、朝權回復は、思ひも不寄事と奉存候。最一時虛尊之取計は、可有之候得共、果して幕威中興之機と可相成儀は、一目瞭然たる事乎と奉存候。

是亦た當時に於て、無理ならぬ觀察だ。幕府中興は、實に新將軍慶喜及び其の側近者中に於て、尤も期待し、且つ努力したるところであつた。

則薩土上京周旋も、終に泡瀾と相成可申、今日之天下、是非利害は打置、干戈を不用ば、決して順理之政治を可行時節とは、相成申間敷、又干戈を起すの理を抱て、干戈を起す之機會を失し候上は、勤王之諸藩も、幕府を而己責て罪を歸し候様難相成、均是同然と相成可申、慨歎之至と奉存候。

伊藤も亦た武力解決論者の一人たることは、此れにて分明だ。勤王之諸藩云々の中には、薩が重なる一であることは、勿論、要するに伊藤の眞意は、薩が斷然武力解

伊藤また  
武力解決  
論

決に向つて突進せざるを齒痒く思うて、斯くは悲觀したる——假令それが渾ての理由でなきまでも——ものであらう。

幕府も自是は、前轍を不踏、益心を用ひ、漫に蹉跌仕間敷と被思申候。鄙見に相違仕候事も、可有之候へ共、大略愚察被仕候事御座候。伏て御指教奉仰候。

長藩側では如上の悲觀説は、恐らくは伊藤一人ではなかつたであらう。然も亦た樂觀説も、決して少くなかつた。要するに長の箭は既に弦を離れてゐる。今後の問題は、只だ薩の態度如何のみだ。

長藩悲觀  
説

【五五】 薩長土の三角關係 (五)

然も此際長州に向つて、一大快報は到來した。六月二十日岩國藩の川人稻葉八郎右衛門、山口に來り、柏村數馬に語りて曰く、境金一郎京都にて西郷吉之助に面會したるに、西郷は薩藩の内議を告げて申すには、薩藩力を朝權恢復に竭し、兵庫開港、防長處分に關し、建言する所あつたが、到底實行せられる見込が無い。此上は蹶起し、直ちに幕府の罪を鳴らし、嚴に之を詰責するの外は無い。仍て一使を岩國に

長州への  
一大快報

遣し、吉川監物殿の同行を促し、更らに山口に到り、共に凝議するであらうとのことであつた。因りて豫じめ此事を報じ置くと、而して其の二十二日には、山縣、品川等三田尻に到着して、其の復命書を呈したるは、既記の通りだ。(參照 五二、五三)

尙ほ山縣等の復命書を裏書す可きは、六月十九日付にて、黒田了介より木戸孝允への復書である。其中の一節に曰く、

黒田木戸  
への復書

一 京都の情實は、いづれ諸君より御聞取可相成と、態と残し置き候。

諸君とあるは、山縣、品川、田中等を斥すのであらう。

西郷山口  
訪問確定

一 西郷にも近々之内、極内密にて三邦丸より、尊藩之様罷出る筈に御座候に付、何卒宜敷奉頼候。諸君御歸國之折、御供いたす賦之處、何分人目繁き世間なれば、萬一も幕之爲に、虚實被探候は、實に不相濟事。尤藩之策略洩れ安きこと、中將(島津久光)を初め、重役共餘程心配之由にて、右仕合に御座候に付、先生迄御洩し申候に付、乍御失敬、御口外御無用に可被成下候。願くは天定、西風吹起り、妖氣を掃除し、御迎ひ申上度、いづれ奉期其節候。乍何角虚喝廣言がちの小夫、眞平御仁免可被下候。

西郷來ら  
す

此の如く西郷の山口訪問は、薩藩の藩議にて確定したのだ。されば長藩に於ては、西郷の來訪を一日千秋の思ひをなして、待ち受けたのは決して異しむに足らない。然るに六月中は勿論、七月に入りても、西郷は遂ひに來らず、而して七月十五日、村田新八京都より山口に來り、西郷來訪の遅延を謝し、併せて左の一書を致した。

御一別以來不能御音信候處、強暑の砌、無御障可被成御座、珍重奉存候。陳は御堅約申上置候後、土州後藤象二郎長崎表より參來。容堂侯御歸國甚殘念がり、大に憤發致し、大論を立て、玆元請合中は雅俗共に同論に歸してしまひ、其上死を以て可盡と盟を立て候て、弊邸へも談判有之候儀にて、實に渡りに船を得候心地致し、直様同意致し候事に御座候。夫故色々日間取に相成、遅引に及び候。

後藤盟約  
書

右に付ては後藤より盟約書相認、是れを以て、議論一決致し候手段に御座候故、右の書面差上候付得と御覽可被下候。後藤にも當月三日出足歸國致し候に付、國論(土佐藩論を斥す)決著の成行は、一左右有之賦に御座候間、相分次第又又可申上候得共、御出立後、相變候手續の次第申上度に付、右様御含可被下候。別紙後藤よりの書面、御異論の處も被爲在候は、何卒村田(新八)へ被仰聞可被下候。尙ほ國

論(長藩の論)の處も、不苦分は御洩被下度奉希候。餘は細大村田より御聞取被下度、文略仕候。是非小生可罷出筈之處、雜事紛々難相逃、不得止次第に御座候間、宜敷御汲取可被下候。此儀荒々奉得貴意候。恐惶謹言。

七月七日

西郷吉之助

山縣狂助様

品川彌二郎様

薩の後藤  
利用策

此れにて西郷來訪の出来ない事情は分明した。薩長の提携漸く熟して、將さに事を舉ぐるに瀕せんとするまでに漕ぎ付けたるところ、後藤の大政返上論にて、忽ち薩ではそれを利用せんとし、所謂「渡りに船を得候心地」にて、早速その船に乗り併せて長をも乗らしめんとした。薩に取りては此れ亦た尋常茶飯の類であつたが、長に取りては一大變兆と云はねばならぬ。

【五六】 薩長土の三角關係(六)

長藩思惑  
組

西郷は固より長藩を賣るが如き、權詐者流ではないけれども、後藤が大政返上論

長藩土京  
都薩邸に  
入る

もて、飛び込み來るに際し、之を渡りに船として利用せんと試みたのは、融通性ある薩人の恒として、決して意外の事ではなかつた。但だ此れが爲め長藩の思惑の齟齬したことは云ふ迄もない。

此に於て七月(慶應三年)十七日、品川彌二郎、世良脩藏(未谷脩藏と變名す)に命じ、薩使村田新八に伴ひ京都に赴かしめ、十九日柏村數馬をして、密かに薩藩と會商せしむ可く、上京薩邸に赴かしめ、二十一日には、木戸準一郎(孝允)をして、伊藤俊輔を伴ひ長崎に赴かしめた。而して十八日岡山に使ひせしめた御堀耕助をして、岡山より轉じて、柏村と共に上京せしめた。御堀の岡山に使ひしたるは、先月岡山藩使の來聘に答へ、併せて、柏村一行の爲めに、便宜を得んことを求むる爲めだ。而して柏村は下津井にて、御堀を待受け、御堀と共に、備前人と稱し、何れも變名して、備前周旋方佐藤兵左衛門と與に、備前の船に搭じ、大阪に至り、更らに薩船に搭じて、漸く伏見に達するや、薩藩の伏見留守居大山彦八來り訪ひ、やがて京都より黒田了介、村田新八來り、更らに品川、世良の兩人亦た來り迎へ、八月十一日伏見を發して、京都に入り、薩邸に寓することとなつた。

久光會見  
せず

當時京都では、四藩（薩、越、土、宇和島）の周旋其効を奏せず。而して後藤の大政返上論も、其の歸國以來杳として消息なく、その爲めに島津久光も、怏々として樂しまず。將さに別に爲す所あらんとするの時であつた。兩人著京の翌日——八月十二日——西郷吉之助來り訪ふ。兩人久光に進謁を請ふ。十四日西郷來りて久光の意を傳へて曰く、卿等遠來宜しく速に引見す可きだ。然も病未だ癒えず、已むを得ず之を辭す。使命は小松帶刀の舍に就て之を傳へよと。

小松武力  
解決を説く

仍て兩人は藩主敬親の親翰と贈物とを併せて、之を西郷に托した。同夜西郷吉之助、大久保一藏と共に到り、柏村、御堀を迎へて、小松の寓に會した。小松、久光の意を陳べて曰く、方今力を國家に致さんと欲せば、先づ幕府の掣肘を脱せねばならぬ。曩きに此意を四藩に謀る。四藩皆な賛同した。仍て上京し、之を公卿の間に謀る。然も議早く幕府に漏れ、遂ひに建言の旨を貫くに至らなかつた。此上は最早口舌をもて争ふ可き場合でない。斷然兵力を用ふるの外はないと。而して久光は翌十五日病の故を以て大阪に赴き、小松、大久保は之に隨うた。

柏村日記

今ま柏村が十四日小松、西郷、大久保等と應接に就ての日記を讀むに、極めて詳悉

してゐる。其の數節を抄出すれば、左の如くである。

我 大隅守様先達て御上京被遊、爲皇國不二形御盡力、追々御建言の事件、一應も御採用不被爲在候由、就ては別て御苦慮の程、御父子様（毛利敬親、元徳）に於ても、御遙察被成候。……夫故中將様（島津久光）當時御盡力御手續、且は前途の御見据等、亘細拜承仕、歸國の上、御父子様へ申上候は、御勘考之上、即今御心配り被成置候儀も可被在に付、拜謁被仰付候は、直々相伺度……萬端無御腹藏被仰聞被下度候。

彼 弊國此度上京の主意は、當今の形勢にては、孰れ幕府の手を離れ候ての盡力ならでは、逆も微志貫徹は不仕事と、大隅守様（久光）にも被思召候付、旨趣前以四藩へも及示談候處、孰も同意と申事に付、一同出京内情極密朝廷御役向へ申入置候處、豈計らん、右御役向より幕府に相洩れ、幕府中間に立、梗塞仕候故、建言之旨趣不相貫、其邊に付ては、大隅守様一入御苦心被成候段は、御推量可被下候。乍去御見込有之一端、御上京被成候儀に付、從來の御誠意貫徹候迄は、御張込被成御内情に被爲在候得共、最早人事口頭にては、逆も貫徹不致候付、此上は兵力

を以て御行詰被成候外御手段不被爲在候様、拙者共に於ても相考候。此れが薩藩の決心である。

【五七】 薩長土の三角關係(七)

柏村所言

柏村數馬の薩藩小松、西郷、大久保等と問答の日記は、尙ほつゞく。

我 御尤に存候。……弊國先年京師之變動も……其の心實を被相尋候得ば、天地に對し可相恥儀は、毫厘も無之候へ共、形跡上にて相咎候時は、輕舉とか、暴動とか名付られ、遂に討手軍勢迄引受候様立到候。尊藩彼是御盡力之末、如此切迫の御情狀と相成候趣意、逐一拜承仕候ては、乍恐大隅守様(島津久光)御苦慮、次には貴所様方御配意、實以御察仕候。

此れは柏村等が所言。

彼 彼是御教諭の趣、忝存候。於弊藩最早人事は盡候。此上は兵力を以て、模様を付替候はゞ、又々手段も可有之歟と存候得共、朝暮今日の姿にては、何社見込相立候目途も無之候。

只武力解決のみ

只だ武力解決あるのみだ。

我 右様被仰聞候得ば、定て御秘策も可被爲在、是亦歸國の上、御父子様(敬親、元徳)へ申上置度候間、不苦儀に候はゞ、委細被仰聞候様致度候。進んで其の秘策を問ふ。

一般方略

彼 藩邸居合の兵員千人有之候間、期を定め、其三分の一を以、御所之御守衛に繰込、此時正義之堂上方不殘御參内、御詰被成候。今一分を以、會津邸を急襲仕、殘る一分を以、堀川邊幕兵屯所を燒拂候策に有之候。且國許へ申越、兵員三千人差登、是は浪花城を抜き、軍艦を破碎する爲、尙江戸表に定府、其外取合千人位罷居、外に水藩浪士等同志之者、所々潜伏仕居候に付、是を以て甲府城に立籠り、旗下の兵隊、京師に繰込候を相支へ候積りにて、期を定め、三都一時事を擧げ候策略にて、素より勝敗は豫期すべからず、弊國斃候時は、又跡を繼候藩も可有之と、夫を見詰に、一舉動仕候心算に御座候。

成る程此れは決して出鱈目の妄説でなく、先づ其の一般方略を、手短かに語りたるものであらう。



我 逐一承知仕候。右様之事體に立至り候時は、自然出火にて、新帝御火除被遊候節は、孰れに御治定相成候哉、承り置度候。

彼 先男山と治定仕居候。孰れ御混雜にも可相成候得共、期限前後御立除被遊と否とは、取留たる御話は、今日難申上。

左もある可し。

我 乍、俾申上試候。大事變に立至り候時は、御邸外は、悉皆敵を御引受被成候は、勿論に候處、九門其外御固め人數等は、多勢可有之、前件御手配にて、十分御守衛相調候御積りに候哉、御見込相伺度候。

随分具體的に突つ込んでの質問だ。

眼中會藩のみ

彼 九門御固、諸藩孰も番人のみにて、各別守衛人數多分出置候藩は、一つも無之に付、是等は左程掛念するに不及候。只敵對する者は、會藩に付、是を程能突破りさへ致候得ば、宜敷と存居候。弊藩素より小人數に付、九門迄は守衛不行届、第一六門を堅固に、守衛仕覺悟に御座候。

薩人の眼中には、只だ會津あるのみ、只敵對する者は、會藩に付の一句、惺々惺々を

知るものと云ふ可しだ。

急舉第一

前に御話申候件々、素より少數に付、不意に起り不申ては、仕損じ候間、急舉を專一にして、豫め策を立候譯に御座候。夫故弊藩に於ても、極密議にして、君侯以下兩三輩之外、預り聞候者は無之、同志之堂上方へも、當日に至り、御内通仕候含に御座候。遂げ候程は、萬々無覺束候得共、打破る丈け之事は、且々出來可申歟と存候。

所謂「急舉を專一」とするとか、遂げ候程は、萬々無覺束候得共、打破る丈け之事は、且々出來可申歟とか、其の覺悟の眞劍味は、言外に溢れてゐる。此れは決して薩人が掛引きもて、長使に答へ、且つ告げたるものでなく、其の所謂の秘策を、腹藏なく吐露したるに相違あるまい。何となれば當時薩藩にて、若し眞に頼む可き味方あらば、それは只だ長藩あるのみであつたからだ。此の一點に於ては、薩は確かに長の知己である。

【五八】 薩長土の三角關係 (八)

薩人所言 柏村數馬の小松西郷大久保等との對話の手記は、尙ほつゞく。以下は薩藩要人等の所説だ。

弊藩に於て、討幕は不仕事を舉候已後、時宜に寄り、討將軍之論旨は可被差出敷。是は御同志之堂上方より、粗御内意探索仕候儀も有之候。

此れは何人を斥す乎。恐らくは岩倉の手寄りにて、中御門、中山、正親町三條、大原其他の面々であらう。然も其實は大久保と岩倉との商量は、既に實行點に達し、而して岩倉の手は、朝廷の最深處に達し、ることは、今更ら茲に言明する迄もない。

大政返上  
論と薩藩  
との關係

今日迄延期之儀は、先達て土藩後藤象次郎來訪、氣付有之、至極尤之儀に付、見込筋逐一詰問候處、素より其策を持出候ても、幕府に採用無之は必然に付、右之鹽に、幕と手切の策に有之、在京同藩之者は不殘同意に付、於弊藩(薩藩)異議無之、戮力同心と申事ならば、歸國の上、國論一定仕、十日相立候はば、直に出京、萬端可申上と相約置候に付、象次郎再上を相待居候。萬一土藩協同、不得仕候得ば、即期を定め、弊藩一手にて、事を舉候心組に御座候。

此れは後藤の大政返上論と薩藩との干係だ。右之鹽に、幕と手切の策に有之とあ

る通り、薩藩の要人等は、到底幕府が後藤の大政返上を採納せざる可きを先知し、それを好機として、幕府の罪を鳴らし、武力解決の策に出でんとしたるものであらう。

尙ほ柏村は此處に左の一例を挿入してゐる。

後藤再入  
京運延理  
由

後藤象次郎建築別に控有之(參照 四六、四七)、後藤氏は、六月五日、京都出立にて歸國、日數十日相立、再上の筈なれど、延期之儀は、土藩英人談判の事起り、右一件相片付候上罷登候由。

とある。柏村對薩藩要人の對話は、七月十四日にて、後藤の京都を去つて以來、一個月餘の後だ。

薩の決心は、此れにて分明だ。然も自餘三藩の事に就ては、尙ほ質す可きものがある。

越前等處  
度に付長  
人質問

我 件々承知仕候。拙者共各別存付も無之、乍序御尋申上候。最前四藩被仰合、御上京被爲成候處、容堂公には、御機嫌相にて、頼に御歸國被成、春嶽公にも過日御歸藩、又近日之内宇和島老公にも、御引取之由承及候。土藩は前件御咄承り候通

りにて素より尊藩と御隔意は不被爲在御同意にて御盡力被成候儀と確信仕候。宇和島様は乍憚御分際相應の御兵備は可有之候へ共、越前は親藩と申堂々たる大藩にて兵備も嚴重に相調ひ居候事と存候。萬一京師之模様に移り候ては爲幕御出兵被成候哉。又は爲天朝御守衛兵被差出候哉。尊藩の御見込如何承り置度候。

薩土答辯

此れは長州側としては當然の質問だ。之に對して薩藩要人等の返答は左の通りだ。

彼 容堂公には、先達御機嫌相にて被成引取候得共、天朝御危急の場合に至り候得ば、直に御出京被成候思召に被相伺。尙後藤杯餘程盡力、此度の建策自然土藩一般の國論に不相成共、象次郎は勿論同志の者丈けは相加り可申、彼者再上遅延も、英國談判の事には有之候へ共、いづれ當月中には、上京可致と相待候。此れは土佐に對する薩の觀察だ。然も後藤の心事は、未だ必らずしも薩の所見と同一ではなかつた。されば西郷、大久保等も、やがてそれを再検討する必要を感じた。

宇和島に對する薩の觀察

宇和島も事變り候時は、微力に付、先鋒は出來兼可申候得共、御守衛は屹度相調候。此度一と先御引取も、先日松根(松根圖書、宇和島藩要人)上京、疲弊之事より起り申候。天朝御危急の時は、即刻御出京の思召に候。

此れは宇和島に關する薩の觀察だ。此れは先づ此の通りであらう。

【五九】 薩長土の三角關係 (九)

越前に對する觀察

薩の越前に關する觀察は左の如し。

越前公一と先御引取被成候へ共、天朝御危急の時は、直に御出京被成候儀は、重疊被仰含置、御發駕前日、帶刀(小松)御暇乞罷出候處、拜謁被仰付、此度歸國候共、天朝御危急の時は、直に出京の積りに付、此段は掛念致間敷と、繰かへし被仰聞、爲幕府御出兵杯は、決して御氣遣被下間敷。

此れは松平春嶽が親しく小松帶刀に語りたる所によりて、薩藩では斯く判斷した。

既に老公(春嶽)爲御暇乞、御登營之節も、大樹公より被申候は、江戸表も彼是混雜

の様子一寸にても罷下り度、其節は京都の留守は、御自分へ相頼申度旨被<sub>レ</sub>申演候故。

此れは將軍慶喜が春嶽への言。

老公より夫は兎に角御沙汰次第に候處、只今の幕吏、會津杯を相手にして御留守を受持候儀は、決して御斷什度と被<sub>レ</sub>申、直に御退出相成候由。

此れは春嶽の將軍慶喜への返答。

春嶽歸國の眞相

此等にて幕府方へ御付不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>成段は、御推量被<sub>レ</sub>下度、實は御親藩故、土州杯内々御承知にて、前以相談に御預り被<sub>レ</sub>成候ては、御取扱苦敷事も有之に付、此場を御外し被<sub>レ</sub>成候て、御歸國被<sub>レ</sub>成候どもには無<sub>レ</sub>之哉と被<sub>レ</sub>察候。旁弊國の密議は勿論、彼の藩へは洩し不<sub>レ</sub>申候。

以上は春嶽歸藩の眞相を揣摩して、政機一轉の際、進退に窮し、故らに其場を外さんが爲めでありと云ひ、然も斷じて幕府に味方するものではないと云ふ。

柏村御駕退京

柏村數馬、御堀耕助は、小松、西郷、大久保等と會談の上、八月十七日京を發して大阪に下らんとするや、十六日朝西郷吉之助は、二人の寓を訪ひ、長藩への答辭は、大阪

にて、小松、大久保より聞かんことを囑し、十七日夕京を去り、伏見に至るや、大山彌助(巖)、西郷眞吾(從道)、河村新次郎等送りて伏見に到る。其夜舟にて淀川を下るや、黒田了助、村田新八亦た同伴し、十八日大阪に著し、薩藩中屋敷に投宿す。十九日小松、大久保來訪し、薩藩の答辭を陳じ、島津久光が急に歸藩し、其子忠義之に代るの決意ある旨を告げた。而して會々薩藩急に豊瑞丸を藩地に還さんとするや、柏村等は之に便乗し、二十日大阪を發し、二十一日夜豊前田の浦に投錨し、馬關に上陸。二十四日山口に歸著、復命した。

大阪にて長藩土會談

今ま八月十九日、大阪に於て、小松帶刀、大久保一藏等と應接の要領は、柏村手記に據れば、左の通りである。

彼 御兩所様此度態々御越に付ては、大隅守(久光)様にも御逢被<sub>レ</sub>成、緩々御對話被<sub>レ</sub>成度思召候處、先日來申上候様、病體甚難澁にて、種々御取繕被<sub>レ</sub>成候得共、何分御逢被<sub>レ</sub>成候様無<sub>レ</sub>御座、御殘念に被<sub>レ</sub>思召候。且今朝來押て御執筆、御國(長藩へ)被<sub>レ</sub>差越候御自翰御調被<sub>レ</sub>成候處、殊之外御氣分に相支り、醫者共右等之儀、取押候旁、拙者共時々之伺事も、大體は差控候位之事にて、不及是非、此度は御返書も不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>差

出ては、不相濟に付、尋常之事候へば、相進み候ても差出させ候得共、前段醫者申分にては、押ても難申上、右に付御返書は後便を以、御送り可被成候付、右様御承知被下、御兩所様へも、御逢被成候筋に、御引請被下、内情之趣、篤と御斟取、御歸國之上、御父子様へ、宜被仰上可被下候。

此の如く柏村、御堀兩使へ、島津久光の面會不可能の次第を、小松、大久保よりして申し理つた。

切迫の形勢を告ぐ

彼 國情之儀は、先日一同申上候通りに御座候、尙又此度の急船を以て、修理大夫(當主忠義)様御舍弟備後(島津珍彦)様御登り被成候様、御國元へ被仰越、引續兵隊をも差登、其上にて修理大夫様御上京、大隅守様と御交代の御内決に御座候間、此段申上置候様、被仰聞候、尋常に候得ば、大隅守様御暇願、御歸國の上、緩々御保養被成候筈に候得共、實に切迫之形勢に付、容易に御引揚げも難被成に付、御交代之思召に候。

此れは要するに時機漸く切迫を暗示するもの。此の如く薩は土の平和解決に賛成しつゝ、結局は武力解決の他無きを看取し、その準備を取り急ぎつゝあり、そ

の旨を與國たる長藩へも通告したのだ。

### 第十一章 英水兵殺害問題

#### 〔六〇〕 後藤象二郎の歸藩

後藤歸藩  
發途

後藤象二郎は、多大の希望もて、歸藩の途に就いた。その以前には薩藩の要人等は、彼を餞送した。

西郷が七月二日付にて、

昨日は遠方迄御來訪被成下奉深謝候。明日御發足の段、小松え申聞候處、差掛御煩敷事と奉存候得共、今日四時頃より木屋町柏亭におひて離杯獻じ度御座候付、先日御出會被下候御人數は勿論、此度御上京相成候御兩人様にも、何卒御誘引被成下度、寛々御面會いたし置度合に御座候間、御同伴被成下候處、偏に奉希上候、いづれ以參右旁可申上、管御座候得共、乍自由の働、書面以奉得御意候。頓首。

七月二日

西郷 吉之助

後藤象二郎様

#### 要 詞

薩人大政  
返上論を  
重視

其の「先日御出會被下候御人數」とは、寺村左膳、福岡藤次、渡邊榮三郎、及び坂本龍馬、中岡慎太郎等にして、此度御上京相成候兩人」とあるは、由比猪内、佐佐木高行のことだ。此の連中は、土佐人として後藤の意見に同意したる面々だ。如何に薩の要人等が、後藤の大政返上論に重きを措きたるか、之を以て判知る。但し西郷は自から亭主役であつたが、腹痛の爲めに、其の名代を、大久保に依頼したことは、今日の離別會には是非可參合に御座候處、腹痛不相止、難儀いたし候付、何卒御助合被下度奉合掌候」とあるを見て、判知る。而して後藤は亦た當人の所望に任せ、島津久光、伊達宗城の連名をもて、左の一書を山内容堂に送らしめた。

島津伊達  
山内宛狀

（前略）陳ば御家來後藤象次郎過日、上京、其身著眼之事件を以奉輔佐貴兄心得之處、御歸國後に相成、大失望不堪、切齒様子、差當り御懇交之兩人（久光、宗城）故、其旨趣委曲致吐露、所論は尤に而候。就而は貴兄へ早々可申上、其末當否御裁斷可有之と奉遙察候。一旦不得止爲治療、御歸國候得共、象次郎此目的御採用被下置候は、爲王事被抛御一身、是非共與疾御上京候様願上候由、無止事、方今如御熟知、

六〇 後藤象二郎の歸藩

二一五

朝野信任依頼之威應も無之、實に國家立國之本末を陳じて、開大有爲之略、天下形勢之變革を論じて、決大有爲之機、上は奉安宸襟、下は救衆庶苦候實際之施行に至候而は、不容易所謂有非常人、然後可以爲非常之功。今哉六百歳之國體を變通し、洋外各國を壓伏するの鴻業、貴兄之英偉、後藤之忠弼、水魚非大知力、不可必恢復。逆も庸劣力盡し我輩不及管見、不能思量、貴兄無出京候而は、盲者之如失杖、惘然迷惑之至、是等情實御憐察被下、伏而御勉強所希候。心緒無腹藏申上候條、御深考可被下候、恐々頓首。

七月四日

尙々本文申述候御出都之義、何分にも難被成、且象次郎建議御採決有之候はば、奉命御重臣へ御處置之神策、詳悉無漏御指揮之末、御察示被下度候。不備。

熱情を缺

此の一書は、文句ばかり堂々として、其の熱情が缺け、聊か嫌らぬ點もあるやうだが、然も後藤への添書としては、幅竟のものであるに相違ない。

容堂嘉納

而して彼が歸藩して容堂に見え、其事を説くや、容堂は之を嘉納した。そは容堂の立場としても、土佐藩の立場としても、此れ以外に道なきを看破したからだ。今更

ら容堂も、會津の後塵を拜して、佐幕勤皇も出來ず、さりとして薩長に引ずられて、勤皇討幕も出來ず。其の中間に於て、行く可き一路は正さに後藤の指點したる外はあるまい。容堂の敏にして聰なる、固より薩長が幕府と併立せざる事情を悉くしてゐる。而して若し其機を失すれば、天下は討幕乎、佐幕乎の兩陣に分裂するの他なきを知つてゐる。而して土佐としても、容堂自身としても、何れの陣にも參入を屑とせざるものがある。此處に始めて薩長をして其鼻を明かさしめ、會津其他をして、其の舉措を失はしむる一大活路が出で來つた。容堂が後藤の獻言を嘉納したるは、是亦た容堂に取りては、渡りに船であつたからだ。

### 【六一】 乾の主戦論と後藤の平和論

乾の軍備

土佐に於ける因循的の佐幕論は、姑らく問題外として、彼の後藤と相對する乾(坂垣)退助は、曩きに京都に於て、西郷と密約する所あり(參照 四一四四)、歸來盛んに同志を糾合して、兵を練りつゝ、あつた。乾は歸藩の途次、大阪を發するに際し、中間慎太郎等の周旋にて、アルミニー銃三百挺を購うた。此れは米國製の元込にして、

當時に於ては精且つ新なるものであつた。彼は其の同志の士の江戸に在る山田喜久馬、小笠原謙吉、眞邊戒作等の歸國を促がし、當時家居せる小笠原唯八を訪うて、其志を告げた。唯八は單身上國の軍に従はんと決心したるもの。乾の言を聞くや、踴躍して之に賛同した。而して彼は檄を土佐全國に飛ばし、同志三百人を得て、三百挺の銃を頒つた。

藩の軍制  
改革

然るに藩廳にては、乾が西郷と密約を訂したるを知らず、彼を大監察に擢んで、且つ軍備總裁に任じた。此に於て彼は從來弓槍を主としたる北條流の兵式を廢し、片岡健吉を士格別選隊長とし、山田喜久馬、二川元助(坂井重季)を徒士隊長とし、山地忠七(元苗)、祖父江可成(土屋可成)、北村長兵衛(重興)を足輕隊長とし、土佐の兵制を一變した。此れは乾が尤も親交ある中岡慎太郎の説を參酌し、範を長藩の兵制に採りたるものと察せらるゝ。

乾罷職

斯る立場にある乾は、固より後藤の平和解決論を賛成す可き謂はれがなかつた。彼は惟らく、大政返上の名は美は美であるが、空論だ。朝廷政權を復古せらるるも、若し實力の之に伴うなきに於ては、それは空名である。徳川氏は馬上にて天下を

取つた。然るに今ま口舌の際に、此の天下を覆さんとするは、出来ない相談だ。今も幕府の罪狀は、天下衆目の觀るところ。討幕の師を起すに決して名義なきを憂へないと、仍りて後藤の論を目するに、因循論を以てし、容堂に向つて、武力解決の止む可からざる所以を説いたが、容堂は却て板垣の説を以て暴論となし、板垣の職を罷めた。然も乾は豫て牒し合せたる西郷等より、未だ舉兵の報知を得ないから、餘儀なく緘黙して、形勢の推移を待つてゐた。

後藤建白  
書起拜命

此の如くして、後藤は更らに容堂より松岡七郎(發軒)と與に建白書拜命の命を承けた。

英水兵刺  
殺問題

然るに偶然にも意外の事件が発生した。それは七月六日の夜、長崎丸山遊郭の途上に酔臥せる英國水夫二名が、何者かに殺された。何者が之を殺したるか分明でないが、其の持ちし提燈が、上下朱中白なるを以て、嫌疑は忽ち海援隊士にかゝつて來た。而して七月七日海援隊所有の横笛號が解纜し、其日の夜土藩の所有船胡蝶丸亦た解纜したから、嫌疑は愈よ土藩に向つて濃厚となつた。

海援隊士  
疑はる

土藩重役  
召喚

此に於て在京の土藩重役由比猪内、佐佐木三四郎(高行)、毛利恭輔等召喚せられて



大阪に下り、大阪留守居石川石之助と共に、老中板倉伊賀守に謁した。外國奉行平山圖書頭、大目付戸川伊豆守、目付設樂岩次郎等、何れも臨席した。今ま佐佐木其人の語る所を掲げんに曰く、

重役不承  
服

予及び山比某とて、高年にして門地家なれども、能く事理を解釋し得るものありて、二人共に閣老(板倉)の旅館に向向を命せられたり。閣老頻りに詰問せしかども、證迹とても無く、固より承服すべき理由なく、論判夜半を過ぐるに至りたり。英公使パークスの旅館は、其の比隣に在り。予等は自から之に赴き、公使と直接に談判せんと發議したれども、閣老は、予等の過激の舉動に出で、爲めに事端を大にせんことを恐れ、之を止め、速に國に還り、公使應接の準備を整へんことを勧めたり。

乃ち此の一事件の爲めに、後藤の仕組みたる狂言の開幕は、殆んど時機を逸せんとするに到つた。

### 【六二】 土藩と英公使パークス

土藩士の  
邪推

パークス對土藩の交渉に付き、佐佐木高行の語るところは、尙ほつづく。兼て斯る事あらんと期し、恰も京都より下坂し居りたる西郷に、薩藩汽船借用の事を談じ置きたれば、愈々之を借りて、歸藩することに決したり。此頃我々始め、志士間にては、幕府が、土藩の將に薩長と呼應して、幕府の不利を謀んとするを恐れ、其の氣焰を殺ん爲め、英公使を教唆して、此の如き舉動に出しむるものなりとの邪推を抱き居りたり。

此れはその言の通り、全くの邪推だ。當時の幕府では、到底それ程の餘裕は無かつた。

英艦に先  
立ち歸藩

英公使は予等の將に歸藩せんとすることを、板倉より聞き、予等をして、案内を兼ねて、英國軍艦に同乗せしめんとしたれども、藩内には猶攘夷の氣焰熾なるのみならず、我藩に談判の爲に來る公使と同船する事は、事態に於て、不妥當なるを認め、大阪の土佐邸監中村某とて、奇才子ありたり。之をして切に辭退の意を通じ、且つ其間公使の發航に多少の時間を費さしめ、英艦に先ち、薩船三邦丸にて發航したり。是れ七月末日のことなり。

春嶽杞憂

此れは妥當のことだ。

船の將に發せんとするに臨み、坂本龍馬京都より星馳して來る。在京の春嶽侯英公使我が土州に進艦の際、藩士の激昂等の爲め、鹿兒島灣、馬關海峽の兩戰爭の如き椿事を馴致し、爲に人民の疾苦を醸し、且つ國家を益々多難に陥らしめんことを虞れ、容堂をして、大に意を用ひ、行兇者果して土州人ならば、之を處罰して、事局を結しめんと欲し、容堂に與ふる一書を裁し、坂本に付して、之を予等に托せんが爲めなり。

松平春嶽の杞憂もさることながら、當時の情勢は、到底其の懸念の必要は無かつたと察せらるゝ。

此事實は慶喜の懇囑に出でたるものにて、其の事情竝に春嶽の書翰、中根雪江の續再夢紀事に詳なり。

或は然らん。

坂本高知に赴く

予等共に談話中、船は既に發航したるを以て、坂本も其儘高知に赴きたり。

坂本の高知に來りたるは、此の如く偶然の事であつた。

幾もなく英公使軍艦に駕して來る。予等二人後藤及び渡邊彌久馬（後ら齋藤利行）應接員を命せられ、洲崎に於て談判せり。後藤は其際會々京都より歸藩中にて、才氣もあり、幾分外國人應接の經驗もありて、能く辯じ、英公使も奈何ともする能はず、遂に現行地なる長崎に於て、共に審糾せんと云ふに決し、土藩よりは、予其の委員に命せられ、英公使は多事の爲め、通譯官サトウをして、其の代理たらしめたり。

實際の下  
手人

元來其の證據の不明にて、曖昧なる事件に對して、談判を開始するに於ては、パークス側に當初から若干の弱目あるは、免れがたきことだ。英の水夫を殺したる者の日本人であることは、分明ならば、それを日本政府たる幕府に掛合ふことは當然であるが、其の下手人の土佐人である事實を確めずして、單に其の想像や推察の上にて、自から土佐に出掛けて、談判する杯とは、輕率である。何故に土佐人は今少しく手強く逆襲しなかつたであらう乎。それは土佐人側でも、内々其の下手人が、土佐人若しくは土佐關係者であつたと思ふてゐたからであらう。併し異日に於て、それが筑前の書生金子才吉であり、同人は加害後二日、累を藩主に及ぼさ

葛藤終局

んことを虞れ、私かに自殺してゐたことは、双方に於て意外であつた。

子(佐佐木)はサトウと與に、土藩の氣船夕顔丸に乗じ、共に長崎に赴きたり。坂本は二回脱藩し、此時は第三回の脱藩中にて、藩内に忌嫌者多かりければ、歸藩の時より、之をして潜伏せしめ、予等の夕顔丸にて發航に際し、其の船長は由比の女婚にして、爲に便宜もありたれば、是亦同船して長崎に赴く。當時岡内重俊、予の隨員たり。長崎にては、運上所を應接場として、久しく談判に日を費せしが、坂本も海援隊の關係ある爲、同じく長崎に留りたり。暗殺事件は、海援隊に於て眞實關係なかりし爲め、詰問日を重るも、證迹の出る可き理なく、九月央に及び、サトウは満足と云ふに非ざるも、致方なしと云ふ位の處にて、漸く其局を結び、坂本は直ちに去つて一旦歸藩し、更に上國に赴けり。

以上はパークス對土藩の葛藤に就ての記事であるが、此れが爲めに後藤の約束通りに、歸京出来なかつたことは、是非なき次第であつた。

【六三】 松平春嶽の山内容堂に與へたる書

春嶽容堂宛狀

當時松平春嶽は四侯會議が失敗し、而して形勢の寧ろ豫定の計企と齟齬し、事志と違ふもの多きを見て、歸藩して徐ろに其の推移を觀望せんとするに際し、宛も土藩對パークス事件出来し、將軍慶喜の依囑を受け、その爲めに親友なる山内容堂に宛て、左の一書を送つた。〔參照 六二〕

一輪奉拜啓候。秋熱難堪御座候處、先以賢臺益御清祥被成御起居奉壽候。陳ば昨廿八日徵命有之、午後登營候處、直に拜謁被命候而、御沙汰被爲仕候は、今度英國公使北海より攝海へ相廻り、序に崎陽に立寄候處、英人妄殺之折柄に有之、公使其次第を承り糺し、直に攝海へ投錨、老中へ申立候は、殺人は土藩に相違無之間〔原註、貴國横笛と申御手船に乗組居候者之由〕、是非公使並水師提督、土國へ罷越、手嚴敷應接致度、依之早々土國行之義、差許吳候様致度と申立候。甚心痛之次第に候。

此れは將軍の松平慶永に告げたるところ。

彌公使等罷越候事に相成候へば、應接之次第により、先年薩英之如き戰爭等起し候様相成候半、も難計、左候而は容堂苦心は不及申、土國幾萬之生靈に關係、不容易事と申、結局如何成騷亂に可相運哉、實に重大之事件に付、公使始土國へ罷

公使土國行差止

越候事は、先々留置候。

是亦た慶喜の語るところ。

平山等土  
州派遣

圖書頭(平山)始三人土州へ遣し、穩便事濟相成候様、篤と熟談爲致候積りに候。爲夫伊賀守(板倉)も大阪へ殘し置候。其上勘考候處、此度は幕府へ對し、嚴敷申立候と申康には無之候得共、事之次第に依り、是非土國危難にも可立至形勢に而、何共不堪杞憂奉存候。

兼而忠實無私之容堂と申、格別懇意にも有之、萬一紛擾を起し候様相成候而は、實に不忍坐視事故、此度は容堂格別之盡力を以、早々遂吟味、妄殺人士藩に相違無之候は、條約面之通立派に所置致候様有之度、左すれば外國へ之信義も相立、土國も平穩にて可相濟、於我等如何計り安心之事に候。

此れも慶喜の言ふところ。

責問の意  
なし

尤圖書頭(平山)始遣し候も、右之趣意に而、決而責問等之譯には無之候。大藏太輔(春嶽)には容堂には兼而懇交いたし候事故、此義申遣し、我等案勞之内狀徹底候様致度との御内談に御座候。

以上は悉皆慶喜の春嶽に向つて、語りたるところ。

老生も御懇厚之御禮申上、御趣意奉畏、早速賢臺へ申遣候様可仕と御請致退出候。

此れは春嶽の慶喜へ答へたるところ、春嶽も慶喜と全然同腹だ。

明白處分  
希望

依之今日參邸之上、賢弟(山内兵之助)へも此段御相談申上、御重役へも能々可相談と存候而、昨夜賢弟へ、以寸書參邸之義伺候處、折あしく御所勞に付御斷り、不得止御重役召呼、委細相談候事に候。尙御重役よりも言上可仕奉存候。伏而冀くは賢臺大樹公御懇切之御親情御體認之上、十二分之御盡力を以、明白之御所分披爲在度候。無左候而は、貴國危殆、生民塗炭而已ならず、次第により皇國之動靜にも關係可致義と不堪悲泣、知己之僕輩も、實に憂痛不營奉存候。

軟弱外交  
愚原

此れは全く春嶽其人の本音であらう。此れを見れば如何にパークスの恫喝が、日本の當局者は勿論、所謂る高位高官者若しくは所謂る知識階級に、深甚の影響を及ぼしたるか、判知る。日本の軟弱外交の由來も、自から淵源する所あるを知らねばならぬ。

貴國兼而之士氣と申、猶更御痛心之御次第と、不堪痛察、此段早々及拜啓候。書は不盡言、區々之意衷仰、御高明之御亮察候。至急之用事如此、書外平生之心緒は、期他日之鴻候、早々頓首。

七月廿九日(慶應三年)

辱弟 慶

永

容堂老盟臺玉几下

此の長篇の書翰は、幕府が如何なる態度をもて、外交問題に處したるかを知るに足る極めて有力の資料の一である。

【六四】 土佐に於ける談判の模様

果桐喝の効

元來パークスは、支那にて通譯官として出身し、それより外交官となりたるものにて、東洋人に對しては、恫喝と威嚇とが、最も有効の手段と心得、而してその効果の著明なるによりて、それが彼の慣用手段となつたのである。されば此の水夫暗殺事件に際しても、大早計に土佐藩士の所業と臆斷し、直ちに幕府に喰つて掛つ

土藩重役  
幕閣會見

たから、かねてパークスを怖るゝ虎の如き幕吏輩が、周章狼狽したるは、決して意外の事ではなかつた。

在京の土藩重役由比猪内、佐佐木高行、毛利恭輔、召されて大阪に下り、大阪留守居石川石之助と共に、老中板倉伊賀守に面接す。外國奉行平山圖書頭、大監察戸川伊豆守、小監察設樂岩次郎も臨席せり。

板倉曰く、先般長崎表丸山町に於て、英國水夫殺害せられたるが、下手人は貴藩中の由、就ては速に取調ぶるやう、英公使より迫り來れり。其方共は重役の儀なれば、其邊の儀、通知に接したりや」と。答へて曰く、曾て存じ寄らず、英公使が、弊藩の所業と申し立るには、確たる證據ありや」と。板倉曰く、未だ證據は申出でざれども、長崎表にては、一般に土州人の所業なりと申すことにて、決して疑なしと、英公使言ひ張ると。

幕吏土佐  
に入る

此れより問答の次第は、既記佐佐木高行談話の通りだ(參照 六一、六二)。要するに彼等がパークスと直談判せんと主張したるに對しては、板倉閣老は之を許容せず。而して閣老がパークスの注文によりて、彼等をパークスの案内者として、英國軍

艦に搭じて、土佐に向はしめんとしたるに對しては、彼等が斷然謝絶した。彼等は豫ねて西郷吉之助に依頼して借り受けたる薩船三邦丸にて、八月二日土佐須崎に入港し、英國公使が直談判に来る旨を報じた。而して八月四日には、幕船回天丸須崎に著し、平山圖書頭等は高知に來り、將軍慶喜の親書を容堂に呈し、須崎に引返した。

此に於て當時大政返上論もて、容堂に説き、土佐の藩論を固めて、上京せんとしつゝあつた後藤象二郎は、渡邊彌久馬（齋藤利行）、由比猪内、佐佐木高行と共に談判委員に命せられ、須崎に赴いた。

土藩騒然

英國公使が軍艦に搭じて、乗り込む報の達するや、一藩騒然。當時軍隊の總裁たる乾退助は、急に令を傳へ、別選隊一小隊、山田喜久馬之を率ゐ、足輕隊二小队、山地元治、土屋可成之を率ゐ、差使役高屋左兵衛と共に須崎に赴かしめ、別選隊一小隊片岡健吉之を率ゐ、足輕一小隊、箕浦猪之吉之を率ゐて、種崎に赴かしめ、いざと云へば決戦の準備をしつゝあつた。

後藤パークス會見

斯くて八月六日英國軍艦の愈よ須崎に來るや、諸將兵は、殺氣頓に王し、殆んど當

る可からざる勢があつた。此に於て英國公使の上陸を危険なりとし、後藤象二郎は自から英艦に赴き、佐佐木は留りて、諸將兵鎮撫の任に當つた。曾和傳左衛門は書記役として之に従うた。而して幕府側からは、目付以下之に立會うた。英公使パークスは、例の如く態度傲倨を極め、床板を踏み鳴らし、卓を叩いて怒號したが、後藤は長崎に在りて、豫ねて外人應接の事を心得たれば、その手に乗らず、夷然として、公使は談判の爲めに來た乎。斯る態たらくでは、談判の必要なし、會見を中止せんと申し出すや、通譯官サトーは、私かにパークスに耳語する所あり、忽ち其の態度を一變し、談判の結果、長崎奉行にて、嫌疑ある胡蝶、横笛兩船の士官を審問す可く、加害者愈よ海援隊士と確定せば、被害者妻に扶助料として、土佐より五萬兩を交付す可く、其内二萬兩は、長崎に於て即時交付す可しと云ふことにて、談判が纏つた。

談判成立

パークス出帆

九日には正式に委員四人英艦に赴き、平山圖書頭亦た之に臨み、英公使晚餐を饗し、通譯官サトーを留めて出帆した。而して後藤等はサトーを伴ひ、高知に赴き、之を開成館に饗し、佐佐木はサトー及び坂本を伴ひ、長崎に赴きたる始末は、既記の

通りだ。(参照 六二)

【六五】 英人側の所記

下手人捜索

尙ほパークス傳を見るに、此の事件に就ては、左の記事がある。  
一八六六年八月(西曆)英國船イカラス (Carus) の水夫二名は、殺された。それは土佐の汽船の水夫で、酔酏の者共であつたと想定せられた。英國公使は時を移さず、其の捜索を要求し、自から土佐に出張し、藩主をして其の全力を舉げて、之が便宜を謀らしめた。

とある。而してパークス自身が、在長崎英國領事フロワース (Flowers) に九月六日付にて與へたる書中に曰く、

船員總捜索

君と一別以來、予は「イカラス」の船員の殺害事件の爲めに多忙である。予は二十三日に大阪に著し、二十九日に大阪を去つた。此の期間に、予は長崎奉行の罷職と、予に隨伴して、罪人を追跡して、土佐に赴く幕府委員の選任とを得た。今や我等は捜索を長崎に於て遂ぐ可く、而して一切の關係ある船員は、悉く長崎に集

パークス逆上の言動

むることとなつた。予はサトーを派遣し、是迄の成行を貴君に知らしめ、且つ幕吏と土藩の役人等の行爲を監視せしめんとする。而して彼等は草を分けても、是非下手人を捜し出す可しと云うてゐる。

此れでは如何にも雜作もなき文句であるが、然もサトーの所記によれば、如何にパークスが此の事件に逆上の言動を逞うしたるか、想像せらるゝ。

パークス君は、例の通り、左もある可き次第にて、大熱中もて (with great warmth) 此の事件を取り上げ、大君の首相の好人物らしく、然も決して柔弱ではない老紳士板倉伊賀守に向つて、頗る猛烈の言葉 (some extremely strong language) を使用した。

長崎奉行免職の約

而して彼は此の事件を叙して、其の下手人に就ては、幕府の役人も亦た土佐人ならんと猜したと云うてゐる。之を見ても如何にパークスの見幕の異常であつたかが判知る。而してパークスが幕府より贏ち得たるものは、取り敢へず、長崎奉行の免職と、江戸より五百名の人数を長崎に派遣し、外人居留地を保護し、再び斯る事件の出来なからしめんことを約したことだと記してゐる。而してサトーは更らに、左の如く大阪城に於て、將軍謁見の模様を記してゐる。

サトール將  
軍謁見

當時將軍は長崎に於ける日本人の天主教徒捕縛一件に就て、佛國公使ロツシユを見る可く下阪した。パークス君も亦た將軍の招待を受けた。パークス君、ミッドフォード、及び予三人は、好馬が無く、天氣が熱かつたから、何れも轎に乗りて城に赴いた。我等は公式でない接待室(書院)に於て、延見せられた。大君は聊か疲勞の態と見受けられた。陪坐には板倉と平山とがゐた。平山は小男の老人にて、下賤より比ろ成り上りたる鋭き狡猾らしき容貌を持つてゐた。我等は彼を狐と綽號したが、彼は正しく其名に相當した。

サトールは更らに左の如く記してゐる。

鍋島閉叟

一時間ばかり彼是と小話の後、ケツベル(Ketzel)提督及び其の一行を加へた。それが爲めに話頭は海軍に及んだが、予は大君が海軍に甚だ興味の稀薄なるを認め、小時ありて將軍は肥前大名の隠居松平閑叟を召し、彼を公使及び提督に紹介した。彼は四十七歳であるが、餘程老けて見えた。彼は時代恭順者であり、大隠謀家であるとの評判が高かつた。而して一八六八年に發生したる維新大改革の即刻まで、何人も彼が何れの側に味方するかを解する者は無かつた。

油斷ならぬ漢

彼は、大君の左方に坐した。而して彼が大君に對して、尊敬の徴として見る可きは、只だ彼が汝と云ふ代りに、上(Cami)と稱しただけに止つた。パークス君は、彼から佐賀への招待を得んと勗めたが、彼は中々油斷ならぬ漢にて、只だ何時か長崎にて御目にかゝらうと挨拶したのみで、それも遂ひに實行を見なかつた。とある。而して彼は更らにその早朝西郷吉之助より訪問を受けたと記してゐる。



## 第十二章 西郷サト一會見に關する

### 西郷の書翰

【六六】 サト一との面會に就て西郷より大久保

への書簡(一)

西郷後藤  
出京を待

話は前に廻る。幕府を見切り、四侯會議を見切りて、親から長州に赴き、薩長連合の盟を温め、直に實行に取り掛らんとしたる西郷吉之助は、後藤の大政返上論に賛成し、兎も角も此の問題を提げて、幕府に打ち突かる可く、その爲め長州に赴くことを延期し、後藤歸國後の報道を待つてゐた。否な後藤の土佐の藩論を固め、再び上京するを待つてゐた。然るに後藤は無名氏の丸山街頭英國水夫殺害事件に煩はされて、歸京は延引し、自然西郷等の期待を裏切ることとなつた次第は、既記の通りである。

パークス  
來阪

然るにパークスは此の事件に就て、幕府と談判す可く、大阪に來た。而して通譯官サト一も亦た此れに隨伴し、その際に彼が西郷吉之助の來訪を受けたことも亦た既記の通りだ。(參照 六五)

西郷サト  
一會見

今ま此のサト一との對話に付き、西郷當人の自から語る所を詳にすることは、西郷其人を知る上に於ても、亦た當時の形勢を知る上に於ても、凡有る意味に於て、極めて大切なる一要件である。因みに云ふ、西郷とサト一とは、舊相知の間柄である。先づ西郷が七月廿七日(慶應三年)付にて、大阪より在京都の大久保へ與へたる書翰を掲げんに曰く、

西郷の訪  
問

昨朝二つ時分、著阪仕、英人の旅宿相尋候處、當春參居候節、罷在候寺え宿いたし居候趣相分候付、早速薩道え懸合いたし、今日何時に參候て可宜哉、尋遣候處、七時に可參旨申來候付、右刻限差越候處、

此れにてサト一著書の西郷が早朝來訪したとの記事に符合する。

只今寢覺候處にて御座候故、二階え伴行候付、ミニストル著阪の段、御承知被遊態と使者を以て時候安否御尋として被差遣候段、一と通挨拶申入候處、

六六 サト一との面會に就て西郷より大久保への書簡(一)

二三七

此れは西郷が鳥津久光を代表し、その使者として、パークス候間の爲め下阪したる旨を通じたのだ。

今日は本國え飛脚差立候付、十時迄に相仕舞、十一時半頃より登城の由承候付、此れもサト一の所記と符合する。

格別要事有之儀にては無之、只著阪の祝儀旁見舞の爲に參候事故、多忙中却て煩敷候間、面會は不致候付、宜敷ミニストルえ申入、吳候様申述候處、ミニストルには、是非面會いたし度候得共、至極取込居候間、今日は御斷可申入との事に御座候。

此れは事實其の通りだ、郵便日に登城を差し控へては、パークスに面會の時間無きは勿論だ。

今兩三日は滯阪の賦と申聞候處、是非逢度との事に御座候間、兩三日中には、面會可致も不被計候。來月二日には、爰許出帆いたし、江戸の様罷歸賦と被相聞申候。

事實パークスは、江戸に直航せずして、土佐に向うたることは、既記の通りだ。

英人友誼  
依然

扨薩道え逢取見候處、全已前通の譯にて、格別何も相替候向とは、相見得不申、依然たる次第にて、柴山の疑惑とは大に違ひ申候故。

此れは英人の薩摩に對する友誼は、依然舊の如く、柴山が疑惑とは、事實大相違であるとのこと。

英人憤激  
心挑撥

先日より御話申上居候通、大阪商社佛人と取結、大に利を計候趣、委敷申聞、佛人のつかわれものと御話の通急掛、些腹を立させて見度賦に御座候故、佛に憤激いたし候様、説込候處、大に能く參り、思ひ通に爲被發候處、段々意底を咄出し申候間、左の通御座候。

當時英公使と佛公使とは、日本に於ける外交官として、對立の姿であり、而して佛が幕府方であり、英が薩長側であることも、是亦た争ひ難き事相であつた。されば西郷は豫て大久保と申合せた通りに、幕府と佛人とが、互ひに腹を合せ、日本に於ける商利を壟斷せんとする目論見ある事實を指摘し、大いに英人の憤激心を挑發したるところ、果然其手に乗つて、サト一も佛に對する敵愾心爆發し、その爲めに追々と胸中の秘機を吐露したと云ふことだ。此れは左もある可き次第である。

【六七】 サトーとの面會に就て西郷より

大久保への書簡(二)

功 西郷サト  
挑撥成

西郷がサトーを挑撥して、其の眞肝を吐かしたる手段は、愈よ其功を奏した。  
一 佛人より日本の形勢を論じ試度申掛候付、隨分議論いたし度、薩道より返答に及申候處、佛人中にはいづれ日本も西洋各國の通政府一般のものに相成、大名の威權も不除候ては不相濟候付、第一長薩の二國を打亡し度候付、俱に打平候方宜敷は有之間敷哉と申掛たるよし。

薩道の幕府

此れは佛人がサトーへ語りたることを、復たサトーより西郷へ語りたるもの。其節薩道より相答候には、先度の再討の次第を以可見、纔の長州一國さへ打てざる政府にて、諸大名の權を除却と申儀は、顯然不相叶事に御座候。左様の弱きものを、如何して助らるゝものに候哉と申述候處、一言もなく夫形論は不出來と相咄居申候。

薩道の所

此れはサトーが佛人に答へたることを、西郷へ告げたるもの。長州一國さへも、退治が出来ぬに、薩長二國を討平却とは思ひもよらぬこと。況んや天下の平治をやだ。

右等の論を公然と仕出す事候間、必政府を相助候て、諸侯を打の策を廻し候儀は相違無之、兩三年の内、金を集め、機械を備、佛の應援を頼み、戰を始め候所存と被相伺申候間、其節は必佛も軍兵を發し、應援可致候間、いづれ相對する所の大國を應援に不備置候ては、危き事に成行候はん。其節は英國に於て、同じく軍兵を押出し、守護可致と申觸れ候へば、佛の援兵は、決して動かし候儀は不相叶候間、前以て能々相結候處、肝要と相咄事に御座候。

薩道の權益増進策

此れはサトーが西郷に向つて語るところ、當時は漸く者般の形勢を馴致しつゝ、あり、幕府側でも、小栗一味の者共には、確かにさる計企と云はずんば、希望の者も少くなかつた。炯眼なるサトーは、能く此の呼吸を看取して、それに對應の策を講じ、仍りて以て日本に於ける英國の權益を増進せんことを圖りたるは、固より疑を容れない。

英國朝廷  
左袒策

第一英國の所存は、日本國王政柄を握られ、其下に諸侯を置て、國體の立方、英國にひとしき制度に相成候儀、專一に願居候譯にて、此度も英國王より、日本國王への書翰を、幕府え差出候由、右は全體先帝崩御の儀承候て、御悔狀差出候趣と相聞れ申候。是もいづれ帝王え幕府より被差上、右の御返翰無之候ては、不相濟事候へ共、いまだ返翰も無之と申居候。

以上は又たサトーの西郷へ語るところ、恐らくは實情ならむ。

對外人觀  
改めの要

夫程日本皇帝の處、主張いたし候得共、京都にては其思召は更に無之。京地に異人を入れ候ては、汚れ候杯との説のみのよし、右等のものにては、不相濟候付、萬國え被對、確乎たる政體を以、交際の處も普通のものに、不相成候ては、相濟間敷と申居候。

英政體模  
倣勸説

此れはサトー其人が、是迄に英國は朝廷に向つて、肩を持ちつゝあるに拘らず、相ひ換らす従前の通り、夷狄蠻人の待遇では甚だ以て遺憾千萬であるとのこと、而して何れ日本も世界並みの交際をなすには、先づ確乎たる政體を建立せねばならぬ、それには英國の政體を模範とするに若くはなしとのこと、何れにしてもサ

トーは西郷を以て、宛も同盟國の代表者若しくは其類の一人と見做し、我が腹の中を割りて、随分思ひ切つて話したるものと察せらるゝ。それには西郷其人が、佛幕の間に於ける親類附合の消息を、故らに敷張して語り、遂ひにサトーを此處に誘ひ出したるものと察せらるる。

【六八】 サトーとの面會に就て西郷より

大久保への書翰 (三)

援助謝絶

書翰は尙ほつゞく。

何ぞ英國え御相談被成度儀も御座候はゞ、承知いたし度と申掛、應援相頼候はば、引受可申との口氣にて御座候故、日本政體變革の處は、いづれ共我々盡力可致筋にて、外國の人に對し、面皮もなき譯と返答いたし置申候。

此處に南洲其人の本領がある。若し尋常人ならしめば、何分にもよろしく御援助御頼み申上ぐと返答す可きところだ。サトーも實はその通りの返答を豫期したものであらう。然るに斯く斷然と言切られては、恐らくは案外の感を做したであらう。

英の對佛  
惡感

一 佛人横濱におひても利を貪り、自分勝手に取組候始末、一圓不承知と相聞れ申候。

不承知とは用捨は出来ぬと云ふことだ。積極的に云へば、英國は佛國の利益壟斷を、此儘看過することは出来ぬと云ふ譯だ。

全英國は商法を以相立候國柄にて、此商法の妨をいたし候儀は、どこ迄も不承知と、至極憤激の體に御座候。

土州人暴  
行問題

而して西郷は能く其の弱點を捉へて、それを刺戟、煽揚したものと察せらるゝ。

一 長崎におひて英人船頭を兩人殺し候もの有之、いまだ相手不相知候由、全土州人の仕業と申觸し候趣に被相聞申候。餘程土州を惡しく申合候向に被相聞申候。薩道杯越前より陸行の節も、伏見邊え土州人待伏居候杯、其外京師にて亂妨いたす杯、又は博徒を集候杯との説、餘程言込候向に被相聞申候。

此れは前掲の英土葛藤事件(參照 六二―六五)。越前より陸行とあるは、英國公使一行が、敦賀に赴いたる際のことを云ふ。

西郷の心  
配

長崎の異人殺し土州人共に、御座候と、大に害を成す事と苦察いたし居申候。當時西郷其人も未だ其の下手人の何れの國人である乎を知らなかつた。但だそれが土州人であれば心配だと云うてゐる。何故に西郷が斯く心配したる乎と云

へば、西郷の眼中には、土佐は長州以外、與國の一としたるが爲めであらう。西郷は、乾(板垣)退助とは、武力解決にて握手し、後藤象二郎とは、平和解決にて握手し、何れにしても土佐若しくは其の、一部は、與國であり、與國と云ふ能はざれば、與黨であつたに相違ない。斯る葛藤の爲めに、土藩が其力を效す能はざるに際しては、尤も困却するものは、改革運動の魁たる薩藩であることは、言を俟たぬからだ。

越前の英人待遇

一 越前え參候節は、誰人も出迎無之、田舎にては郡奉行杯出會いたしたる由御座候へ共、城下にては全誰も不出候て、酒肴杯の馳走は、餘程いたし候由、薩道不合點と相見得居申候。

此れはパークス一行が敦賀行に就てのこと、只だサト一の口吻を、そのまゝ、大久保に報じたる迄のことにて、別に他に關係はない。

右の通要用迄荒々如此御座候。明日は十時より薩道此方え參との事に御座候間、尙又咄も可有之と相考居申候。今兩三日は滞在可仕候間、左様御含可被下候。至極薩道の口氣は、幕府を罵居申候。委敷義は、御直話と申殘候。恐々謹言。

七月二十七日(慶應三年)

西郷吉之助

大久保一藏様

全文要領

最後の「至極薩道の口氣は、幕府を罵居申候」の一句が、殆んど全文の要領を盡してゐる。然もサト一をして、斯く幕府を罵らしめたのも、其の半ば以上は、西郷の挑撥であつた。刺戟であつた。煽揚であつた。

右文書の原文

因みに云ふ、サト一の著書には、此の全文が英譯して掲げてある。而して曰く、此の書簡は、予(サト一)が一九〇六年(明治三十九年)北京から東京を經由して歸國の際、舊友松方正義より、原書は岩倉侍従の手許にありたりとて、其の寫を贈られたと、岩倉侍従とは、岩倉具視の子岩倉具定であらう。

されば此書は大久保より當時其の維新回天事業の合棒とも云ふ可き岩倉具視の許に轉送し、それが其儘岩倉家に保存せられたものと察せらるゝ。兎も角も此文書は、時勢を知る爲めにも、西郷其人を知る爲めにも極めて重要な文書だ。

【六九】 サト一對話に就て桂久武に與へたる

西郷の書簡(一)

前書翰の  
説明

西郷の大久保に與へたる書簡と、多少重複の虞れあるも、寧ろその注脚とも、説明とも見る可きは、八月四日(慶應三年)付、西郷より在鹿兒島の桂右衛門へ與へたる一書だ。その理由によりて、之を左に掲載することゝする。

太守様益御機嫌能被遊御座、恐悅の御儀奉存候。中將様御儀漸々御快方被爲在。昨日は陣幕等の角力も御覽被遊候位の御事にて、誠に難有儀御座候。御同慶可被成下候。

太守は島津忠義のこと。中將は其の實父久光のこと。當時久光は滯京中のところ、病の爲め下阪してゐた。陣幕は當時の薩藩に縁故ある大關であつた。

西郷の大  
政返上論  
の觀

陳ば土州の憤發、近來國論も相定、後藤象二郎大議論も、容堂侯御許容相成候段は、一左右有之一同決著相成候て、又々不意に容堂侯御登京の御賦に御座候。最

初の處、實は御著眼不相立、御猶豫の念相起候事と相見得申候。天地間大條理を以、制度に懸け、大論相發候事に御座候へば、一度此論を聞て、不同意は不被申譯、幕府におひても、凌は出来不申儀に御座候。

此れは後藤の大政返上論に就ての西郷の態度だ。此れにて見れば、西郷は當初に於ては、眞面目に後藤の大政返上を賛成したることが判知る。但だ到底のところは、武力を以て解決をつくるの外はあるまいとは、西郷其人の所信であつたことは、今更ら擬議する必要はあるまい。

後藤登京  
延引事情

先月中には是非後藤杯登京の筋申來居候へ共、いまだ著不仕、決て議論相變候譯にては有御座、間敷、長崎におひて、英國人殺害に逢ひ、土州人え御不審有之由にて、段々六ヶ敷由に被相聞申候。

後藤も七月中には再び上京の筈であつたが、これが延引したのは、大政返上の國論が一變した譯でなく、全く長崎事件の爲であらう。斯く西郷は飽迄土州の大政返上論には、信用を措いてゐた。

西郷下阪

就ては先月(七月)廿一日方より、追々の著阪にて、英國人竝佛蘭西、米人ミニスト

ル參候付、廿五日夜より川下いたし、私被差下候付、廿七日英人旅館え參り、談判仕候次第、帶刀(小松)殿より申上越候様承知仕候間、大略申上候付、宜敷御含可被成下候。

川下とは淀川を下つて大阪に赴き、外國諸公使著阪に付、其の形勢視察、其の事情偵察の爲めであつた。

薩道面會

扱其日はミニストルには多忙中にて、面會不相調、薩道え逢取候付、得と談判仕候次第、左條の通に御座候。

一 最初よりミニストルを立腹爲致度賦に御座候故、十分喧嘩いたす含に御座候處、得逢取不申候付、無致方薩道え喧嘩しかけ申候儀に御座候。

本來はパークスを怒らせて、其の腹底を吐かしめんと、の趣向であつたが、同人と面會の出来なかつた爲め、之をサトーに試みたのだ。

畢竟英人も幕吏より説付られ候新聞も有之、又柴山良助近來江戸表え面會仕候處、已前相替候説も御座候付、此度至極叩込賦に決著仕居候處、十分叩上げ候賦に御座候。

豫期の通りに、十分叩き上げた。

英人翻弄

最初立腹爲致候廉は、兵庫開港に付ては、英人至極骨を折、開港の上、佛人利を得候手段を以見候へば、全く英人は佛人のつかわれと見受候旨申聞候處、大に起り、決して佛の下に屈し候英國にては更に無之、何様の譯を以てかく卑下して申聞候哉と憤激して懸候付、先づ得と聞候へ、開港の道開をいたし候英國にして、商賣の利得を占候は、佛國にて御座候。

西郷は宛も戰國策士の口吻もて、英人を譏弄し、彼等の自尊心や、競争心を刺戟して、自から禁せんと欲して、禁じ得ざらしむるに至らしめたるものだ。西郷も中々對人説法の術を心得てゐる。

【七〇】 サトー對話に就て桂久武に與へたる

西郷の書簡(二)

挑撥成功

西郷は故らに言説を逞しくして、サトーを憤慨せしめた。英國は犬の骨折をして、

七〇 サトー對話に就て桂久武に與へたる西郷の書簡(二)



佛國をして鷹の功名を倣さしめたと云つた。

其譯は大阪の豪商を談らひ身分を上げ扶持を出し兵庫交易方の掛を命じ、大に商社を取組、全く大阪の金を圓め、諸侯の手を締め、利を幕府へ占付候手段いたし候。是は全佛國と相談いたし、幕府の奸策を施し候事にて、兵庫の交易は佛と幕府とにて商權を掠候ものに相成候付、英國はにがきを喰、佛國は甘を喰ひ候。譯に可見候へば、全佛國のつかわれにては無之哉と論じ懸申候處、大に佛にノ憤を發し、意底を咄出候事に成行申候て、却て我の大幸に相成申候。

事實に近

此れは全くとは云はぬが、殆んど事實に近き、否な寧ろ事實と云ふも妨げなき程までに、佛と幕との間には、種々の相談が出来しつゝあつたから、西郷は未だ必らずしも蘇張の詭辯を弄したものと云はれない。但だ其の事實若しくは事實らしきものを、故らに敷張痛言して、佗の憤激を挑撥したる迄であつた。

英憤激條

其譯は横濱におひても、兼々佛は獨利を貪り、英は憤居候折柄、大阪商社の手段、專英を疎じ候始末にて、可憤條件に御座候。

既に横濱に於て、英は苦杯を喫してゐる。然るに今復た大阪、兵庫に於て、更らによ

薩道の聞ける佛人所説

り大なる苦杯を喫せんとする。是れ英の忍ぶ能はざる所以である。

夫に付薩道より申述候には、此度横濱にて佛人より日本と形勢を論試度との事故、承候處、只今の姿にて、幕府は日々衰行、諸侯の勢ひは益強相成候付、英佛杯の様、幕府計に相成、諸侯は無きものに、制度を不相替候ては、逆も治りは相付申間敷、第一諸侯の内にて、長薩の二國は、強大の故、早く不打亡候ては、不相濟候付、英佛合して打破度との相談有之候付。

此れは佛人のサト一に向つて語るところのもの、恐らくは實説であらう。幕府の間にも、佛國の力を假りて、強大なる大名を退治し、幕府專制の郡縣政治を行はんことを期待したる者も、若干有つた。而して其の入説者が佛人若しくは佛人側であつたことは、疑を容れぬ。

薩道對佛人答へ

薩道より申答候には、此度長州征討の様、誠に柔弱の次第にて、彼の一國さへ不<sub>レ</sub>破得、幕府、逆も日本を制御可致道理も無之、ヶ程弱ひものを援らるゝものにては無之と、返答いたし候處、佛人一言の答も出来不申と相咄居申候。

以上はサト一が佛人に答へたるを以て、之を西郷に語りたるもの、一個の

長州さへも征する能はずして、安んぞ天下を制するを得むやとは、サトーが佛人に對する一撓だ。此の事實的論理に對しては、佛人も答辯の餘地は無かつたことが、間違あるまい。

双龍玉を争ふ

要するに西郷にも胸に一物あり、サトーにも胸に一物あり、双方共に一物ある者にて、何れも佛國を話題として、互ひに其の一物を吐露しつゝ、ある次第、西郷が佛國を藉りて英を憤起せしめんと試みれば、サトーは亦た佛國を藉りて薩を憤起せしめんとし、互ひに是れ双龍玉を争ふの情態だ。されば若し話が順當に進めば、是迄成立したる英薩の接近は、更らに此の機會によりて、協商とも提携とも、同盟とも進み得可き好潮合であつた。西郷は果して此の好潮合に乗り出したる乎、西郷も固より此れを解せぬ程の間、拔漢ではなかつた。然も彼は例令喉から手の出るほどであつても、自から止る可きところを知つてゐた。以下に説き出すところは、よりて以て西郷其人の本領を察す可きものである。

【七一】 サトー對話に就て桂久武に與へたる

西郷の書簡(三)

薩道の今後形勢觀

右等の論判を仕懸候次第にて、幕府より能々佛國え結込、佛の應援を以、諸侯を打挫の策、萬々無相違、只今金を幕府え占付、諸侯の手の延ぬ様にいたし、機械其外の要器は、幕府一手に占上げ、諸侯の窮する處を見て、可打挫との策に有之候故、拾年を不出して、諸侯の災害は、差見得候付、只今より其策略を不用候ては、實に危次第に成行候はんか。

此れはサトーが今後の形勢に就て、其の觀察したる次第を、西郷に語りたるもの。而して以下更らに一步を進めて曰く、

今後の對抗策

いづれ右の奸策を挫候には、佛と可相抗強國と親を結不置候ては、相濟間敷候へば、譬佛の援兵を相發候時は、英國より押付候儀は相調可申、其節は英國におひても戦争の爲、警護出兵いたすと申觸し、同敷軍兵を差出候へば、必佛國の援

兵は差出候儀は相叶不申候付、右の御相談も候はゞ可承と却て彼方より申出し候付。

如何にも好調子だ。サトーが佛國を手玉に取りて、遂ひに薩をして叩頭頓首以て英に依頼せしめんとしたる口吻、宛も睹るが如きものがある。此に到らば、十人は十人、百人は百人、必らず此の好調子に乗り出して、サトーの思ふ通りになるに相違無しだ。然るに彼の西郷は此の瀬戸際に於て、一と踏ん張り踏ん張つた。乃ち此處に西郷其人の本領が、全面に露呈せらるゝ。

是は大幸の譯、至其時機ては、御相談可申と相答候ては、又英國に使役せらるゝ譯に相成候のみならず、全く受太刀に落來、議論も鈍、此末の處、下鳥に相成候儀、自然の勢ひに御座候故、うんと返答いたし置處と相考申候付、日本の國體を立貫て參上に、外國の人に相談いたし候、面皮は無之、こゝの處は、十分相盡す賦に候間、宜敷汲取吳候様、相答置申候。

此れは流石に西郷だ。日本の事は日本にて措置をする。今更ら貴君方の御力を拜借する面皮は無しとの一言は、實に立派である。此れは決して見榮坊でもなければ

西郷自力  
改革を説く

西郷答辯  
の美

西郷の見  
透し

ば瘦我慢でも無い。國體の上からして、正しく斯くある可き筈だ。其上の合従連衡、彼我利益の交換、取與などは、その時節の成行である。一國として國內的事件に、自から好んで外人の干渉を招くが如きは、是れ固より亡國の思想である。西郷の胸中にも、萬一の場合には、英を以て佛を制するの畫策も、皆無では無かつたであらう。されどそれは其の時だ。今更ら豫じめ對佛の問題に、英の援助を依頼せん乎。獨り我が國體を辱しむるばかりでなく、英國は日本に向つて、更らに如何なる報償を持ち出す可き乎をも考慮せねばならぬ。時節が到來せば、日本が依頼せざるまでも、英國は其の日本に於ける權益を、自衛の爲めに、必らず佛國に對して、相當の牽掣運動を做す可きは必然だ。西郷には恐らくは此の見越しもあつたであらう。

最初より英人に腹を立させ、憤激させ候趣向は、他事にては無之、偏に佛と引離し、却て佛の應援を押し寄せ候策に御座候へ共、右様彼より應援の相談承度と申處え乗込候ては、不相濟、一大事の處故、道を以辭し候處、彼等には尙可愛等敷相成候模様、に相見得申候、第一此儀は安心の事に御座候。

英人却つて尊敬

西郷がサトーよりの誘引の言葉に乗り出さず、態と踏ん張つたる態度に就ては、相手方も定めて諒とするところありと見え、彼等には尙可愛等敷相成候模様、相見得申候とある通り、却て西郷等を尊信、敬愛するに到つたものと察せらるる。

【七二】 サトー對話に就て桂久武に與へたる

西郷の書簡 (四)

將軍の對佛親密

一 先月(七月)廿四日將軍下阪と申事にて御座候へ共、實は廿三日夜下阪いたし候由、此度全佛人え親の専用譯にて御座候由、薩道より申事に御座候、英のミニストルも面會には相成候へ共、格別の談は無之相濟候由、其節閑叟侯御歸國掛下阪中にて、城中におひて一緒に面會相成候由に御座候、此人も大に英人は疑ひ居申候、將軍は佛の軍艦も乗組に相成申候、餘程親む模様、御座候、此れはサトーの談話によりて、如何に將軍が佛と親類附合をなしつゝあるかを語りたるものだ、當時幕佛の提携は、殆んど公然の秘密にて、軍事にも商事にも、其

他凡有る方面にも、双方の情意は投合し、英人をして、半ば嫉視し、半ば妬視せしめ、此れが爲めに英人の志を、愈よ薩長の倒幕派に向はしむるに到つたことは勿論だ。

將軍の佛艦乗組

尙ほ城中に於ける面會の様子は、サトーの所記の通りだ(參照 六五)、惟ふに將軍が外人應接の爲め下阪するは、當時朝廷より未だ外人の入京を許し給はざりしが、爲めであつた、而して如何に佛艦に乗り組んで慶喜が感服したるかは、

大樹公又仰、今度佛國の軍艦に到りしに、海兵の操練を、御目に懸くべしと申し、し故所望せしに、提督令を傳へてより、凡三分時間にて、諸般の用意、完く整ひ、操練に取か、れり、其神速なる事實に、驚くに堪へたりとの事なりき(續再參紀事)とあるを見て、も判知る。

幕府の土州苦め策

一 土州の處、近來國論皆正義に歸し候付、餘程幕府より嫌疑を掛俗論に打歸度賦と相見得、色々離間策を廻し候様子に、御座候處、長崎の英人殺害に付、ミニストルよりは、幕吏に兼て憤居候故、一向相責候處を、以是を幸にいたし、英人を以土州を打挫の策と相見得、此度ミニストル歸帆掛、土州え相廻候手段に相成、

殘念の仕合に御座候。乍然土州におひては、却て結を付候策に御座候由。如何あらんかと、大に懸念いたし居申候。彼大策も是が爲に崩候様相成候ては、不相濟事と苦思仕居申候。

西郷あく  
土州  
味方

果して當時の幕府に上記の觀察通りの策略を施すの餘裕あつた乎、否乎、それは何とも斷言は出来ない。但だ西郷が飽迄土州を與國と認め、土州の爲めに、最善の努力を愛まなかつたことは、寸毫も疑を容れない。而して彼が後藤の大政返上論に、如何に共鳴しつゝあつたかは、彼大策も是が爲に崩候様相成候ては、不相濟事と苦思仕居申候との一句にて分明だ。

右に付私下阪中の事故、色々相談も承候付、先づ幕吏は置て、異人に直に應接可被成、其上六ヶ敷成立候は、私も同伴可致候付、是非直談の處に相成候様申置候處。

此れは西郷から土佐の要人達に向つての注意であり、助言であり、且つ申込であつた。如何に彼が土藩の危急に際して、其力を假さんとする熱心を見よ。而して是れ偏に土佐を以て、味方視したる爲めである。彼は事毎に大事を取る漢にて、如何

に自信力は厚くとも、決して薩長のみの力では、満足しなかつた。出來得可くんば、何れの方面からも、味方が欲しかつた。而して南海の雄藩たる土佐を味方とするは、西郷に取りては、無上と云はぬ迄も、それに幾き快心事であつた。是を以て彼は、其の味方の爲めには、如上の通りに、其の最善を效し、且つ效さんとしたのだ。

大阪にて  
喰留策不  
調

板倉閣老と談判のみ晝時分(より)夜八つ(午前二時)過迄議論いたし、前を慮り、後を顧、毎の御役人論故、大阪にて喰留候手段不相調、とふく、本國迄參候場合に相成、殘多次第に御座候。

此れにて當時土州藩の由比猪内、佐佐木三四郎(高行)等が、直接パークスと談判せんと申出でたること、が、西郷の意見に基く乎、左なくば西郷の意見と同一であつた事が判知る。

【七三】 サト一對話に就て桂久武に與へたる

西郷の書簡(五)

薩人行動  
取締要望

以下記するところは、前回のつゞきにて、専ら土英葛藤の一件だ。

幕吏も外國奉行一人、御目付兩人差越申候、右等の事發り候處、餘程世話（心配の意味）に相成候向にて、ミニストルより申遣候は、此度の様の事到來いたし候ては、かく迄親睦いたし居候兩國の間も、忽瓦解可致事候間、能々其處汲受吳候て、壯士輩えも、手堅申諭、至極相届候様、可致吳旨申遣候事に御座候。

此の兩國とあるは、薩と英とのことだ。若し萬一薩の壯士が、誤つて英人に亂妨するが如き——例せば今回の事件の如き——ことあらば、英と薩との親交も、忽ち瓦解す可き危険があるから、宜しく注意頼むと、パークスから西郷へ申傳へたるものを、斯く在鹿兒島の執政の一人桂久武に申通したものだ。

西郷の要  
求

譬一書生の業にもせよ、必國君の罪に歸し候事故、其處委敷可諭、吳段承候付、右の次第は、御賢慮を以、人々相心得候様、御諭被下度奉合掌候。

此れは前段を承けて、其の取締に就ての注意。

若哉御國共（薩を云ふ）に右様の事有之候へば、私は御相伴に割腹いたし、不相謝候ては、是迄の親睦は、水に相成候事と決著仕居申候。

更らに一層を進めて切言す。

此度の土州の談判に相加りて、私の首の質物を差出置含に相決居候處、是以相違いたし申候。

若し大阪に於て、英土談判あらば、西郷其人も之に参加す可き決心であつたが、それが外れて、土佐に於てのこととなつた。

異人歴例  
の策

只異人を壓倒すべき事は、只一つ可有之と、兼て存居申候。異人は自及いたし候儀は出来不申由御座候間、目前にて見事に割腹いたし候得ば、少しは膽を寒し可申かと相考申候。

此の言葉は、西郷其人の身上ではないが、土佐の箕浦猪之吉等の諸士が、堺妙國寺に於ける割腹が、之を證明した。

越前の姑  
息策

一 越前國を、此節英人通行いたし條節は、宿屋杯の馳走は、餘程念を入候て、誰も應對の人は、不出合候由、誠におかきな仕業と異人笑合申候。全幕府の嫌疑を、且異人の機嫌取はいたしたるものと相見得、實に姑息の計に御座候。

此れは大久保への書簡中にも同様の事がある。（參照 六六—六八）

一 フロイスと佛國の戰爭も、如何成行可申哉。どふか近來は相止候様子に承候と申掛候處、薩道相答候には、先比の便には相治候趣申來候得共、近日の便に又々戰爭に相向候趣申來候。此度はいづれ戰に可相成との説に御座候。

當時の歐  
洲形勢

此れは慶應三年八月四日付の書簡、西暦では一八六七年だ。當時佛帝ナポレオン三世は、八方に手を出して、八方に失敗し、而して普魯西は、今や旭日昇天の勢もて、中歐に雄視し、動もすれば普佛の兩國は、干戈に相見んとするの形勢であつたから、其の消息が日本にも傳はりたるものと察せらるゝ。然も眞に戰爭の開始は、明治三年、即ち西暦千八百七十年であつた。

普佛開戰  
希求

此兩國に戰を發し候へば、大に日本の爲には大幸と、天心を以は、甚以罪ある譯ながら、只我國の難儀の餘りには、却て彼等の戰爭を欲し候、淺間敷心に御座候。此れは天道に對しては、普佛兩國の戰爭を希うは、あさましき心底であるが、日本の爲めには仕合であると云ふことだ。

若戰に相成候へば、佛えは幕府よりは是非一向應援の兵を相頼居候處に御座候へば、只聞捨には相成間敷、其節に臨み援兵を不差出候へば、必佛人にも見限

られ候はんと相考居申候。

此れは畢竟西郷其人が、幕佛の干係を目の上の痰瘤と見、何とかして此の干係を消解せしめたいとの焦慮よりして、斯くは述懐したものであらう。

右の通形行大略申上候間、宜敷御含可被成下候。恐惶謹言。

八月四日(慶應三年)

西郷吉之助

右衛門様

御侍史

追啓上、三邦丸土州のもの兩人(由比、佐佐木)急速の歸國に付、拜借相願、當月朔日夜出帆仕、土州迄被差遣候。相届候へば、直様歸坂之賦に御座候。

桂久武

此の長篇の一書は、西郷とは其父以來眷顧を受けたる薩藩の名族日置氏(鳥津)の出である桂右衛門久武に與へたるものだ。當時彼は藩政の要路に立ちたる一人にて、彼は後に丁丑の役に、西郷と死を共にした。

## 第十三章 幕佛接近策と其反對論

### 【七四】 英佛勢力と勤皇佐幕

親英親佛  
關係の自  
然

抑も幕佛の親交が薩長英の親交を促進せしめた乎、薩長英の親交が幕佛の親交を促進せしめた乎、その本源に溯つて考察すれば、佛と幕との干係如何に拘らず、英では——少くともパークス——は其の未だ横濱に著任せざる以前既に幕府の恃むに足らざるを承知してゐた程なれば、佛が幕と親交ある爲めに、薩長に親しんだと云ふことは出来まい。又た佛も英國の態度如何に拘らず、ナポレオン三世は、大いに幕府の心を攪りて、東洋に爲す所あらんとしたに相違なく、乃ち英の勤皇黨に傾く、佛の佐幕黨に傾く、何れも獨自一己の立場にて然るものであつたらう。但だ兩者本來の傾向が相互の刺戟によりて、相互に促進し、促進せられたことは争ふ可からざる情勢であつた。即ち英は佛が幕と結ぶを見て、愈よ薩長に接近し、佛は英が薩長と結ぶを見て、愈よ幕に接近したことは、今更ら疑を容るゝ餘

但し互に  
促進

地があるまい。

佛國の手  
伸びず

斯る形勢にて、日本は宛も勤皇、佐幕の二大陣營に分れ、而して英佛兩國が、其の背後の勢力として對峙しつゝ、あつた。若し此の情勢にして底止する所なくんば、日本は——假令永久ではないにもせよ——必らず外國の干渉を招來したであらう。然るに仕合せにも、幕府の味方たる佛國が、幕府瓦解數年前よりして、内外多事、而してナポレオン三世の思惑が、悉皆齟齬したる爲め、遂ひに大いに其力を伸ばすことが出来なかつた。されば佛國によりて、其の企圖を遂げんとしたる幕府側の策士に取りては、遺憾千萬であつたかも知れないが、日本國家に取りては、ナポレオン三世の手を、東洋から封じ去つたのは、偶然の幸運であつたと云はねばならぬ。

識者の體  
面保持

但だナポレオン三世の手が、東洋に向つて不自由となつたばかりでなく、當時の識者中には、自から止まる可きところに止まることを知つてゐた。例せば薩長側に於ける西郷南州の如き、幕府側に於ける勝海舟の如きが、それである。彼等は固より外國の勢力を利用するの効能を、十二分に解してゐた。けれども餘りにそれ



を利用すれば、我が獨立國の國體を毀傷せねばならぬ危險を知つてゐた。是を以て既報の如く〔參照 六六—七三〕、西郷はサトーが誘ふ水にも浮かど乗り出さなかつたのだ。サトーが「宜敷御願申す」と云はせんとの謎を掛けても、西郷は能くそれを合點しつゝも、決して其の注文には應じなかつた。

石敬瑭の  
亞流なし

若し當時の志士にして、大義名分に明らかならず、徒らに勝利のみに熱中したらんには、日本にも亦た十六州の地を契丹に賂うて、其の援助を求めたる石敬瑭の亞流が出で來らぬとも限られなかつた。然も薩長側にも幕府側にも、其の中心勢力の主腦者は、何れも日本國家の觀念の持主にして、一時の利害の爲めに、百世の大計を誤る可き不心得、不謹慎の徒輩を出さなかつたことは、實に我が維新回天史に於ける、一種の誇りとせねばならぬ。

大義に味  
き徒輩

勿論大義名分に味く、徒らに眼前の功利のみに汲々たる徒輩は、いづれの時代にも其跡を絶つ可くもなく、且つ勢の激するところ、情の熱するところ、前後左右を顧みるに遑あらず、只だ一條の活路を求むるに際しては、如何なる賢明なる君子も、如何なる詭策、權道に出るも期し難く、その爲めに國家を不測の窮境に陥るゝ

國體觀念  
の強固

ことなきも未だ知る可からざるものがある。但だ我が維新回天史に於ては、我が内争をして、此の如く激甚ならしむるに至らなかつた。それは之を總括的に觀察すれば、勤皇と云ひ、佐幕と云ふも、其の窮極するところは、一君萬民の國體觀念には、國民の一人たりとも、反對する者なかりしが爲めだ。乃ち如何に内訌あるも、其の争は枝葉の問題にして、根本觀念に於ては皆な同一であつたからだ。されば彼等の何れもが外國の力を假りてまでも、互ひに相ひ争はんとするが如き必要もなければ、理由も無く、事情も無ければ、趨勢もなかつた。

### 【七五】 幕佛交渉に關する勝海舟の所説 (一)

佛國結托  
反對論者

幕府の策士中には、佛國と結托し、その勢力を利用して、大いに其志を逞しくせんとする者があつた。而して當路者中にも、その爲めに心を動かされたる者も皆無とは保證されない。けれども亦た斷然大處高處より、斯る策謀に反對したる者もあつた。其の一人は實に勝義邦——安房守、號海舟——であつた。

慶應二丙寅年五月、閣老より卒然命を徵臣に達す。其前元治元年、徵臣建言忌機

に觸るゝを以て、褫職家に謹む。此命有る、何の故たるを不解。出て關老に問。答云、從大阪來る、將軍の直命なり。一日も猶豫すべからずと。

此れは將軍家茂が、長州再征の爲め、大阪城に駐在する際のこと。

印より軍  
艦信用案

此際顯官密に告云、邦家の形勢挽回途を絶す。唯一事あり。是必死の議なり。江戸今既に決す。佛郎西國より金幣幾許、軍艦數艘を借りんとす。既に公使に談ず。公使本國に告ぐ。其の本國より一使の來るを待なり。

此の公使はレオン・ロツシュだ。話題は何れより提出したる乎を問はざるも、双方合意の上であることは勿論であらう。

今征長兵結で不解、其進退の如き内政用途缺乏如何共すべからず。唯此議の成るを待、誠に危険の策、唯此機會に乘じ、其途を試みむとするに在り。

所謂一山張る大賭博だ。

絶體絶命  
の時

萬一此密議成らば、勢に乗じ、強藩一二を討ち、勝に乗じ、他の大藩をたしなめ、封建の制を破らむ。是絶體絶命の時也。邦内の形勢は君が了悉する處ならむ。君上阪密に胸中に藏し、盡力する所あれよと。

所謂一擲乾坤を賭するもの。

佛の謝絶

微臣甚其策に不服。當此時議論も無益と思ひ、只唯々たる而已。其後竊に聞く、此時佛郎西の本國、隣國に事有らむとす。是もまた三世那氏絶體絶命の策也。故を以て、豈我が需に應ずるに暇あらむ。彼公使同年暮に及び、其國の危急を密話し、其依頼を謝す。是より我顯要、別に策なく、狼狽失望、名狀すべからざるの形勢と成れり。(外交餘勢)

開國起原  
一節

是れ聊か語りて詳かならざるの憾あるも、其の要領は分明だ。尙ほ「開國起原」の一節に曰く、

關老の言

余一昨年十一月(元治元年)譴を得て閉居せしが、此五月(慶應二年)突然關老奉書を以、登城なす可きの命あり。甚惑ふといへ、其命を拒むを得ず。出たるが、關老達して云、大阪より上命あり、速に登城すべき也。予唯々謹て其旨を奉ず。關老又傳て曰、京阪の事急也。一日も猶豫すべからず、速に途に上るべしと。當此時顯要の官吏平生予を快とせざるの徒、悉く予を見て愕然たらざるなし。如何にも其通りであつたらう。

諸侯削少  
方策

小栗上野介其他二名、予を引て別室に至り、窃に議し云、君今阪地より降命あり、必ず要路の議に預らむ。知るが如く、方今危急の際なり。政府佛郎西に托して、金幣若干、軍艦幾隻を求む。到著次第、一時に長を討すべく、薩もまた其時宜に應じ是を討ん。然して後、邦内にまた口を容るゝ、大諸侯なし。更に其勢に乗じ、悉く諸侯を削小して、郡縣の制に改めんとす。是最秘密の議、既に大凡決定せり。君定て同意を表するならん。若然らんには、猶上阪して説く所あるべき也と。予論争徒に時日を消すの益なきを察し、口を開かず。唯是をきくのみ。

如上の兩者を對照すれば、慶應二年の上半、家茂將軍在世の頃よりして、此の問題が、佛國と幕府との間に交渉成立せんとしつゝ、あつたことが判知る。

【七六】 幕佛交渉に關する勝海舟の所説 (二)

勝の反對  
意見陳述

勝は江戸城中に於ける幕佛交渉の一件は、只だ其の成行を聴取したるまでにて、別に何等の意見を開陳しなかつた。そは江戸にて議論したとて、到底物にならぬと諦めてゐたからだ。けれども大阪に達するや否や、堂々と反對意見を當局に向

各方風説

つて開陳した。左の一節は、稻葉閣老に當てたる意見書の一節だ。

密に聞く、政府佛郎西に依頼し、邦内大侯伯を剝小して、郡縣の制に因らんとする説あり。西陲の侯伯、其臣等、是を佛郎西の都、把里斯に於て聞ける所あり。ゆへに此の苛酷を惡て、密に英吉利に結び、縱横連衡して、其災を避けんとす。此故に邦内紛擾を憂へず、其災の己が邦家に及ばざるを悦び、旁觀して、富國強兵を義務とし、私に四方に道交して、武備を専とす。我が政府之を察せず、勢成すべからざるの事を口實とし、務て佛郎西に倚るがゆへに、西陲の侯伯益疑念暗鬼を生じ、不可廻の形勢に到らんとすと云ふ。

勝は交友天下に普く、其の門下に彼が耳目たるもの四方に多し。特に薩人とは、島津齊彬以來の縁故もありて、其の消息を得るの方便は少くなかつた。されば上記の如き風説を、此の方面から得ることも、決して何等の不思議はなかつた。

我此の密説の眞偽を知らず、竊に之を窺ふに、其跡在るが如し。近日佛郎西に金幣を借るの秘議あり。既に其機に先立ち、長防の英に得る所三十數萬金、又英の都督鹿兒島、宇和島に到りて、其の交際益厚しと。

浮説の危  
險

夫拂郎西は饑狼也。英は饑虎也。若一朝此の饑狼に遺肉を與ふる者あらば、如何ぞ腮を張り、目を瞞らして、他を顧るに違あらん哉。狐兔の輩、其間に在て、其の尾を曳き、虎勢を假りて、其の私慾を逞くせざらん哉。試に若此浮説の如くならば、天下の大亂にして、萬民の塗炭眼前にあるがごとし、我が悲嘆涕血して訴へざるを得ざる也。

以上は勝が風説に聞くところを以て、幕府の秘議と對照し、而して最近の時事を證跡として、幕府の當局に向つて、其の反省を促がしたるものだ。

災小人より生ず

災の生ずる、天より降だすにあらず、小人より生ずと。一朝政府正々堂々に歸せば、百奸千邪も、其膽を破り、其志を挫きて、以て我が使用に應せん。我に利ある時は、人其うへに出づるの大私を以てす。たとへ人々私あるとも、我は我が正を以てし、務て高明正大ならば、邦人孰か感動せざらん哉。

至誠は神の如し。此際に到て、何ぞ又毫末も疑を存せん哉。

勝の外力排除

勝は當初から外國の力を假りて、國內相互に相闘ぐことが、やがて印度の覆轍を履むものとして、大いに憂慮してゐた。而して幕府が佛國に依頼する結果は、西陣

外力依頼者

諸大名をして、英國に依頼せしめずんば休まざる趨勢を洞察してゐた。されば彼は極力其の反對の意見を開陳したのだ。此の一點がやがて彼が小栗上野介一味より敬遠せられ、嫉視せらるゝに至りたる所以にして、彼も亦た自から之を熟知してゐた。彼は斯く云うてゐる。自分は小栗から好意もて引立てられたが、此の問題以來は、全く除物にせられたと、恐らくは事實其通りであつたらう。而して此の佛國の力を假りて、薩長をやりつけんと目論見たる者は、果して小栗一人であつた乎。それに就ては、尙ほ精細に吟味する必要がある。惟ふに徳川慶喜其人は、此の問題に就て、果して如何なる態度を持したる乎。それは姑らく置いて論せざるも、彼の股肱腹心の中には、恐らくは其人無いでは無かつたであらう。それは申す迄もなく原市之進だ。

【七七】 幕佛交渉に關する勝海舟の所説 (三)

幕府密計 顛倒

更らに勝の史談會に於ける談話は左の通りである。  
長州征伐の際、慶喜殿には、初めは糧かに看過して、必至となられなかつたのは、

深き意味があつた。それは佛國公使ロセスに托し、金六百萬弗と軍艦とを佛國に注文し、右の來るを日々待居たからであつた。然るに當時佛國にはそれぞれの内情があり、將軍家―家茂―は大阪にて薨去せられ、慶喜殿將軍職を嗣ぐ等の混雜があり、幕府の密計は、悉く齟齬し、幕吏大いに狼狽を極めた。此れにて見れば、取り敢へず長州征伐の爲めに、佛國の金と軍艦とを借用せんとしたことが判知る。

幕府の郡縣政策

抑も幕府では、佛國より軍資及び軍艦を借入れて、主として長州を討滅し、次に薩摩を擊破し、此の二國をやり附けさへすれば、餘の大名は、悉く潛伏するであらうと認め、それから封建の制を廢して、郡縣の制を布き、幕府が中心となりて、其の失墜したる政府を恢復するつもりであつた。

抑も此の密策なるものは、恐らくは一朝一夕の出來事であるまい。佛から持ち懸けた手、幕府から手を出した手、何れにもせよ双方の間に、魚心あれば水心であつたと察せらるゝ。

計略首謀者

此等の計略の首謀者は、原市之進であつた。其議を賛成したる人々はあつたが、

發頭者は正しく原であつた。其の賛成者の中には、慶喜殿を始め、小栗下總守（政等）、松平周防守、小笠原壹岐守等四五人であつた。或時予を召して五人列座の上、佛國より軍資、軍艦を借用して、先づ薩長を討滅して、郡縣の制を布き、内治を整へて後に、外債を償却する見込である。予も定めて異存はあるまいとのことであつた。

或時とは何時である乎。少くとも慶應二年下半年期、勝が上方滯留中のことであらう。

對外借款の危険

予曰く、計略は尤だが、外國より資金を借入るゝは重大の事である。必らず償却の道は、確乎たる見込があらうと問ひ返した。然るに其の返答によれば、それは何等の見込は無い。郡縣ともなれば、何とか方法があらう。若し其道無くんば、一時兵庫、長崎、函館の三港を抵當となし、漸次償却するつもりである。予曰く、成程今日疲弊の際であれば、金を外國に借りて、頽勢を挽回するも宜しかる可し。然れども未だ確乎たる見込へもなく、金を外國に借り、又其上償却の見込も立たず、土地を抵當に入るゝ如きは、尤も危険の處置である。若し一度間違が出來

たらんには、云ふ可からざる國害を醸すであらう。能々御思慮ありて然る可しと論難した。

佛勢力の過信

勝の所説は、概して如上の通りで、仔細に之を吟味すれば、語りて詳かならず、説いて精しからざる嫌もあり、又た其の年時場所、人物等に明確を缺くところあり、若しくは之を精嚴に検討したらんには、或は矛盾も、撞著も免かれぬであらう。けれども其の大體に於て、幕府の内部には、國の勢力を過信し、佛國の力を假りて、幕府掉尾の運動を做さんとする者と、之に反對する者のあつたことは、斷じて疑を容るゝの餘地がない。固より幕人の大多數は、賛成でもなく、反對でもなく、斯る天下の大計には無關心、沒交渉の徒であつたらうが、然も有力なる或方面には、其の意見を把持するばかりでなく、之れが實行に努力したる二三者の存したるは勿論、而して其の事の殆んど闇から闇に葬られ去りたる後に於ては、何人も口を拭ふて、知らぬ存せぬの一天張りにて、打ち過したる者も、皆無とは云はれまい。

【七八】 勝の所説に關する旁證 (一)

大多數無關心

幕府合辦商社設立計畫

如何に勝海舟の所説に、多少の謬誤、若しくは其の記憶の不精確ありとするも、大體に於て、間違なきことは、之を旁證す可き資料少くない。それはレオン・ロツシユは、幕府の間に、商事會社を組織し、一方では、幕府に資金を調達し、他方に於ては、當時輸出品の大宗たる生絲貿易を壟斷せんとするの目論見あり、且つ幕府の軍需品、其の他の輸入品を、一切該商事會社に於て引き受けんと企てたることは、隠れなき事實にして、その爲めに英國側の猜疑心、嫉妬心、競争心、反抗心を挑發したることの事實は、昭々乎として明白であつた。

春嶽意見

尙ほ其事は、英國側ばかりでなく、御家門の隨一として、幕府の親藩たる越前の松平春嶽の如きも、慶應二年七月四日付、京都より、在江戸の大久保忠寛(二巻)に答へたる書中の一節に、

過日伊達(宗城)罷越、先生(大久保を斥す)被申聞候中、方今の禍胎、皇國の存亡に關する一大患御座候。其子細は、今般於横濱、佛人金銀を貸出し候役所とか出來、大名金子を其役所より借用候へば、期限とか又は幾年とかを限り、夫迄に返済出來不申候得ば、土地を渡し候事、初に證文書加へ候との事、第一に幕府にて何百萬

薩藩また  
計畫を  
知る

兩か不知候得共、御借用相成候との事なり。是英人の金子を印度人に貸して、土地を占領候策と同様の由、不戦して土地を取り候策と見へ申候。  
とあれば、其の評判が、伊達宗城や、松平春嶽の間にも漏れたることが、分明だ。既に兩人の知る所となる。安んぞ其の同志にして、且つ同所(京都)に滞在中の島津久光が、之を聞知せざるを得んや。否な彼等は、或は島津若しくは薩藩側から、此の消息を聞いたかも知れない。勝の意見書(參照 七五—七七)には、西國大名の家來共が、佛都巴里にて、此事を承知したとあるではない乎。

商社計畫  
の初め

尙ほ此の商社の目論見は、決して一朝一夕の事ではない。それは慶應元年八月には、既に左の伺書が、幕府當局へ提出せられてゐる。

組合商法之儀に付、御内慮奉、伺候書付

此程御用にて上野介(小栗忠順)横濱表え出張之節、佛蘭西公使より、組合商法相立候は、自然密商等之弊も薄く、御取締も相立、双方國益も不少、加之右之商法相立候得ば、方今居留地外人の内、身元薄の者は、追々退去仕、巨商而已在、留仕候様相成、隨て運上所取向を初め、波戸場改方等に至る迄、手数數も相減じ、目今の如く、

商社の利  
益

多人數役々等被差置候にも不及様成行可申趣申立候に付。  
以上は如何にレオン・ロツシユが小栗上野介を説得したるかを知らぬに足らむ。小栗は固より聰明の士であつたが、然も流石の彼さへ、ロツシユの巧辯には、一杯喰はされたる模様である。

尙評議仕候處、歐羅巴各國、何れも強國の分は、右商法相立居候哉に承知仕、且は内實政府にて、輸出品の懸引も、自由に出來可申趣に付、左候得ば、當今横濱の様子にては、何分御取締も不宜、既に蠶卵紙の如く、最前運上所にて、取扱品、遂に外國物同様、勝手の賣買と相成候も、其原因は、奸商より醸し候事故、此上何様各責仕候ても、十分の御取締相立候見据えも無之、旁々右組合商法取立候は、可然哉と奉存候。

乃ち小栗等は、甘くもロツシユの舌頭に乗りにて、それに賛成した。

尤右の趣、御採用の儀に候は、御沙汰次第、其段ロセス(佛國公使)より佛蘭西外國事務執政(外相)え、委細申遣候間、私兵よりも兼て御願相成居候同國フロリヘラルトえ、右の趣、書翰にて申遣吳候様申聞候に付、其通り取計方可然哉に奉存候

に付、右仕方大略別紙に認取、此段御内慮奉伺候。以上

丑八月

松平備中守  
小栗上野介  
増田作右衛門  
星野録三郎

されば此の幕府合辦の商社組織の相談は、佛國公使レオン・ロツシユの發案にて幕府要人との間に、其議が殆んど實行的にまで進行しつゝあつたことが判知る。

【七九】 勝の所説に關する旁證 (二)

商社中止

幕府合辦商社の設立は、幕府當局でも賛成し、愈よ實行の運びに成りかけたが、事情ありて中止となつた。その事情の中には、生糸貿易を、此の商社にて壟斷するところが、外國公使側にも、尤も不評判となり、内外にかけて彼是苦情の種子を蒔いたことが、其の重なる一であらう。然もそれにも拘らず、幕府の關係は、日を逐うて親

六百萬弗  
借金相談  
旁證

密となり、幕府もイザとならば、佛國を恃みとし、其力に倚らんとしたることは、當時の趨勢自から然らざるを得ざるものがあつた。而して尙ほ六百萬弗借金相談の一件を旁證す可き左の文書がある。此れは本來小栗の手許にあつたものが、彼の遭難の際、其の親類の手に携へ去られたものと云ふ。

オリエンタル・バンク・コオペレーション

横濱に於て千八百六十六年(慶應二年)九月廿八日

御勘定奉行

小栗上野介臺下え

日本政府六百萬ドルラルの高を借用するを望まるゝに付、右期限を記せし當月廿五日附の貴簡落手せしことを告ぐるの榮あり。

此れは小栗から九月廿五日付にて、其の書面を受取つたと云ふことだ。惜しむらくは其の書面が、此れと共に存在せざりしことを。

最初の一分、則ち百萬ドルラルは、此銀行に係らず、全く別段の取扱を経るものとして、是は日本政府の都合次第、余と速に取極ることを得べし。

百萬弗調  
達法

七九 勝の所説に關する旁證 (二)



此れは六百萬ドルの中、一百萬ドルは都合次第銀行に干係なく、別途の方法もて何時でも調達が出来る。

當銀行え金高の形として引渡さるゝ銅の價を定むることは、可成注意して日本政所の益を許りて取扱ふべし。

此れは、其の擔保として、日本から銅を渡す、其の價格も日本の爲めに有利に見積るであらうとのこと。

五百萬ドル調達法

五百萬ドルの期限は、當銀行及びソシエテゼネラルの参考を經れば、當地にある双方の代人より、各其本店に申送るべし。オリエンタル、バンク、コオベレ、イション代人として、余は此事を、英國へ赴くべき第一之郵船を以て、當銀行に關する以上、新に取組む諸件の可否を斷するの任、此者一人にあり、右公司決斷の趣、余に申來り次第、其許へ通知すべし。

英亦參加

譯文甚だ明瞭を缺くも、佛英兩銀行の支店より、各自の本店に申通して、自餘五百萬弗の件は、然る可く取計う可しとのこと、而して自分は最近發の郵船に托し、倫敦の本店に、其旨を申送る可しとのこと、察せらるゝ。

右の件を余が本店へ申遣す折を以て、日本政府先前より此銀行(オリエンタルバンク)と事を取扱ふことにおゐて、常に快く且正實の處置ありしことを告げ、其外總て日本の物産に富み、政府の威力ありて依頼すべきとの事に付、余信思するの意を縷述するは、余がために最も可喜職掌なりと思へり。

代人 トルヘ・トツド

鹽田三郎譯

末段は尋常の挨拶文句だ。此の借款に英國が一口加入したることは、決して不思議はない。凡そ大なる金融の運用に付ては、概ねシンジケートを作りて、之を取扱ふことは、歐洲に於ける通例だ。

別の旁證

尙ほ此の一件を旁證す可き文書がある。それは一八六六年九月十三日付、佛國公使レオン・ロセス(ロッシユ)より、閣老小笠原壹岐守へ與へたる一書だ。

小倉に於て御面會之節、私は速に江戸へ到着し、江府御同列方え談合、早速小倉の方え軍兵差廻し、並我國(佛國)より金子御借受之件々を、速に相定候様、閣下(小笠原を斥す)え約束せり。幸に右之二件之談判、既に昨日御勘定奉行、佛國コンベ

ニーと談合、金子御借受之儀決定せり。(下略)

借金使用

ロツシユは、英國公使パークスが西國へ赴く、其後を趁ひ、小倉に於て當時征長の軍務を總ふる閣老小笠原長行と面會し、その相談を歸府の上果したる旨の通報が、則ち前記の一節だ、之を見ても借款問題が、決して勝海舟の私言でなきことが判知る。但だ此の借金を何の爲めに使用するかは、分明に記載しなきも、征長の爲めであることは勿論だ、而して征長の次に來る可きは、征薩であらねばならぬ。されば勝海舟の所説は、大體に於て、間違なきものと斷定す可き十分の理由がある。

【八〇】 勝の所説に關する旁證 (三)

ロツシユ  
上書

更らに勝の所説を裏書する文書がある。それは慶應三年四月十三日佛國公使レオン・ロツシユより將軍慶喜へ上りたる書翰だ。

薩摩等の  
奸謀

歐羅巴より之新聞紙を見るに、薩摩及び其他之諸侯等之奸謀を以て事をなさんとすること、判然疑ふべきにあらず。

此れは薩摩及び其他の大名が、幕府顛覆の野心あるを云ふ。

彼外國人をして、大君威權なき様思はしめんと計り、其節唱ふる所、左の如し。大君の有する權は、素掠奪せしなり、其位我と同じく大名にして、唯彼が富、我を始として、他之國主皆彼に及ばず、日本には御門之外、主君たるものなし。

將軍職廢  
止案

此れは決して佛國公使の構造説ではない、當時の識者は皆な斯く言明してゐる。大君政權を得んと欲せし時、直ちに之を御門より奪ひ、彼に代りて政事を執りしなり。若御門我が意の如く自由に事を處置するを得ば、大君職を廢し、大國主中の大なるものを以、會議を立、之が輔佐を得て、政事自身に聽く様、處置及ぶ筈なり。

此れは諸侯會盟、皇政を翊賛するを云ふ、當時勿論識者の中には、此の如き意見があつた。

大君外人  
懇親の理  
由

大君は伴りて外國人と懇親なる態をなすは、外國人より金を借り、教師を雇ひ、兵艦を買ひ入れ、即ち強大ならんが爲也。一旦此勢力を得るに至りては、先御門及び日本を思ふ忠烈之臣を滅することを計り、續て諸外國人を打攘ふに此力

を用ゆ可し。

此れは何とも保證が出来ない。或は斯る説を做したる者あるやも、料られざれども、決して識者間の通論ではなかつた。

彼我が利益を計り、事を成さんとする時は、御門にも亦大名にも、聊たりとも相談することなし。然るに外國人の正理なる申立を拒み防がんとする時は、御門並大名之名を假り、形勢の難きを説き陳する也。

或は斯る場合もあつたであらう。既に然らば斯る評説を做したる者あるも、未だ知る可からずだ。

反幕派の  
天皇親政  
論

我等（薩摩其他反幕府側を斥す）は、斯る虚喝と、後患計るべからざるの危政を廢止せんことを願ひ、大君え對し、南方之諸侯盡く連合し、我國に獨之帝たる御門をして、自から事を執らしめ、我等其傍にありて、諸件を會議し、彼（天皇のこと）をして、自から事を聽斷せしめんとす。

此れは薩摩其他反幕府者の所言を、其儘陳述したのだ。固より當時斯る説を做したるもの少くなかつた。

外國依頼  
の報償

此事を擧げんには、先外國之内、或る國の應援を得るにあらざれば、事成難し。然るに我等既に或る國より心強き應援を得、其國人我が情態を憐察す。今より尙厚く我を扶助し、力を盡されんこと要用なり。然る上は外國貿易之爲、我が諸港を開き、我を扶助する外國人と協議し、我に應援するの勞と費とに對し、其外國人より申立通之事を許し、約定を結ぶ可し。

「或る國」とは英國を斥す。我を扶助する外國人とは英人を斥す。此れが所謂る佛國公使が奸謀として、將軍慶喜に進説する所以。

反幕派の  
奸謀

右に擧るものは薩摩を始として、總て大君之敵たる者の兼て唱ふる虚説奸謀也。何れの國といへども、いまだ貴國（日本）正實之事情を知らざるものは、果然疑議を起すは勿論也。故に事之危き今日に在り。

これは上記の所言を總括しての結論だ。斯る次第であるから、日本の真相を知らざるものは、概ね上記の虚説に惑はされ、幕府は空しく世界の諸強國から見離され、孤立の危地に陥るや必然である。ロツシユも亦た相當の説客だ。彼は自己の意見を開陳せん爲め、先づ將軍慶喜の爲めに、現状の岌々乎として危殆たるを痛説

し、將軍慶喜をして己を虚うして、人言を聴くの心境を開かしめ、而して後その意見を進むるの地を作した。

【八一】 勝の所説に關する旁證 (四)

薩人誣言  
辯駁の要

此れより愈よロツシユの意見の開陳となる。

大君若し此時に當り默止閑退するにおゐては、外國政府え對し、其位地を害するに至ること必然なり。故に事情を辯駁するの時、今日にあれば、言語を激切にし、確然事義の貫徹する様圖論するを要す。是をなさんには、最初政務上之事に熟達せる人、國法を以て曲直を斷ずる人、及び博識有名之士を選び、是を集會して、會議を立てること切要なり。

先づ第一に薩人等の誣言妄説を辯駁するの文を作りて、彼等の奸謀を挫かねばならぬ。此れにはその事に堪能なる人々を集めて、相談評定せしむる必要がある。以下は辯駁の内容として、其の理由を歴舉したるもの。

日本正統  
執政者

第一 日本は千八百年之間、兵亂不治を以て、御門之權を取り、之を人選之將軍

の手に委ね、其後に至り、將軍家世々相嗣て、此權を受くることに至れり。

第二 御門は六百年已來、政事を執りし事なし。

第三 御門并公家は、何れも大君の恵みによりて生活をなすなり。

第四 大名は其領地丈を支配し、其地を他人え得ざらしむるの權ありといへども、將軍又は大君之號令に伏從せざるを得ず。

第五 御門は大納言、中納言之官爵を與ふといへども、是少しも權あるにあらず。只大君一人にて之を封じ、國を領する諸侯等之拜禮を受くるなり。

第六 御門をして全權を弄せしむることは、是新に國政を亂し、國內に戰爭を招かんとする處置なり。

以上の六個條は、幕府の正統なる日本政府であり、天皇は只だ名目の上に於て、虚器を擁し給ふ事實を明白ならしむる所以として、佛國公使ロツシユが歴舉したるところ。外國公使の身分にして、斯る問題にまで立入るとは、お節介と云へばお節介であり、御苦勞と云へば御苦勞である。

右說解

即ち第一は天皇の御世は天下大亂、故に將軍政治によりて、天下を平治した。第二、

爾來六百年、天皇は未だ曾て政權を取り給はず。第三、天皇及び朝臣は皆な將軍の扶助を受けて生活す。第四、大名は將軍の命令に服従す。第五、天皇は官爵を授くるも、實權は皆空。第六、天皇に政權を恢復するは、是れ再び日本を禍亂に陥るる所以である。此れがロツシユの、將軍政治の現状維持を必須とする所以の理由として、世界列強に宣揚せしめんとする主旨である。

將軍政治の要

故に是を一言にしていふときは、若大君職、事實には六百年來、規條公理にては二百七十年來（一朝にして亡び）、此大君職なき時は、安治と幸福とを固ふする爲、別

宣傳方法具申

に是を立ざるを得ず。六百年來とは鎌倉幕府以來のこと、二百七十年來とは江戸幕府以來のこと、一朝にして亡びの一句は、誤脱の爲め、前後の文義に照らして、補入したるもの。要するに若し萬一六百年來、日本の秩序と平和とを維持したる將軍政治が覆滅したらんには、更らに新たに一個の將軍政治を建設するの必要ありと云ふ譯合だ。尙ほロツシユは、その宣傳の方法として、左の通り具申してゐる。

此書出來次第、栗本に渡し、彼是を向山に渡すべし。且佛英文に翻譯し、是を巴里

斯在留之歐羅巴、亞米利加、各國政府之公使に其寫を與ふべし。

栗本は栗本安藝守、當時外國奉行にて、佛國公使等と尤も親密の交際をなし、云はば彼は向佛派の巨頭の一人であつた。向山は外國奉行として、當時徳川民部（昭武）一行と與に巴里にあり、云はゞ巴里駐劄日本公使の役目を勤めてゐた。此れも何れかと云へば、向佛派の一人と云ふ可きであつた。

新聞紙掲載

右之事を、佛之有名なる文章家に頼み、數行之文字に認め、是を倫敦、巴里斯にお

みての最名高き新聞紙中に書載すべし。如何にも周到なる注意だ。

### 【八二】 勝の所説に關する旁證 (五)

諸侯隨意可開港の不

佛國公使ロツシユは、更らに左の助言をした。

栗本并向山は、英佛のミニストルえ面會し、其節薩摩其外之大名、其領分内にて、外國人之爲港を開くを望むとの由なれども、大君には既に其懇親なる旨趣之證を呈し、且大君一人にて、外國へ對し、諸事之可否を辨するの任を負ふ。其管轄

を經ず、彼等をして勝手に港を開くを免許する時は、國內に大亂を起すに至れば、外國政府にては、必らず此諸侯の言を容れ用ゆることなかるべしと、大君にも判然なりと思はるゝなりと談話す可し。

此れは將軍は諸侯の領内に於ても、開港を否むものではない。但だそれは將軍の命令によりて開港す可きものにして、決して大名各自の隨意に然かす可きものではない。若し萬一然かする時は、天下は大亂に陥らんと、其の旨を明白に英佛公使に談す可しとのことだ。

若又外國政府右之外、鹿兒島並下關之如き、南方に在る港を開くを望まるゝに於ては、大君にも、右港を領する大名、其開港場之諸務は、政府之管轄を受くることを諾する時は、更に異存なかる可し。

前記の通りにて、鹿兒島にせよ、下關にせよ、外國政府がその開港を希望し、而して其の領主島津、毛利が、其の開港場の管轄を幕府に一任するに於ては、異存無いとの旨を告白せよとのこと。

## 借銀問題

且又外國人も亦已前より條約を取結びし全權、則ち大君之常に全存するを以

て、其利益と思ふべし。如何となれば、大君同盟之政府を以て好き力と頼み思ふ時は、其力を得るに従ひ、條約之旨趣を能遵奉すべし。乍併此力を得んには、費用無き能はず。然るに三百年之太平、兵備之要務を忘れ、諸税も亦從て甚入用ならざりしを以て、收納之法も亦自から缺る處あり。今や此收納之本を嚴にせば、富饒を致さんなれば、此處置に及ばんとすといへども、其法の行はるゝまでの間といへども、貨幣なき能はず。依之大君此時に當り、借銀之事を約定せんとす。借銀の一件が、最終の目的だ。此れが爲めに、千轉萬回して、漸く此處に到達した。税法を改正して、收入の道を講ずるも一策であらう。けれども、それ迄のところ、が差寄り經費を必要とする。その經費の爲めにも、借款を必要とする。

## 借款抵當

就ては、其望通り之質を差出すべし。其内には、大君收納之内たる蝦夷地を質に取らせん。政府之收納及び今英佛之大商社え與へんとする蝦夷地之金銀山より出るものゝ高を以て、右借銀之元利を拂ひ納めんとす。故に彼之旨趣にては、此兩大國へ力を請はんとす。其内一えは陸軍を頼み、一えは海軍之事を頼まれしなり。

佛の底意 蝦夷地抵當とは、極めて蟲の善き申分だ。ロツシユが斯く英國を相棒に援き來りたるは、英を丸め込まんとの手段にして、固より其の獅子の分前は、佛國の手に收めんとの底意であつた。陸軍は佛、海軍は英、然も海軍に必須なる横須賀造船所の如きは、佛にて請負うてゐる。

クローレー  
依頼の事

栗本、向山此借銀之事をクローレー君え頼まば、同人倫敦並巴里斯においての諸手配を可然周旋すべし。

クローレー君日本の爲、信義を全し、且力ある親朋なり、故に諸人彼を信用するとも、更に懸念なかるべし。

栗本は右諸用之外に、大阪において今度外國公使と大君との間、何等之事ありしを、細密に話し盡すべし。

同人(栗本)は又江戸之佛學校之爲、クローレー君と相談をなし、教師を人選すべし。六月之朔日には、栗本君横濱え來ること要用なり。

左すれば彼の使命に付、佛國ミニストル歐羅巴に於て、事を處置するの法を書面に認め與ふべし。且ミニストルより此事に付、彼が政府へ認むる所を示し、巴

里斯に在る有權の人々え宛添書を與ふべし。

同人(栗本)巴里斯に在る内、佛人にて此節薩摩之事務を取扱ふコイント・モンブランを、日本政府の用務に加わらしむること、益ある哉否之模様を察すること必要なるべし。

モンブランは、山師肌の漢にて、當初幕府に用ひられんことを期し、其望み叶はずして、更らに薩摩の用を做すこと、なつた。幕府は此漢の爲めに、少からざる迷惑を被りたること勿論だ。

栗本とロ  
ツシユ

以上を通讀して、如何に栗本とロツシユとの間に、靈犀一點の通するものあつたか、判知る。されば栗本の佛國に赴きたるも、決して尋常一様、月並的の旅行でなかつたことが判知る。但だ彼が外國に於て奔走周旋せんとするに際し、内地に於ては急轉直下、大勢一變したから、遂ひに其策の施す可き機會を失つたのだ。

## 第十四章 佐幕黨と勤皇黨

### 【八三】 佐幕黨の宣言書(一)

佐幕黨の態度  
眼を轉じて幕府の立場を見れば、動もすれば薩長に先を制せられ、所謂鼻を明かされたるものがある。對外的にも勤皇黨の主張は、能く行届きたるも、佐幕黨の方は寧ろ受太刀の姿であつた。されば前記の如くロツシユが勸告したるも〔参照ハ〇―八三〕、決して偶然ではなかつた。流石に聰明なる將軍慶喜は、直ちに其の勸告を容れ、幕府の立場を外國に向つて宣揚するの文を作らしめた。それは單に外國人に示す爲めばかりでなく、如何に當時の佐幕黨中の知識階級が、其の所謂イデオロギ―を主持したるかを、知る可き文書なれば、茲に此れを掲載する。要するに此れは佐幕黨の宣言書と見做す可きものだ。

慶應三年六月國律案

天皇親政

爰に日本上代の事を考ふるに、載籍備らず、其詳なる得て知るべからずといへ

政權武門に移る

ども、今を距る二千五百年前、第一代磐余彦尊(神武天皇の御名)玆土に君臨せしより千有餘年之間、御門國內之政務を親せしなり。

此れは天皇親政の事を云ふ。

其後相門權を専らにし、諸國爭亂不已、萬民俯育を得ざるより、源家始て興り、是より以來、土地、金穀、兵馬、刑賞之權、悉く是に委任して、御門は曾て預る事なし。是六百八十餘年之今日に至りて尙然り、則ち天意人心之向ふ所、劃然別に一天地を開きしは、誠に自然之勢といふべし。

此れは頼朝鎌倉に覇府を開らきし以來の事を云ふ。

戰國時代の混亂

源家以來數姓を易へて、今代に至る。其間凡四百餘年、世を治め民を救ふの徳ある者乏しく、只威強を競ひしにより、足利氏の末に至り、晦盲否塞、天下一日も寧歳なく、萬民塗炭に苦めり。

戰國時代の混亂を云ふ。

徳川家康の徳

是天之東照神君を待て、斯世を救ひ、斯民を樂地に赴しむる所以にして、其一統より今日迄、實二百六十年、萬民歡呼、太平を謠ふ。其盛徳大業、前古に超逸するは、

八三 佐幕黨の宣言書(一)

二九九



固より頌贊を不待なり。

是れ徳川家康の徳を頌したるもの。

夫神君之天下を得るは、全く盛徳の然らしむる所にして、源家以來之業を繼ぎしといふにも非ず、其規模之宏遠なる、威武之盛大なる、開國以來未曾有所、是時に當て、天下萬民之服従する、猶百川之壑に歸するが如く、上下相慶する、猶雲霧を披て、天日を觀るが如し、故に御門に於て、其功德に報ふるに、源家以來大君之業を以てするは、誠に自然の正理といふべし。

徳川氏の天下を取りたるは家康功德の然らしめたる所。

故に神君之全權を保有せしは、昔時相門之威權を擅にして、其實寸兵尺土あらずといふが如きに非ず、又源家以來群雄之力をかりて、天下を強制せしといふが如きに非ず、眞に萬民を一統し、天下の人心歸嚮會同して、君臣之禮を執りしなり。

藤原氏の専權とは、其科を殊にす、家康は實力を以て、天下を取つた。

神君賓天之後、時之大君、國內大名を率ゐて之を日光山に祭り、閩國悉其後に從

藤氏専權  
と殊なり

家康祭祀  
の厚

ひ、各方物を貢す、御門も亦其徳を稱し、奉幣使を遣して、東照宮之神號を贈り、猶其天下に大勤勞あるを忘給はず、毎年神忌には、必御門より使を立て、幣物を捧ぐ、恰其祖神を尊が如し、此禮今に至りて怠らず、大名も各其領内に於て、宮祠を建て之を祭る、天下恩徳に浴する者、數百年の久しき之を慕ふて忘ざる事、哀子之慈母を思ふが如し。

徳川家康を持ち上ぐることに、至れり盡せり、但だ、毎年神忌には、必御門より使を立て、幣物を捧ぐ、恰其祖神を尊が如し、に至りては、餘りに甚だしと云はねばならぬ、祖神とは何ぞ、伊勢の大神である。

#### 【八四】 佐幕黨の宣言書(二)

朝幕關係

更らに朝廷と幕府の關係に就ては、左の如く語りてゐる。

夫御門の政務に預らざるは、既に六百八十餘年、然れども開關以來神統連綿たる萬古不易の至尊なれば、國內是を尊恭する天神に同じく、世々の大君も亦時時大名を率ひて之に朝す、御門に於ては、大小之政務悉く大君に委ねて、拱默成

を仰ぎ、大君は全國政務之權を保持して、恭遜の徳を抱き、御門を尊ぶ事最敬禮を盡す。是今日天下太平之基たる所なり。

此れは過去に於ては、概してその通りだ。但だ、時々大名を率ひて之に朝すの一句は、寛永以來、文久に至る迄、全く關けてゐた。而して、恭遜の徳を抱き、事實相違である。

## 奸雄私心

今を距る六百年餘、時に御門政權之武門に歸するを快とせず、兵を起して是を滅さんとしたれども、事不成。其後百年にして、又其事起り、一旦之を滅すに至る。然れども刑賞處置を誤り、且人心の武門に歸する既に日久し。故に數年ならずして、又其權を失ひ、足利家出て全國之政務を掌握する。源家之如し。夫より後、時に奸雄、御門の至尊たるを以て、是を挟みて、大事を舉んとする事ありといへども、皆其私心より出しなければ、偶々世を亂るに足るのみ。

前のは承久の亂を云ひ、後のは元弘、建武の天皇親政を云ふ。所謂る奸雄とは信長乎、秀吉乎。若しくは其他の群雄乎。

## 徳川氏統一制法

今の大名といへるは、昔相門權を弄し、政綱廢弛せしより、土著の豪族、競ひ起り、

源家に歸す。大名の名は此時より始りたれど、今の封建の如きには非ざる也。足利家時之群雄之力をかりて、天下を得しにより、其功に報ふるに數國を割與ふ。是より封建之勢稍成る。其後四分五裂、天下大亂、神君是を一統するに至りて、其跋扈不遜之者は悉く之を滅し、恭順なる者は之を存し、新に功臣を封じ、懿親を建て、大小強弱并全し、加ふるに郡縣之制を以て、専ら強幹弱枝之法を立、是に於て僻陬遐荒、尺土一民といへども、大君の有たらざる所なし。是其良法美意、古今に冠絶する所以なり。

此れは大名の由來より、徳川氏邦内統一の制法の精神を説く。強幹弱枝之法とは、極めて妥當だ。但だ如何せん、後世に至りては、其の精神は死して、空文となり、今や却て「弱幹強枝」の現實となるに至つた。是れ實に徳川幕府末路の變局だ。之を察せずして、徒らに空文を説くも、卓上の空談に過ぎない。

大名の職、領内之政事をなし、其地を守るの權は與へたれども、大小之事悉く大君の命に従はざる事を得ず。且其祿之大小に従ひ、軍役之定ありて、事ある時は、大君の催促に應じ、四方に兵を出し、無事時は其領内を守りて、私に兵を動す事

## 大君の統治

を得ず。其第宅は江戸にありて、家族は常に此に置き、其身一年は江戸に詣りて大君に參勤し、一年は暇を賜りて、領内に歸りて、政事をなす。婚姻、元服、家督、其他凡慶弔、領内に於て、私に之を行ふ事を得ず。悉く江戸へ詣りて大君の稟准を受く。父没すれば、其子封を襲ふことを乞ふ。大君之に遣領安堵の事を命ず。若罪あれば之を移し、之を削る。只大君の意の儘なり。其官爵を與ふる年功又は忠勤之次第に寄り、大君より御門に白して之を授く。御門に於ては、只大君の言に従ひ、一己の意を以て、與奪する事は無きなり。

最近時の  
大名行動

此れは徳川家光や、徳川綱吉や、若しくは徳川吉宗時代に於ける事實である。然も今やそれが全く歴史的事實にして、現行的の事實ではない。諸侯の室家も、藩地に還らしめてゐる。參勤交代も、廢止ではないが、極めて不規則に行はれてゐる。大藩の大名は殆んど隨意行動をなしつゝ、あつた官爵の與奪なども、往々幕府に勅命もて嚴重勵行せしめられたる例は一再ではなかつた。斯る現在の事實は、少しく日本の事情に通ずる外人は、皆な之を知らざるものはなかつた。さればそれ等の外人の眼中には、如上の陳述の如きは殆んど一片の反故紙に過ぎないであらう

と察せらるゝ。

【八五】 佐幕黨の宣言書 (三)

慶喜將軍  
繼承

神君已來今之大君(慶喜)に至る凡十五世。其新に立時は、御門高位之公家を使として、江戸に至り、政務を委ぬる事。故大君の時之如くたるべき事を告げ、慶禮を行ふ。大名も亦悉く之を賀す。然る後大名及全國部内の土地を有する社領、寺領に至る迄、新大君より所領如元たるべき旨、朱印を以て之を與ふ。大名も亦誓書を出して、忒心なき赤心を表す。加賀其他之大藩をはじめ、悉く臣禮を執りて、大君に謁す。聊も違失ある事なし。

現在の事  
實

此れは將軍繼承の事を云ふ。從來の成行は正しくその通りだ。御門の供御及公家の家祿も、悉く大君より之を給し、別に其事を掌る役人を命じ、御門之許にありて、之を計はしむ。此れは現在の事實だ。

天皇將軍  
親善

抑御門之政に預らざる既に久しく、其内度々の大亂を経て、宮闈荒廢に及び、公

家等も亦奔避所を得ず、千歳の都も長く寒煙荒草の區となる者數百年、神君是を憂ひ、速に再興して内裡を造營、巍然たる壯觀、頓に舊に復し、公家等之家祿も之に應じて増し與へ、天下始て御門の尊を知る。前大君(家茂)に至りて、年來の廢典を起し、大名を率ひて之に朝し、盛に禮典を行ふ。且今の大君は長く京都に在て大君の位を襲ひしゆへ、御門之依頼最深く、故に偶其間に離間せんと謀る者ありといへども、策の施す所なし。

是れは所謂る自畫自贊のみ。然も半ば以上事實である。

鎖國令由

日本政府に於て、外國に交通せしは、中古は葡萄牙、斯厄利亞(英國)諸國も來りしに、天草の一亂より、時の大君(原註、神頼より)通交を准ずる朱印の□書あり、今猶歐羅巴諸州に其寫ありと云)禁鎖の令を下して、支那、阿蘭陀のみ貿易を許す。朝鮮、琉球は信使來聘を通じて、所務は其接近之大名へ任せたり。

此れは鎖國令を布きたる由來に就て云ふ。

從來の風

近年西洋諸國始て條約を結び、月を逐ひ、年を重ね、互市益盛なり。今の太君固より英邁之質を以て、富強之術を謀る。是に因て西洋各國と益懇親を厚ふし、從來

之風を一洗して、悉く開化に赴かしめんとす。今殆ど進歩之地に至らんとす。

説いて將軍慶喜に至りて、之を百尺樓上に措く。正に是れ畫龍點睛。

幕府正統  
宣言

西洋各國素より東洋諸國之事はいまだ詳にせざる處あり、殊に日本に至りては、國體之異なる所あれば、實際上に於て、必了解しがたき事あらん。是に於て、開國已來之沿革を概論し、且六百年來自然の勢を爲し、全國の治平する所と、今の太君政府二百六十年來繼ぎ來りし大業の威權、紀綱の大目、確實之情狀とを詳にして、日本に交る各國の人に示さむとす。各國政府及び其部内之人民、眞實なる日本之國勢を知りて、一時流言無根之説に迷ふ事なく、益交誼を厚ふし、雙方國家之安全幸福を深く望む所なり。

此れは畢竟佛國公使レオン・ロツシュの獻言に基き、世界列強に向つて、幕府が日本に於ける正統なる政權の存在所であるを宣言したるものにして、其の立言は専ら過去に於ける將軍政治を讚美し、其の歴史的事實を安排して、外人の視聽に訴へたるもの。然も之を以て、現下の形勢を支持せんとするは、隻手もて瀑布を堰き止めんとするの類にして、固より行はる可き事ではない。然るに栗本安藝守は、

栗本謙辭

之に對して、左の如き讚辭を平山圖書頭に呈してゐる。

御國律文詞森嚴申上候は如何にも恐入候得共、鏗然作金石聲者草創討論潤色之妙、殆不能贊一辭也。敬服。

と成る程彼等仲間の眼中には、斯く映じたのであらう。されど天下の形勢は、何時迄も舊幕の委任政治で支持せらる可きものではなかつた。時勢は既に皇政復古となつてゐるのだ。

### 【八六】 佐幕勤皇兩黨の立場

論據只二 前記は〔參照 八三—八五〕固より外人に示さんが爲めの宣言書であるが、之を内地に宣言するも、此れ以上、此れ以外には出づ可きものは一つもない。要するに佐幕黨の論據は、詮じ詰むれば只だ二。一は六百餘年以來、幕府政治の傳統、就中二百餘年踏襲し來れる徳川家康以來の傳統、即ち歴史的慣行である。二は一切の政權を、天皇より委任せられてゐる事である。彼等は本來日本の統治者ではない。されど天皇より一切の政權を委任せられてゐるが故に、その委任によりての統治者である。

る。

消極的辯

斯く將軍政治の立場を辯明し來れば、將軍政治は、決して皇權を掠め竊める偽政府でなく、正統なる政府であることを立證するには、未だ必らずしも不足とは云ふ可からずだ。併しながら是れ唯だ現状維持も、決して不正不義を行ふものではないと云ふだけのことにて、勤皇黨の論據に對しては、一指をも加ふることは出來ないのだ。

勤皇黨主張

勤皇黨の立場は、理論的と實際的との両面がある。理論的には、日本國は神孫の天壤無窮統治し給ふ國土である。日本國の主權者は、萬世一系の天皇である。日本本來の姿は、天皇親政である。故にその本來の面目に復古す可きである。此れが勤皇黨の理論的主張だ。

對外實力なし

實際的に於ては、幕府は到底世界外國と對立して、日本國の國權を保持し、國威を擴張するの實力が無い。その證據は、癸丑甲寅以來の事實が、歴々として之を證明してゐる。幕府の二百幾十年存立したのは、對外の干係無かりし爲めだ。一たび對外關係の生じたる曉には、到底現状を維持することが出來ない。何となれば對外

關係に際しては、舉國一致が必要である。然も舉國一致は、只だ天皇親政の下に行はる可きものにして、徳川政治本來の目的は、舉國分割、互ひに相ひ牽掣せしむるを目的としたるものであるからである。然るに幕府自身は、積弊の下に、積弱に陥り、自から立つことさへ十分でない。矧んや他をして立たしむるをやだ。故に今日幕府の存在するは、唯だ日本に取りて、百害ありて一利無い。今日の計は、唯だ速かに現状を打破して、天皇親政の下に、衆智を集め、衆力を合するの他に、奇策も無ければ、妙計も無い。

佐幕黨論  
據無し

如上の論據に對しては、佐幕黨は殆んど對抗す可き論據を持たない。如何に委任論を持ち出すも、天皇が其の委任を取消し給ふに於ては、幕府はそれに恭順する以外に、何等の所作は出来ない。されば佐幕黨は唯だ如何に勤皇黨が表面口を天皇親政に藉るも、其實は政權を壟斷し、自己の野心を逞うせんとする口實に過ぎずとの動機論一本槍もて、對抗するに過ぎないのだ。

幕府積弱  
現状自覺

將た幕府積弱の現状には、佐幕黨の悉くとは云はぬが、其の尤も聰明なる連中は、業に既に十二分に自覺してゐるところ。されば彼等は理論抗爭は姑らく措き、先

現状維持  
難

づ實力をもて反對黨に打撃を加へ、彼等をして事實的論理の前に叩頭せしむる外に、手段もなければ、方便も無しと諦め、此に於て内は幕政を革新して、其の機能を刷新し、外は佛國と結びて、其の財力、兵力、及び其他の力を假り、之に頼りて以て反對黨を一掃せんと企てたのであらう。若し夫れ大多數の佐幕黨に至りては、憤憤濛々、只だ傳統的情性に驅遣せられて、自から安んず可からざる現状に安著したるに外ならざれば、唯だ沙汰の限りと云ふの他はある可からずだ。姑らく理論的論争を措きて考察すれば、勤皇黨も、佐幕黨も、到底現状の維持す可からざるは、何れも能く之を知つてゐた。癸丑、甲寅以來、或は意識的に、或は無意識的に、幕府の祖法は、幕府の大官高僚によりて、或は改正せられ、或は破壊せられ來つた。それを確實に現状維持に立ち戻らせんと試みて、遂ひに其元を喪うに到つたのは、恐らくは井伊直弼一人のみであらう。而して其の尤も現状維持の不可能なるを熟知したる一人は、新將軍徳川慶喜其人であつたらうと信せらるゝ。

## 第十五章 原市之進の遭難

### 【八七】 徳川慶喜の左右

原横死 幸運は幸運を伴ひ、厄運は厄運を誘ふ。徳川幕府の末期に際して、特に此感がある。就中原市之進の横死の如きは、實に其の重なる一に數へねばならぬ。

慶喜左右の人 徳川慶喜其人自體は、固より他の扶持を俟たず、一人歩行の出来る人物であつた。されど彼も亦た大名の子である。如何に下情に通曉したとは云へ、如何に聰明にして自から用ふる漢とは云へ、其の左右に股肱腹心を必須とす可きは勿論、矧んや家康以來、未曾有の大難、多艱の日に際して、其の人物に急なる可きは勿論、但だ不幸にして、彼の左右には、其人無かつた。今ま姑らく慶喜の親信したる人物を數ふれば、第一は中根長十郎であつた。彼は一橋家居附の用人で、慶喜が一橋家を嗣ぐ以前からの用人であつたが、慶喜に用ひられ、御用人番頭に進んだが、文久二年十月二十六日、慶喜に随つて上京せんとするに際し、その二十三日、雉子橋外に

中根長十郎

て浪士數人に要撃せられて死した。彼は老成人にして、他の怨を沽ふ可き人物ではなかつたが、此の横死は、或は其の同僚平岡圓四郎の言によつて、然りしならんとの流説があつた。(徳川慶喜公傳)

平岡圓四郎

平岡圓四郎は、詩人にして幕府の能吏且つ廉吏である岡本近江守(號花亭)の四男であり、夙に川路聖謨に器重せられ、水戸の兩田(旨田、藤田)に推薦せられた。會ま慶喜が、其の諍臣を得んことを求めたから、其父齊昭は、藤田の言を納れ、彼を慶喜の侍臣たらしめた。此れは本來平岡の志ではなかつたが、やがて彼は慶喜の非凡の人物たるを知り、遂ひに心を傾けて之に奉仕した。例の西城繼嗣事件には、九天の上、九地の下、必死、必生の運動を爲したが、事志と違うて、甲府に蟄竄せられた。然も慶喜が文久二年七月將軍後見職となるや、其の十二月に召還せられ、文久三年五月以來再び慶喜の左右に侍し、大小の事、概ね彼の獻替に出でざるはなかつた。而して元治元年六月十六日夜、京都に於て、川村惠十郎と共に、一橋家家老渡邊甲斐守を、其の旅宿に訪ひての歸途、暴徒に要撃せられ、右の肩先より左の肋に切り下げられ、即死した。而して川村は傷きながら、賊を逐うたが、遂ひに及ばなかつたと

云ふ。

平岡死因

曾て浪士等が平岡に向つて攘夷因循を論詰したるや、平岡は其責を中根長十郎に嫁し、その爲めに中根は横死したと云ふ風説であつたが、平岡の死も亦た水戸藩士等が攘夷因循の事をもて原を論詰したるに、原は巧辯もて、その責を平岡に嫁したる結果と云ふ、其の要撃者は水戸藩士林忠五郎、江幡貞七郎であつた。

慶喜因循の根原

平岡は一代の奇才であつた、彼は辯論に於ては橋本左内と相ひ當つた、曾て兩人の討論を傍聴したる中根雪江は「圓四郎は智辯俊逸、難詰萬般を極め、左内は才識高邁、明辯意表に出づ、師質(中根雪江)傍に在つて酔へるが如く、醒むるが如し」と記してゐる。當時世間では一橋中納言を因循に陥る、罪魁は平岡圓四郎であるとの説があり、江戸では「出沒明山、暝色遙、前途日落更蕭條、平岡十里癡雲合、望斷江門第一橋」の諷詩を作りて、之を誹議したるものがあつた、明山は小笠原長行であり、平岡は申す迄もなく平岡圓四郎、癡雲は水野忠徳、第一橋は一橋慶喜を斥す。

黒川嘉兵衛

平岡圓四郎と相並んで一橋慶喜に奉仕したるは黒川嘉兵衛だ、彼は安政元年彼理提督再來の際、浦賀奉行支配組頭として、彼の肖像は米國官撰彼理紀行中に掲

げられてゐる。文久三年七月以來一橋家に仕へ、平岡横死の後、用人筆頭となり、専ら其事に任じたが、慶應二年八月其職を免せられ、若年寄支配となつた、其の理由は明白でない、嘉兵衛に如何なる事やありけん、公之を斥くるの志あり、「徳川喜公傳」とあれば、遂ひに慶喜其人の信任を失したるや明けし。

前に平岡後に原

黒川は只だ幕吏中の練達せる一人と云ふ可きもの、固より彼が慶喜其人を左右する程の力量手腕あつた譯ではなかつた、但だ其人を求むれば、前に平岡あり、後に原ありと云はねばならぬ、而して原の慶喜に對する獻替は、到底平岡の及ぶ所ではなかつた、乃ち慶喜の位置が高まるに従ひ、其の及ばず感化は昂進した。

### 【八八】 原市之進の横死 (一)

原市之進の横死

原市之進の横死に就ては、大久保利通日記中に、左の通りの記事がある。

八月十四日曉、幕小監察原市之進、旅亭に、幕臣三人差越、原に面會致、殺害其ま、首級相携、板倉閣老に差越候を、原家來駟付、一人は玄關にて屠腹、兩人相戰屠腹いたし候よし風説。



とある。而して大久保は、此の事件に就ては、何等の著語を加へず、たゞ左記の書類を掲げてゐる。

斬奸狀

閣老板倉に差出候書付之寫

原 市之進

梅澤孫太郎

右者共元水藩にして、源烈公に奉事し、先哲之間に交り、兼々尊攘之大義を講究しながら、當時顯要の地位に居り、奸謀を逞し、剩へ今度兵庫開港之義に付、恐多くも先帝之叡旨も不顧、天聽を欺罔し奉り、我君をして勅許を要し奉るに至らしめ、源烈公之御遺志を奉じ、我君を輔佐し、尊攘之盛舉御施行あらしめて、社、至當之義なるに、死をおし、己が榮利を貪り、苟安を旨とする件々、不少、臣等之多言を待す、國體を破壊し、天倫を滅裂し、共に不戴、天賊臣等衆之所惡、必ず此を誅するの儀に當る。上は先帝在天之靈に奉謝、中は君家之御辱を雪ぎ、下は衆人之所望に答ふる也。天下有識之士、幸に是を諒しくれよ。

幕府小臣

鈴木恒太郎

同 豊太郎

依田雄太郎

落首

風もなき二百十日に原あれて首も三つ飛ぶ板倉の門

大久保の感興

以上は大久保利通日記中、原市之進横死一件の記事である。大久保が其の日記中、斯く詳記したるは、如何に彼が原の横死に就て、輕少ならざる感興を持つてゐたか、判知る。大久保は固より其の反對派の重なる一人の横死を驩迎するほどの小丈夫ではない。けれども彼は決して此の一件を、雲烟過眼に附することは出来なかつた。それ程原の一死は、當今政局の上に、重大なる關係を持つてゐた。

尙ほ其の顛末に就ては、左の記事が尤も精確と察せらるゝ。

原横死の顛末

十四日朝、遊撃隊之者と申候而、兩人原殿旅館に參り、拜謁願出候處、一應御取調候儀有之候間、出來不申段被及斷候由之處、一口申上度儀有之候間、御登城懸に而も宜敷御座候間、鳥渡拜謁仕度段申出候間、左候は、逢可申と、居間之次之方

八八 原市之進の横死(一)

三一七

に通し置、原殿には丁度食事中而、食事相濟月代有之家來共勝手に而、食事いたし居候、鏡も不見、自身に鬚を削被居候處、右之兩人兼而家來共通ひ候口より居間に踏込、原殿には矢張家來と心得、振向も不被致歎、聲も不立、後ろより兩肩に切込、手もなく首を刎、其儘首級を提げ、脱置候刀も不取に奔出、板倉様に罷出候由。

以上が原横死の實話だ。

鈴木恒太郎行動

是より先板倉様に陸軍奉行並之組に而、鈴木恒太郎と名乗、公用人に逢申度段申入、取次往復中、右兩人首級を携、御門え參り、幕人に而有之候段、相答候得共、御門を入不申、其趣御玄關に相答候間、恒太郎者狼狽いたし候歎、便所に參り候、座を立ち、他の間に這入、書付に名札を添置、致切腹候由。

此れは鈴木恒太郎が板倉閣老旅館に於ける行動だ。此れにて鈴木恒太郎、同豊太郎、依田雄太郎が同志、同腹の仲間であつたことが判知る。而して彼等が何故に原を殺したる乎、何人に指嚇せられて然せし乎、そは別に記するところあるであらうが、原當人にとりては、全くの不意打であつたことは、前記によりて分んだ。

### 【八九】 原市之進の横死 (二)

加害者死去

記事は尙ほつゞく。

御旅館(原市之進の旅館)には、前條之物音を知候時者、最早首級を提げ、逃出候間、若黨兩人、仲間一人、直様追懸候由、兩人は板倉様御門者明き不申、追手は迫り候付、壹人は御門外にて切腹、壹人は急遽故歎、脇差も持不申候間、自及出來不申、彷徨いたし居候内、原殿若黨奔付仕留、兩人の首を取、主人之首も取返し引取候由。

此の勇敢なる若黨は、小原多三郎と云ふ者だ。

加害者の身分

右兩人は鈴木豊太郎、依田雄太郎と申すものにて、豊太郎は恒太郎の弟、雄太郎者陸軍奉行の仁、依田佐助と申もの之伴之由に御座候。恒太郎者切腹致し候へども、死を遂不申候間、直に療治を加へ、糺明有之候得共、咽を突居候間、言舌不相分、筆先にて少々宛者相分り候趣にて、今度三人申談、江戸より罷登、兩三日前置京、前條之擧におよび候由。

加害者の身分は、此れにて分明。

市川列の  
鼓舞

恒太郎帶し居候刀は、餘程能き道具にて、中々輕輩之所持可致品に無之、拵は水戸風之由、素懷の書付は、水府之文體、致方も大關(大關和七郎、水戸櫻田浪士)列之仕方に類し、且又梅澤殿は、是迄格外向之御用も無之、當前之當番位にて、左程他より僧を被受候程之儀も無之、旁水府之奸黨、市川三左衛門列より鼓舞いたし、刀をも遣し使ひ候にて可有之との、榎本殿御尊御座候事。

榎本對馬  
守

此處に榎本殿とあるは、榎本對馬守道章にて、彼は慶應二年八月一橋付用人より目付に擢任せられたるもの、以上の談話は、肥後熊本藩の京都留守居青地源右衛門池邊宗右衛門が、榎本より親しく聽取したるもの、榎本は當日板倉閣老旅館へ始末詰附諸事取計ひたるものだ(改訂肥後藩國事史料)。尙ほ此の報告書に附して、國許の家老等に送りたる在京重臣の一人、田中典儀の書中には、

幕威の衰  
微

右は全く水戸藩中にて可有之との見込も有之候得共、榎本殿尊之通に候得ば、御家人に相違無之と相見申候。ケ様之珍事出來候も、幕威之御衰微歟と被相考可嘆事共に御座候。

とあるが、此れは誰れしも同様の嘆を發す可きであつたらう。

刺客教唆  
者

扱も原を殺したる三人は、幕府御家人であるが、何人が彼等を煽動し、若しくは教唆し、若しくは依頼し、若しくは命令して、此事を行はしめたる乎、徳川慶喜公傳には、左の如く説明してゐる。

山岡等の  
企圖説

或は傳ふ、旗本の士、山岡鐵太郎、中條金之助、神原安女、小室瀧三郎、松岡萬關、口良輔(隆吉)等江戸にあり、市之進を目して、公の英明を覆ふ奸物となし、誓つて之を除かんとす。乃ち兵庫開港の件を以て、其主罪に擧げ、依田雄太郎等三人の壯士を誘ひて、刺客の任に當らしむ。雄太郎等間行して京都に入り、遂に兇行に及べるなり。

此れが一説だ。

雄太郎江戸を發するの翌日、鐵太郎は同志と共に、薄井督太郎(龍之)と會し、始めて市之進の人物と、其政見とを聞き、決して邪謀の臣にあらざるを曉り、刺客を放ちたるを悔いたれども、今や既に及ばず。

此れは薄井其人の談話を傳へたるものなれども、薄井其人の談話は、往々に誇大にして信じ難きものあれば、姑らく之を掲げて参考とするに止める。

高橋泥舟の煽動説

又曰く、旗本の士、高橋伊勢守(泥舟)目付たらんことを望みて得ず、是れ必ず市之進の妨害ならんと猜し、兵庫開港の物議紛興せるを奇貨として、罪を市之進、孫太郎に歸し、稠人の中に罵りければ、壯士等之に煽動せられて、遂に兇行に及べるなりともいひ、又本國寺詰の水戸藩士中にも、去年より市之進を除かんと計る者あり、彼の三人が七月十日江戸を發せしは、水戸藩士中にも知る者ありしとも傳説せり。

と記してゐる。尙ほ鈴木恒太郎も、糺彈の際に、原の人物の卓越せること、兵庫開港の已む可からざること、を聞き、自から其の非行を悔い、從容刑に就きたりと、何れにしても刺客の背後には、何人かゞ存したることは、決して疑を容れない。疑問は只だ其の何人乎である。

【九〇】 原市之進の出身 (-)

原と慶喜との關係

原市之進は、恐らくは徳川慶喜の一生の中に於て、殆んど其父齊昭の兩田——戸田、藤田——に於けるが如き、或はより以上の役目を、或る期間即ち其の將軍たら

んとする以前、及び將軍たりし以來に於て、働らきたる一人であらう。一人存して天下存し、一人亡んで天下亡ぶと云ふ程ではないとしても、少くとも公人として徳川慶喜の立場は、原市之進一人の存亡によりて、非常の影響を來たしたるに疑がない。

大久保と對立する者

必らずしも其の材の長短、其の器の大小を較ずるではないが、幕府瓦解以前、京都の大舞臺に於て、倒幕黨の大久保一藏と相ひ對立するものは、佐幕黨に於ては、實に原市之進であつた。而して正しく彼一人であつた。彼死して大久保は、全く其の好敵手を喪うたと云はねばならぬ。

原の立身

原は水戸藩士にして、其父原十左衛門の二子、而して藤田東湖の母丹氏は、十左衛門の同胞であつたから、彼は東湖とは從兄弟の親縁があつた。彼は文政十三年正月六日水戸に生れ、幼にして穎悟、會澤憩齋に就て、經史を修め、從兄藤田東湖に師事した。弘化元年、烈公幕譴を被り、藤田、會澤其他の正義派皆な罪を得るや、彼の父兄も亦た其罪を蒙つたが、彼は十五歳の青年として、能く家事を整理し、益す講學に励めた。嘉永二年、文を青山延光に、武藝を其の専門の諸家に學び、五年十二月、烈

公の許を得て江戸に赴き、羽倉簡堂の門に入り、簡堂に器重せられ、傍ら鹽谷岩陰、藤森天山に就て遊び、翌年昌平校に入った。

長崎に赴く

嘉永六年露使布恬廷の長崎に來り、筒井政憲、川路聖謨、古賀謹一郎等の應接の爲め出張を命ぜらるゝや、藤田は原をして川路に隨行せしめた。此れは彼をして外國の事情に通せしめんが爲めであつた。藤田が彼に囑望したる所の多大であつたことは、此れを見ても判知る。彼は其の見聞を録して、西遊記を著した。歸東の後又た昌平校に學んだが、安政二年藩命によつて歸藩し、安政三年正月水戸の五軒町に菁莪塾を開き、徒に授けた。曩きに藤田東湖、茅根寒綠塾を設けてゐたが、何れも江戸に去る（而して藤田は安政二年十月二日の大地震に、戸田と與に死した）。是を以て原の塾に趨くもの、藤田、茅根の門生を初め、諸藩の子弟來り遊ぶもの多く、毎に五六百人を下らなかつたと云ふ。

歸藩開塾

勅諭還附  
反對

彼は識者をして東湖以後に、東湖ありと云はしむる程の聲望を、青年子弟の間に博した。安政五年勅諭の水戸に下るや、彼は其の廻達を主張し、九月十五日同志十五人を拉へて江戸に潜行し、尤も斡旋した。萬延元年の春、幕府勅諭の還納を水戸

に迫るや、原は其の不可十個條を列擧して、幕府に建言したが、自身は表面に立つて運動しなかつた。當時水戸藩の志士は、長州の志士と通謀し、文久元年八月秘密約束を結び、爲す所あらんとしたるに際し、原は水戸に在りて、志士を糾合し、諸生を江戸に遣りて形勢を偵察せしめたが、遂ひに文久二年正月十五日、關老安藤對馬守を要撃したる所謂坂下門の變が出来た。而して其の殺奸狀は、原其人の起草にかゝると云ふ風説があつた。

奥祐筆頭  
取となる

同年大原重徳の勅使として東下し、一橋慶喜を後見職、松平春嶽を總裁職に任じ、幕政改革の事あるや、彼は梅澤孫太郎と與に、執政大場一眞齋、武田耕雲齋を佐け、江戸に赴き、諸藩の有志と交通し、内外にかけて大いに努力する所あり、十二月奥祐筆頭取となり、大番に班し、水藩在府要路の一人となつた。

始めて慶  
喜に謁す

時に一橋慶喜は、上京の命を受け、其の實兄水戸藩主徳川慶篤を、小石川邸に告別の爲めに訪問するや、原は初めて慶喜に謁し、改革に就て進言した。此れが彼の慶喜と相得る嚆矢であつた。

【九一】 原市之進の出身 (二)

一橋家に  
入る

文久三年春、水戸中納言慶篤將軍家茂に隨ひ上京するや、原は執政大場一眞齋、中山與三左衛門と共に先發し、四月藩主歸府の後も、命によりて京都に留り、公卿の間に周旋し、屢ば慶喜にも進言する所あつた。當時水戸藩士は本國寺に屯したるが爲め、之を本國寺黨と稱したが、原も亦た其の一人であつた。而して元治元年四月、一橋慶喜が禁裏御守衛總督たるに際し、慶喜の請要によりて、一橋家に御雇として入つた。その六月平岡圓四郎の暗殺せらるゝや、用人黒川嘉兵衛が事を用ひたが、其の實權は専ら原に歸したることは、申す迄もなかつた。彼は一方には禁門の變に於ける長兵の撃退、他方には武田耕雲齋等の中山道より北陸に入り、漸く京都に迫らんとするを沮止す可く、慶喜の海津出陣等に際し、彼は縱横に其の機宜に處し、其の手腕を發揮した。世論は彼が其の同志の先輩武田等に對する措置の慘忍を咎むるも、彼を辯護するものは、彼が陰に人をして其の遺孤を匿し、之を收養せしめた一事を舉げて、彼の志の存する所を明にしてゐる。彼は慶應元年四

武田に對  
する措置

月、慶喜に従へる途上、馬より落ちて脊髓を傷め、困臥旬日の間を偷んで、「督府紀略」

二卷を著はして、一橋慶喜の當時に於ける事歴を傳へてゐる。

榮遇無比

彼の位地は時と與に累進した。九月十四日には、一橋家御側御用取扱を命せられ、十一月九日には、幕府より三十人扶持を賜はつた。十一月慶喜の命にて、御雇中席順等は、本役御用人の通り心得べしと傳へられ、威權益す重くなつた。慶應二年七月二十日、將軍家茂の薨するや、彼は一橋慶喜をして、宗家を嗣がしむるは勿論、其の將軍職を襲がしめんが爲めに、頗る運動する所あり、遂ひに其志を達した。乃ち彼は慶喜の宗家を嗣ぎし當日、八月二十日に於て、奥番格奥詰となり、食祿五十俵を賜ひ、布衣の班に進み、又目付に任せられ、百俵を増し賜ふた。所謂る一日に五たび遷ると云ふほどにて、榮遇無比と云ふ可きだ。

權要を占  
む

十二月には彼の希望通りに、慶喜に將軍職の宣下が天降つた。今や彼は新井白石が、甲府の潜邸より千代田城に移りたる將軍家宣に於けるが如く、否なより以上の權要の位地を、最後の將軍慶喜に向つて占めた。白石は専ら顧問として獻替に勤めたが、原は殆んど自から之を謀りて、自から之を行ふの仕事をしつゝ、あつ

た。彼が二條關白齊敬、賀陽宮朝彥親王等を手玉に取りて、大久保一藏と、虚々實々の活劇を演じたるは、尤も興味多き歴史の町場であつた。十二月二十五日、孝明天皇の崩御に際し、彼は慶喜の命を受けて、山陵及び葬祭の事を掌り、一に古典に復した。山陵功竣るや、慶喜は時服を賜ひて之を賞し、尋で邸を二條に賜うた。

敵また多し

慶應三年の上半期に於ける、四賢侯(松平春嶽、島津久光、山内容堂、伊達宗城)會議に對抗し、慶喜をして兵庫開港の勅許を得せしむるに至つたのも、固より原市之進の力であつた。されば當時の志士は、原を睨んで慶喜其人を誤る曲者と爲し、若しくは奸物と爲し、彼に向つて甘心せんとする者は、嘗だに勤皇黨ばかりでなく、佐幕黨の中にも、少くなかつた。恐らくは彼が出身地の水戸藩士中にも、彼の敵はあつた。而して其中には彼の榮進に對する嫉妬心が、手傳うたことも、亦た争ひ難きものがある。

原以外人物なし

然も如何なる理由にせよ、何人の使嗾にせよ、彼を將軍慶喜の側より奪ひ去りたることは、慶喜其人に取りては、非常なる打撃であつた。幕府にも人物無きにあらず。或は原と相ひ匹し、或は其上に出づ可き者もあつたらうが、慶喜其人と相得る

ものは、恐らくは原以外に、其の才能、手腕、力量に於て、原と相匹する者一人も無かつた。永井尙志、平山敬忠など、或は小笠原長行、板倉勝靜など、其の大名格、旗本格の中に於て、多少慶喜の信任を得たるものもあつたらうが、然も彼等は原ほどの徹底力、遂行力を缺乏してゐた。

### 【九二】 原の人物と政局の推移

天狗黨中の偉材

原市之進は、實に問題の人であつた。彼は東湖の姻戚にして、會澤の門下であつたから、固より天狗黨の仲間であつたに相違ない。然も天狗黨には、慷慨憂憤の士多くして、其の長所は、寧ろ理義の議論にありて、實行の經綸、才略には疎であつた。此事は東湖も頗る遺憾として、曾て同志の徒には、實用の材少く、却てその材は、反對派、所謂の奸黨に多きを嘆じたることあつた程だ。然も其中に於て、原其人は實用の材であつた。彼が慶應三年八月十四日、横死したる時は、實に三十八歳にして、大久保一藏に比して一歳の兄、西郷吉之助に對して三歳の弟であつた。されば彼は實に油の乗りつゝある盛りで、然も新將軍慶喜の懐刀となり、正さに大いに爲す

原狀貌

所あらんとしたる一時であつた。抑も彼が果して西郷、大久保、就中大久保と對抗して、如何なる活劇を演ず可かりし乎は、全く想像圏外の問題にして、何とも明言は出来ぬが、假令互角の勝負でなき迄も、大久保に取りては、相應の手答へある好敵手であつたことは、彼が慶應二年の下半年から、慶應三年の上半にかけ、約一週年間、京都に於ける大久保との暗黙交闘劇の筋書を見れば、自から瞭然たるものがあらう。

市之進狀貌雄偉、眉目清秀、沈毅にして、才略あり、巧に鋒鏘を露さずして、よく功を奏するを以て、薩長諸藩は固より、幕府、水藩にも、陰險なりとして猜忌する者多かりき。(水戸小史)

重野安釋の原評

と云へば、彼が東湖流の陽性でなく、や、陰性を帯びたるは、彼として陰險なりとの印象を、他に與へたる所以であらう。彼と與に昌平校に學び、且つ彼と相知りたる重野安釋は、他日彼の遺稿に序して曰く、

識老氣靜

仲寧(市之進)性縝密、識老いて氣靜なり。色喜愠なし。耆宿達官、一見して、其偉器なるを知る。而して世の慣々者流は、則ち所謂らく、其中深文測るべからずと、是れ

仲寧の大に用ゐらるゝ、所以にして、又其奇禍に罹る所以なり。

と、是亦たや、原市之進の人物を評し得て、尤當なるに庶し。兎に角彼は徳川慶喜の側近に於て、始にも後にも、比類なき一人であつた。彼を喪うたる慶喜は、宛も角なき牛であり、蹄なき馬であり、牙なき猪であり、且つ爪なき鷹であつた。

春嶽哀情

松平春嶽は、固より原市之進に、偏頗的なる好感の持主ではなかつた。然も彼の横死に對しては、彼の同志大久保一翁に與へたる書中の一節に、

原市之進も不慮之災害、可憐は勿論、上様(慶喜)嚙々御心痛、御輔翼と被思召候仁、尖脚實に奉恐入候。此人世間之風聞は色々有之候得共、頗人材、可惜存候。外藩人之所爲かと奉存候處、豈圖御手下に而、別而痛嘆之次第、何なる意思哉と愚考盡兼申候。

此れは局外人の公論に幾し。

尙ほ川瀬教文は、原の爲めに辯じて曰く、

川瀬教文の論

中根長十郎の横死が、平岡圓四郎の言に出で、圓四郎の死が、原市之進の言に出づといへるを眞とせば、市之進の横死も、天道は還るを好む、所謂爾に出づるも



のは、爾に反れるなり。然れども余は能く其爲人を知る。一橋公(慶喜)も嘗て市之進の誠忠を賞せられしことあり。決してさることを爲す者にあらず。市之進の公に於ける寵遇最も優渥。幕臣之を猜忌し、江戸にある者は事情に通せずして、嫉惡殊に甚し。其害に遭ふ。或は教唆に出づるものならん。

是亦た一説として存し置く。

原岩倉關係

如何に原が容易ならぬ策士であつたかは、當時朝紳の間に於ける勤皇黨の首領、岩倉具視の洛北岩倉村の幽居を、彼は潜に招かれて、再三訪問したと云ひ、現に香川敬三は當時小林彦次郎と稱し、岩倉門下の士であつたが、岩倉の席上にて、原に面會したと云へば、此の兩人の間に、如何なる意見を交換したるや、之を知るに由なきも、彼等兩人の間に、若干の交渉あつたことは疑を容れない。但だ何れにもせよ、彼の死は、政局の推移には、多大の影響があつた。

## 第十六章 長薩使節の往來

【九三】 木戸孝允鹿兒島に赴く (一)

大久保山口の前提

薩長交渉の概略は、既報の通りだ(参照 三六)。而して薩長土の三角干係に就ても、やや詳説した(参照 五一―五九)。然も此の機會に於て、木戸の鹿兒島訪問の一事を叙する必要がある。要するに木戸の鹿兒島訪問は、或る期間を隔て、大久保の山口訪問の前提とも見る可き、重要な事件であるからだ。而して大久保の山口訪問は、實に薩長聯合に最後の極印を捺したるものであるからだ。

話頭は慶應二年の十月に逆轉する。

公然使節の始め

最初薩州からも使が來ますし、長州からも使をやりましたけれ共、總て秘密の御内使者でありましたが、此の時始めて公然の使節を交換することとなりました。それが丁度慶應二年の十月でありまして、最早四境の戦争も濟んでからで、尤も小倉の方は、まだやつて居りました。此の十月の二十四日に、薩州の黒田

九三 木戸孝允鹿兒島に赴く(一)

嘉右衛門、今の清綱君であります。此の人が正使として、それに平川甚左衛門、東郷源四郎と云ふ人が副使で付いて参りました。

此れが薩長聯合に就ての公然の使者である。

長薩答禮使

それで忠正公(教親)は、黒田の一行を湯田の高田殿へ御引見になりました。いろいろの賜物もありますし、極めて鄭重なる御馳走もございます。さうして暫く滞留して居りまして、此の黒田の一行が歸ることになりますと、長州では薩摩から公然の御使者が来たから、此方からも、公然の使者で返禮をしなくてはならぬと云ふので、木戸準一郎を正使とし、御小姓の河北一と云ふ者を副使として、お遣はしになりました。

薩長共に其の眼中に、幕府無かつたことは、此の公然たる使者の交換を見ても判知る。

使命訓示

忠正公(教親)は出立前日に、此の兩人を御召になつて、親しく其の使命を御訓令になりましたが、其の御訓令を、兩人が受けて、木戸の宿所に歸つて居りますと、俄かに井上四郎と云ふ御小姓が参りまして、急に殿様からお召しであるから、

御前にお出ると云ふ事でありましたので、木戸と河北は早速御前へ伺ひますると、忠正公の仰せられるに、薩摩ではひよつとすると、二藩聯合した以上は、馬關の海峽を鎖して、天下の勢を控制しやうと云ふやうな論が起るかも知れぬ。さう云ふ論が起つたならば、決して承諾してはならぬ。予は公明正大の道を踏んで、精神を透す積りである。天下の人を苦めて、自己の功業を成すと云ふやうな、卑しい事は嫌ひであるから、さう云ふ論が出たならば、假令聯合が破れても、聞いてはならぬぞよと、懇々申聞けられたので、兩人も畏つて退出したさうであります。

馬關海峽閉鎖問題

此の馬關海峽閉鎖問題の一件は、果して毛利敬親が自發的に斯く訓令したのである乎、將た誰れか、入智慧をしたのである乎、何れにもせよ、馬關海峽閉鎖の意見は、往々之を口にするものあつたから、或はそれが實現する曉には、又たしも外國と干戈を交へねばならぬことを杞憂して然りし乎。

木戸等の出發

さうして木戸等は、十一月の十六日に、山口を出發しまして、三田尻から丙寅丸に乗つて参りました。是は英國人のクラブと云ふ人の周旋で、高杉が買入れま

した船で、船長が河野又十郎、運用方が石川龜之進、蒸汽係が田中顯助(田中光顯)、山根文二郎と云ふ様な人でありましたが、途中先づ馬關へ寄りまして、ソコデ黒田嘉右衛門一行と、大村藩の渡邊昇が乗込ました。渡邊も薩長聯合の用務に就き、木戸と談合の必要があつて、參つたのであります。

惟ふに此の如く薩長の代表者が打揃うて鹿兒島に乗り込むことも、實に時勢の變化と云はねばならぬ。木戸其人の胸中には、定めて無量の感慨が湧き出でたであらう。

【九四】 木戸孝允鹿兒島に赴く(二)

薩州船旗  
を用ふ

以下は木戸一行の鹿兒島行に關する記事だ。

丙寅丸が馬關を出る時には、長州の船旗を撤して、薩州の船旗を掲げました。是は其頃は四境の戦争は済みましたけれども、小倉の方はまだボン／＼やつて居る時であつて、長州の船印では危険ですから、薩州の船印に換へたのであります。それから玄海灘を通航して、唐津の沖に往きますると、船長の河野又十郎

唐津威嚇  
砲撃

が命令を下して、俄に薩摩の旗印を下して、長州の一畫三星の徽章を掲げました。さうして唐津の城下に向つて、空砲を三四發、ボン／＼打出したさうであります。

云ふ迄もなく、唐津は小笠原壹岐守長行の城下である。

さうして使節の一行は甲板の上から兩眼鏡で見て居ると、唐津では驚いたと見え、陣羽織を着て、陣笠を冠つた侍等が、右往左往して、騒いで居ります。其れを船の上で見て慰んだと云ふ事でありませぬ。是は途中で無聊に堪へぬから、行きがけに惡戯をしたのである。

好き惡戯とも云ふ可き歟。

長崎寄港

長崎に入りますと、幕府の番船が、船の四方を取巻いたさうであります。現に薩州の印を樹て、薩州人が乗込んで居るのでありますから、輕易に手を下すことは出来ませぬ。それで夜中に上陸して、薩摩の邸に這入り、其處で休憩して、翌日又長崎を發しましたが、風波の爲めに天草へ寄りましたので、大分ひまとり十一月二十八日に、鹿兒島灣へ著港致しました。

鹿兒島に 此の如く十一月十六日に山口を發し、同月廿八日に鹿兒島に著した。此れでも汽  
入る 船の旅行であつた。

さうすると向ふでは二十一發の祝砲を發ち、紫の幕などを引廻はした小舟で、  
先づ正使の木戸準一郎を迎へ、次に副使の河北一を迎へると云ふ様に、なかな  
か鄭重の取扱でありました。

薩人は能く事を解してゐる。特に交際の作法、技術に於ては、尤も卓越してゐる。

上陸饗宴

上陸すると、島津修理大夫、大隅守父子が、御引見になり、三十日には西洋料理の  
御馳走などがあつて、餘程立派な宴會であつたと見えます。

寔に鄭重を極めた馳走だ。

馬關海峽  
問題

其席に列したのは家老の島津伊勢、桂右衛門、それから黒田嘉右衛門、伊地知壯  
之丞、接待掛三雲東一郎、木田彌右衛門(親雄)でありました。頗る懇親の宴會であ  
りました。が、酒酣なるときに、伊地知壯之丞が發言して、薩長聯合した以上は、早  
く馬關の海峽を控制したら如何でござらうかと云ふ事を申しました。  
果然馬關海峽問題が出で來つた。

木戸は成程こゝだ、殿様が御注意になつたのはこゝだと云ふので、何とも返答  
に困つて暫く黙して居たさうであります。が、それはどうも可いますまい。馬關を  
鎖すと云ふ事は、上國との交通を絶ちまして、天下の人が難儀をするから、此事  
だけはお断り申すと、斯う言ふたので、是まで頗る懇談して興が發して居た所  
が、急に坐興もしらけて了ひました。

左もある可き事だ。

それを見て取つて桂右衛門が、更に盃を洗つて、さう云ふ事は止して、まあまあ  
召上がれと言つて、酒を勧めたので、其の話は流れて、再び懇談に立戻つて、無事  
に宴會も済みましたさうであります。

待遇懇切

それからと云ふものは、或は舟遊に誘はれ、或は製造所の見物に誘はれ、非常な  
御手厚の待遇を受けまして、無事に使命を果して、鹿兒島を出發しましたが、歸  
途は大村藩に立寄りしました。(忠正公勤王事蹟)

而して木戸等が大村藩に立寄つたのは、大村藩の向背を決するに、與つて尤も力  
多かつたことは、固より言ふ迄もなかつた。

【九五】 薩使來聘に關する廣澤の書簡(一)

黒田の山口訪問

抑も黒田嘉右衛門等が公然薩藩の使節として山口に來りたるは薩藩に於ても、決して尋常一様、月並的の修交使ではなかつた。其の模様は廣澤兵助が山口よりして當時馬關に出張中の木戸準一郎に當てたる書翰が能く之を語つてゐる。

廣澤會見

彌以御壯榮被成御滯關、奉恭賀候。扱は薩藩黒田嘉右衛門其外、昨夕到著に付、今朝弟事旅寓迄罷越、致相對、御使命之旨趣、其他委曲致承知候處。

黒田挨拶

抑も正使黒田嘉右衛門、副使平川甚左衛門、東郷源四郎等は、薩船三邦丸にて、十月十五日鹿兒島を發し、十九日馬關に著し、三邦丸は此れより上方に向ひ、使節等は二十二日薄暮山口に入り、二十三日朝、廣澤は彼等の旅館を訪うて、面會したのだ。第一當度諸口戰爭御都合好相整、右御歡御見舞との御事に而、君公御自翰、尙進物等持參之由、實に彼國一統御國を御信用被爲在候次第、如何にも感銘之至奉存候。

此れは黒田等の使命を聞き質したる上にて、自己の感想を陳べたるもの。彼國と

は薩、御國とは長。

併自反勘考仕候得ば、乍恐彼國被致信用候丈之何も實行無御座邊、恥入候事に御座候。

此れは長藩の現状が、未だ薩藩からの推奨と、信用とに値ひせざるを云ふ。

且又上國見込筋、最前橋府より梅澤孫太郎爲内使被差越候旨趣も、畢竟國事御相談と歟、何と歟、鄭重に見せ掛け、其實は自分將軍に可被押立との私意に有之邊、餘程姦謀之至、薩公御父子御所勞と申事に而、不取敢御斷相成居。

此れは黒田等の語るところ。一橋慶喜が、目付梅澤孫太郎を内使として、薩藩主の上京を促がし來るも、其節は自から將軍たらんと欲する野心の姦謀であるを看破したから、久光、忠義父子は、所勞と稱して之を謝絶したと云ふことだ。

基本確立の要  
根元今日に當り、朝權御挽回之好機會に而候處、御條理不相立、第一御間近く宮堂上方、御正義御方々、御慎御免續而、太宰府五卿方同斷、御歸京之上、條公(三條實美)杯は、屹度御登用被爲在、都合御基本相立候上に而、朝廷より斷然大小侯伯御召と申筋に相成度事に而。

此れが正當の手續だ。此れが正式の作法だ。

只今御召杯は矢張是迄之將軍家顔に而、入らざる朝廷之御沙汰を取續候様に而は、逆も皇運御挽回之御目途相立申間敷と申議論に而、陽には御所勞に付御上京御斷陰には右邊斷然たる御處分有之様とのため、小松大夫、西郷吉之助杯被差登、既に馬關迄、黒(黒田嘉右衛門)嘉同船に而罷越候由に御座候。

以上は薩藩の藩論を、黒田等の口より聽取したる次第と、其の事實とを、廣澤から木戸へ轉報したるものだ。

基本を占め候處、相考候得ば、實に尤千萬之事に而、何地迄も薩と御國とは存亡興廢を共に、戮力同心之決心に相聞へ、威服之至に御座候。

此れは廣澤が、自家の黒田等と對話して得たる印象、感銘を、其儘木戸に書き送らるるものだ。

薩藩遣使の眞意

惟ふに、長藩の四境戦争は、當時の識者には、非常なる衝動を與へたるに相違なく、特に幕府の到底支持す可からざるを看取し、蚤とに見切りをつけたる薩藩としては、長藩の實力をば、相當に評値したるに相違ない。此に於て薩としては、即今の

急務は、先づ長と握手して、其の回天の事業の相棒たらしめんと期したるに相違なく、その爲め自から進んで、公然使節を派遣するに到つたのであらう。而して此れは慶應二年十月のことだ。

### 【九六】 薩使來聘に關する廣澤の書簡(二)

接待豫定

廣澤の木戸に與へたる書簡は、以下につゞく。

明日於高田御殿拜謁被仰付、於御前拜領物並御酒頂戴被仰付、明後日於客館、當役衆相對、如例表通り御料理等被下候御都合に御座候。

明日とあるは慶應二年十月廿四日のこと、明後日は廿五日のこと。

黒田人物

御存知之通、嘉右衛門(黒田)は、餘程之人物に而、先達太宰府五卿方、暮え引渡否み候一件、杯得と承知仕候に、愉快之事に御座候。

黒田清綱も亦た相應の人物であつた。餘程の二字は、或は買被りかも知れぬが、碌の凡吏、俗流の役人ではなかつた。

當地使命之趣、相濟候得ば、三田尻え出、鳥渡上國罷越、彼國蒸汽船便を以、歸國之

舎に有之事に寄五代一同又々罷越都合にも可相成哉萬端不都合無之様相運候間御安慮可被下候。

尙ほ黒田嘉右衛門は船便の都合により遂ひに馬關より答禮使木戸一行の丙寅丸に便乗して歸國したる次第は既記の通りだ。〔參照 九三、九四〕

答禮使派  
遺豫定

老臺え同藩より書翰并送物等段々有之請取置此狀御地相達候砌は自然御驅違立至り候哉難計に付右書翰差留置申候此度之使命徳川氏並列藩之嫌疑を不憚公然たる事に付從此御方も積る御答禮御挨拶旁近々御使節被差立候様仕度相合居申候右概略得貴意度如此御座候勿々謹言。

木戸は薩  
の希望か

此れにて見れば答禮使には必らずしも木戸を擬したものでなかつたことが判知る或は廣澤自から薩摩に赴かんとの意志ありしかとも察せられるが薩使等は固より木戸に面して歸國せんとの意向なりしを以て木戸は十月廿八日馬關より山口に還り晦日正使として薩摩に赴く可き命を拜するに至つた木戸の薩摩に赴くことは薩使は素より恐らくは薩藩の希望であつたと察せらるゝ。黒田等の持参したる薩藩主父子の親翰は左の通り。

薩藩父子  
の書簡

一 翰啓上仕候向寒之砌御座候處御闔門御揃御勇剛可被成御座奉大慶候夏以來幕兵侵入處々戰爭御勝利之段傳承仕奉恐賀候併不一方御心配之筈と奉遙察候扱先般も申上置候通後來尙又御互に御親睦申上候爲愚臣差出申候縷々之心緒怵置申候間御聞取被下度奉希候先は右旨趣申上度如此御座候恐惶謹言。

十月十五日

松平修理大夫

島津大隅守

毛利大膳様

毛利長門様

千萬無量  
の意味

二 仲時季御保護專一奉存候小生輩にも無事消光仕候間御放念奉希候以上此の文書を見れば單に尋常一樣の禮聘でなきことが判知る御互に御親睦申上候爲の一句には千萬無量の意味が含有せられてゐる此れは薩長聯合の紐帶を今ま一層緊密ならしむ可き目的であつたことが分明だ尙ほ黒田等の齎らし來

れる進物は、紬上布十反、薩州波平作新刀大小各一口、薩州奥平元金及び平安善作作槍二本であつた。而して長藩主の黒田等を待つ殷勤を極め、既記の如く、十月二十四日には、湯田の高田殿にて引見し、其の使命を聞き、酒饌を賜ひ、翌二十五日には之を客館に延き、二汁五菜の盛饌を饗し、黒田、平川に各銀幣五枚、東郷に金幣二百匹を賜ひ、其他隨行者にも、それ〴〵物を賜うた。

廣澤木戸に談る

尙ほ十月晦日付、廣澤の木戸に與へたる第二書の一節に、  
薩への御使者の儀は、於君前既に御直に被仰聞も有之由にて、實に乍残念尊臺へ相讓、既に今日表通り、窺書差出候事に御座候。併所詮御留守勝にて、御内輪折合方如何可有之候哉、御都合次第何時も御交代可致候。

とあれば廣澤は必らずしも木戸と使節を争ふの事なきも、木戸が差支あれば、何時でも引き受くるだけの用意は、最後まであつたものと察せらるゝ。要するに當時長藩の人物として、武事の上には兎も角も、一般の政務に就ては、木戸以外には廣澤、廣澤以外には木戸、此の兩人が横綱であつたと察せらるゝ。

【九七】 木戸等訪薩餘聞

五代の船來らず

木戸一行は、當時長藩の汽船丙寅丸が修理中であつたから、薩藩の五代才助が、上方より廻航する薩船に、黒田等と同乗するつもりであつた。その爲め黒田等も、五代の船の來るを三田尻で待つたが、五代は容易に來らなかつた。黒田が十一月七日付、木戸に與へたる書翰中にも、

借僕等ども、當所轉宿以來、既に今日迄七日を経候得共、同藩五代見え不來、多分は京攝間に抑留せられ、無致方、御約定に相背候半、於僕輩も氣之毒此事に御座候。右次第に付、猶此末無際限、彼船相待候様にも難仕、因て先日田中顯輔子(光顯)え及示談候儀有之候處、即其御地(山口)へ被差越、尙決議之上、否可被申越との趣にて、去る四日三田尻發足致し候付、是亦日々其一左右相待候得共、是以今日迄何たる消息も承不申。

とある通り、薩使も五代を待ちあぐみ、今度は長藩の丙寅丸に便乗せんと欲し、其の機關方である田中顯助へ相談し、その爲め田中は山口に赴いたが、田中からも



亦た何等の報知もないとのことにて、彼等は先づ三田尻より馬關に赴き、一行の東郷は陸行にて歸國したが、黒田は馬關にて木戸の来るを待ち受けてゐたことは既記の通りだ。(参照 九三、九四) (本文の田中顯助即ち田中光顯は、九十七翁として、昭和十四年三月廿八日逝いた)

木戸黒田  
と同行を  
欲す

又た木戸は十一月十四日付で、黒田に左の如く申越してゐる。

五代君にも、未何たる御様子も不相分、就ては三田尻表に申越、小艦(丙寅丸)修覆相調居候はゞ、十六日十七日之間には、必揚碇仕候覺悟に御座候。實に空敷長々御待せ申上、何とも奉恐縮候。千万申上兼候得共、今暫時之儀に付、何卒御供仕度、偏に御許容奉願候。

木戸馬關  
發

斯くて木戸の一行は、十一月十六日山口を發し、三田尻より丙寅丸に駕し、馬關に至り、當時病臥中の伊藤俊輔を見舞ひ、黒田及び大村藩士渡邊昇を同乗せしめ、十九日開帆したることは既記の通りだ。而して長崎より鹿兒島に赴く船中、木戸は田中顯助の酌に和して、

途中詠詩

東天風雨惡、西海屢揚波。一舸不避險、逆風入薩摩。

の五絶を賦し、更らに船の鹿兒島に近くや、

茫々南洋水雲多、輕帆如葉只衝波。連山一帶盡還起、遙見海門是薩摩。

の七絶を賦した。當時冲天の意氣は、此の二絶中に隱躍してゐる。尙ほ木戸等の齎らしたる毛利父子の返翰は左の通りだ。

島津宛毛  
利氏狀

尊墨拜誦仕候。日増寒冷御座候得共、貴家被爲揃御清榮奉敬賀候。然ば國難之次第御推察被成下、御紙上之趣、別而御厚情之至、殊に御使者を以、數多之佳品被差贈奉深謝候。將來是よりこそ彌以御懇親仕度奉依頼候。大略は貴价えも申述置候得共、此よりも御答禮として、不取敢小价差立候に付、心事御聞取奉願候。是までも使者差出べき處、道路梗塞、不如意之次第、遺憾奉存候。先は拜答迄如斯御座候。恐惶謹言。

十一月十五日

廣 封(元徳)  
敬 親

修理 大夫様

九七 木戸等訪薩檢聞

二白御端書之旨、辱奉存候。爲神州猶時下御自愛奉專禱候、弟等碌々罷居申候間、御垂念被下間敷候。頓首。

右起草者

これは「松菊木戸公傳」の所記によれば、木戸の起草に據りて出來たるものと云へば、其の立言の體を得たるは、固より云ふ迄もなし。其の「是よりこそ彌以御懇親仕度奉依頼」の一句の如き、如何にも意味深長である。此の如くして薩長の聯合は、愈よ日一日緊密に趨いた。

## 第十七章 長 英 接 近

### 【九八】 長と英との交渉

木戸復命

木戸等は途中大村藩に於て接待を受け、大いに大村藩の老臣要人等に向つて時勢を談じ、十二月十四日馬關に歸著し、尋で山口に還り、十八日藩主敬親に謁して復命するところあつた。惟ふに此の公然たる使節の薩長兩藩に往復したること、は薩長聯合に取りては、頗る重要な事件にして、爾後山縣等の上京薩邸に潜伏したる次第、及び柏村數馬、御堀耕助等の上京、薩藩要人等との會見等は、既記の通りである。（參照 五一—五九）

逆縁順縁  
となる

話頭一轉、薩長の聯合は此の如く緊密に赴きつゝあるに際し、英長の關係も亦た然りであつた。薩藩が英國の艦隊と砲火を交へ、其の逆縁が却つて順縁の端緒となり、薩と英とは切つても切れぬ交情を來したるは、既記の通りであるが、長も亦や、之に類するものがあつた。元治甲子の八月、英、佛、米、蘭四國の軍艦が馬關を攻

撃するや、其の主力は英國にして、講和談判も、主として英人を相手として結著した。而してその以前井上聞多、伊藤俊輔等の英國密航の因縁ありて、それがやがて長と英との因縁となりたるは、固より言ふ迄もなし。

馬關砲臺  
築造

講和條約の中には、長藩は馬關に於て、新たに砲臺を建築せざるばかりでなく、舊砲臺を修理し、大砲をも配置せざる可しとの約ありて、若し條約面通りなれば、馬關は全く防備撤廢となる。然も長幕の開戦は、長藩をしてそれぞれ新砲臺を海峽の要所に築造するの已む可からざるを、奇兵隊幹部山縣狂介、福田俠平等によりて建議せしめ、藩政廳も亦た之を納れて、先づ大砲を萩より馬關に輸送せしめ、新たに防備を設くることとした。固より條約違反は、覺悟の前の事であつた。然るに會ま長兵は幕艦と誤認して、英艦を砲撃した。藩政廳は、爲めに伊藤俊輔を長崎に遣はし、英人に向つて釋明せしめんとした。然るに英艦は八月十三日馬關に來航して、砲撃の事由を詰問す可く、長藩吏員に會見を要めた。此に於て高杉晋作は、前原彦太郎、遠藤市太郎と與に應接し、その誤認を謝し、且つ砲臺新築の對幕府交戦の爲めに、已むを得ざる所以を解説した。尋で二十四日、英艦一隻更らに馬關に來

木戸英艦  
長會見

パークス  
の馬關寄港  
約

りて、木戸に會見を要めた。木戸は藩命を承けて、馬關に赴き、英艦長に向つて、辯疏尤も勧めた。要するに幕艦の來襲に對して、自衛の爲めに、防備を忽にす可からざる所以を詳説して、終ひに英艦長をして、強ひてこれを追窮せずして去らしめた。却説も英國公使パークスは、六月(慶應二年)初旬、水師提督キングを伴ひ、横濱を發し、馬關に碇泊し、將さに鹿兒島に赴かんとした。此に於て高杉晋作は、伊藤俊輔と與に、英艦に赴き、パークスに面會し、其の歸路再び馬關に寄港せんことを約した。惟ふに薩英の親交は、長の尤も關心したるところにして、長も亦た英と親交を締するの、尤も必須なるを——一般の攘夷熱尙未だ醒めざる徒輩は論外として——長藩の當局及び識者間には、痛感してゐたに相違なく、その爲め故らにパークスの再來を約したものであらう。此れは六月十五日のことだ。

パークス  
馬關に來  
ら

越えて二十四日には、英軍艦亦た馬關に來りて、長藩の事情並に藩主の公使引見に關する可否を知らんことを要めた。長藩では藩主は固より公使を引見するに意ある旨を告げた。然も英國公使パークスは、長幕交戦中なるをもて、鹿兒島より宇和島に向つて去つた。その爲めに藩主とパークスとの會見は、未遂に了つた。然

るに木戸の薩摩に使用して、長崎に抵るや、英國水師提督亦た長崎にあり、木戸は彼と會見して、時事に就て互ひに意見を交換した。

【九九】 キング提督三田尻に来る

キング提督の  
會要請求

水師提督キングは、長崎より福岡に廻航し、數日滯留し、更らに兵庫に赴き、用務を了へ、再び長崎に來りて、本國に還らんとするを告げ、其の通航に際し、馬關に寄港し、藩主父子に引見を願はんと欲し、之を木戸に告げた。此れはパークスが、前約を踏む能はざりし爲め、其の代りにキング提督をして、藩主に面會し、英長の交を温めんとの下心であつたことは、固より言ふ迄もなし。當時に於ては、長も英に要むるところがあつたが、英も長に求むる所があつた。當時日本國中を見渡す限り、大名中の有力者は、薩を除けば、長を除けば、薩、佛公使既に幕府と相ひ結托す。英公使が薩長と結托するに於て、何の不思議か是れあらんや。木戸は固よりパークスの意衷を察し、キング提督の藩主引見を望むも、彼は當時薩摩に向つて使命を奉ずるの途中なるを以て、其の確答を避けた。然もキング提督の來訪は、殆んど豫

木戸の英  
人接待準備

定の事實として、木戸は薩摩よりの歸途、長崎に立寄りたる際、同地に在る長藩の遊學生川北義二郎をして、薩藩邸員中原猶介に就き、薩藩主父子の外人接待の實例を問はしめ、豫じめ、その準備をした。而して彼は鹿兒島より使命を了して、山口に復命すると同時に、亦た此事をも藩政廳に報じ、藩議の決定と、藩主の允可とを求めた。

キング馬  
關に入る

果然十二月二十八日、キング提督は英艦四隻を率ゐ、馬關に至つた。只今馬關遠藤謹助より、飛檄到來、英水師提督初四艘之軍艦彼地來著。今午後案内船を出吳候得ば、一寸三田尻罷越、君公拜謁仕度との由申事にて、兼て御授有之通取計候付、早急華浦被遊御出馬候様との御事申來候付、若殿様御事明曉迄に、其御地可被遊越著との御事候條、諸事御都合好御取計可被成候、右爲可得御意、如此御座候。(十二月二十八日夕七時)

尙々兵助事御供被仰付との御事に付、追付御先へ罷出、御手傳可致候、以上。

キングを  
三田尻に  
延見せんとす

此れは廣澤兵助等より、木戸孝允、松原晋三へ當てたる書翰だ。藩主敬親は、親から引見するに意なく、世子廣封をして、引見せしめんと欲したが、當時彼は萩に赴い